



この第二期は、政治経済的には戦後の民主化から、反動化への時期であった。一九四九年からのレッドパージに始まる。一九五二年からはサンフランシスコ条約により占領状態を止め「独立」をするが、日米安全保障条約のもとに対米従属下に入る。五五年辺りからは朝鮮戦争特需による経済の復興が完了し、その後はいわゆる高度経済成長のはしりとなっていた。「五五年体制」のもと、保守独裁下に入り、政治的、教育的、文化的にも厳しい戦前回帰、反動化が吹き荒れた。

こうした中であってスポーツは一方では国際化を迫られ、その財源確保から日本体育協会は政府の或いは保守党への従属状態に入っていた。国内的には国民体育大会が天皇、皇族のオンパレードとなり、「国体のための天皇か、天皇のための国体か」という転倒した現象さえ見えはじめていた。

スポーツの民主化を求める動き、あるいは民主的芽を内包した動きも存在したが、やがて東京オリンピック体制の中で、スポーツによる国家統制下に組み込まれていくとしていた。

ところでスポーツ関連法から見れば社会教育法での根拠は得たが、第一三条によって補助金が得られなくなった。アジア大会（一九五八年五月）と東京オリンピック（一九六四年）招致を表面的な根拠（根本的にはスポーツ団体への補助金確保）として、一三条に付則が加えられた。これにより体協への補助金が可能となったが、体協のスポーツは教育ではなく文化としての法的解釈がなされた。また体育局が復活した（一九五八年五月一日）。且つ、スポーツ独自法の確立への機運が高まりスポーツ振興法が制定された。オリンピック体制と他方での着実に高まる国民のスポーツ要求に対して、スポーツ振興法はいかなる役割を果たしたか、またその中でいかなる課題を背負ったかは次期以降の課題である。

## (3) 法の課題

以上のように、諸々の弱点は有しながらも、スポーツ振興法は、まさに振興の基本法として生まれた。そして振興法であるがゆえに国民のスポーツ要求を無視することは出来ず、具体的な振興策も含められている。こうした、国民スポーツの発展にとって不可避な、あるいは必然的な施策もそこには含めざるを得なかったのである。

第十二条(施設の整備)では、国や地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならないことを規定している。この場合の設置基準については一九七二年の保健体育審議会答申を待たなければならない。<sup>(1)</sup>

また、七〇年に活発化したスポーツ権論から見ると、このスポーツ振興法は自由権止まりであり、社会権を内包するものではないと言われるように、七〇年以降から見ると多くの限界を有している。したがってそれに対しては七〇年以降の課題が要求する内容が加えられるべきであろう。しかし他方、第五期の八〇年代以降の民活路線からみればこのスポーツ振興法の振興策は多くの意義を有している。したがってこのスポーツ振興法の法理論としての検討は第五期以降に、再度詳しく検討されねばならないであろう。

ともあれ、このスポーツ振興法がその後のオリンピック体制の中でどの様に取り込まれて行くのか、他方、国民スポーツの発展にとっていかなる力となって行くのかは、次期つまり第三期以降の課題である。

(1) 松元忠士「スポーツ権の法理論と課題」『法律時報』一九八一年四月。

## 七 第二期の主導要因と次期への誘因

したがって、五八年暮れの時期、そして今回における自治体からの振興法制定への諸活動は、こうした関係者の切実な要求でもあったのである。このことは、オリンピック東京大会後の、国民のスポーツの一定の前進時に果たした地方自治体のスポーツ振興方策に具体化されるのである。

以上のような制定過程、並びに推進母体の要求との関わりからみても、スポーツ振興法は決して手段としてオリンピックに利用されたとばかりは言えないであろう。

次いで、法令の内容上の問題についても若干検討しておこう。例えば第六条の国体の規定のように、日本体育協会というような特定の民間団体名が法令の中に存在することは問題であろう。というのは、このことによる波及効果が大きいからである。つまり国や自治体の補助金が、日本体育協会、地域の体育協会に独占され、多様な市民への補助での制約となり、かつそれが行政と体協との癒着を生み、国あるいは自治体による、スポーツと団体の統制の手段とになっている現実もあるからである。

さらに、土地確保についての規定がないこと、更に施設建設の補助率が三分の一と、他の省庁における補助率よりも低いこと等の弱点はあるが、この辺りは議員立法の限界として把握できるのではないであろうか。

- (1) 飯野節夫「スポーツ振興法の問題点」(『月刊社会教育』一九六一年一〇月号)。
- (2) 関春南「戦後日本のスポーツ政策―オリンピック体制の確立―」(『経済学研究』第二四号、一橋大学研究年報、一九七〇年、二一八頁)。
- (3) 小林一久「スポーツの理念と『スポーツ振興法』」(『東京体育学研究』第一号、一九七四年六月、二〇頁)。
- (4) 草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第三九号、一九八五年、二八頁)。
- (5) 濱野吉生『体育・スポーツ法学の諸問題』前野書店、一九八三年、二九頁。

法の成立過程の検討からもより強く確証されるであろう。

第一に、社会教育法における第二条の規定が言わば「間借り」的な存在であるとすれば、このスポーツ振興法は初のスポーツ独自法であり、言うなればスポーツが社会的に市民権を得たものと言えるであろう。その意味では日本史上初のことであり、まさに画期的なことであると言えよう。そして振興法はこれまでのスポーツ行政の実績を踏まえると同時に、これからの社会への対応をも要望している。

第二に、この法の制定に、オリンピック東京大会開催が情勢的に大きく後押ししたことである。しかも東京大会への関心の中心は、日本がどれくらい「日の丸」を揚げられるかであったから、選手強化体制の一環として位置付けられた。先の選手中心主義批判が該当する。現に、オリンピック体制の下地として、この振興法が組み込まれて行ったことも既述の通りである。

そして第三に、スポーツ振興法の中心的な狙いが、補助金確保にあることである。制定推進母体の中心であった体協の要望は体協及び国体への補助金であった。この点だけから言えば、五七年の社会教育法一部改正で問題は解決しているが、法体系の整備の点からここに位置しているわけである。

第四に、推進母体の内、体育指導委員の全国協議会の結成も大きな要因となっている。五七年四月に二万人の体育指導委員を任命したが、何等法的な規定はなかった。指導委員の必要数はますます多くなる情勢にあったが、法的な位置付けの欠如が、指導員の志気の高揚を制約すると同時にそれ以上の数的増加を制限していたのである。

第五は、地方公共団体並びに文部省体育局などの行政関係者の、法令化要求である。一九四九年の社会教育法の制定の一方で、体育局の廃止と共に進化した自治体での体育部局の縮小、廃止を見れば分かるように、これまでの体育分野はいうなれば日蔭者であり、部局担当者からすれば、それは自らの仕事の存在根拠に関わる問題だからである。

第二十二條 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に對し、当該事業に關し必要な経費についてその一部を補助することができる。

（保健体育審議会への諮問等）

第二十三條 国又は地方公共団体が第二十條第四項又は前條の規定により団体に對し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が保健体育審議会の、地方公共団体にあっては教育委員会がスポーツ振興審議会の意見を聞かなければならない。この意見を聞いた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三條の規定による社会教育審議会又は社会教育委員の會議の意見を聞くことを要しない。

付則（省略）

## （２） 法のねらいと問題点

このスポーツ振興法はいったいかなる性格のものと捉えられるであろうか。これまでの見解を見てみよう。

まずそれが選手中心主義、オリンピック中心主義であることについてはほぼ共通している。それは制定過程が、まさに東京大会開催という情勢の中で、その情勢に後押しされ推進されたことから見て、妥当な評価であろう。

その中で、勤労大衆は「ダシ」にされている感が強く、また「『スポーツ振興法』は、国民大衆の高まってきたスポーツ要求を土台に、『スポーツ振興』の美名にかくれて、『オリンピック主義』を貫徹していくための手段にすぎなかった」とする評価は一面では該当するであろう。<sup>(2)</sup>

しかしそればかりではなく、この法が客観的に存在するということは、「スポーツをする主体としての国民の位置付けを一定程度明らかにしている」こと、あるいは「行政法理解釈を厳密にし、法体系を整備し運用を適確にしていくなれば、真の国民スポーツの発展に資するところは少なくない」という有効性をも所持したものである。それらは、<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>

第二十条 国は地方公共団体に対し、予算の範囲において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるプール施設の整備に要する経費 三分の一
- 二 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一
- 三 都道府県が行うスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費 二分の一
- 四 都道府県教育委員会の推薦に基づいて文部大臣が指定する市町村が行う青少年スポーツの振興のための事業に要する経費 二分の一

2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの振興のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 3 国は、学校法人に対し、その設置する学校施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

4 国は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（他の法律との関係）

第二十一条 前条第一項から第三項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

（地方公共団体の補助）

### 第三章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員

#### （スポーツ振興審議会）

第十八条 都道府県に、スポーツ振興審議会を置く。

2 市町村にスポーツ振興審議会を置くことができる。

3 スポーツ振興審議会は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聞かなければならない。

5 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会に関する必要な事項については、条例で定める。

#### （体育指導委員）

第十九条 市町村の教育委員会に、体育指導委員を置く。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、教育委員会が任命する。

4 体育指導委員は、非常勤とする。

### 第四章 国の補助等

#### （国の補助）

の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設の整備）

第十二条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

（学校施設の利用）

第十三条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設（設備を含む。）の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツの水準の向上のための措置）

第十四条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（顕彰）

第十五条 国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

（スポーツ事故の防止）

第十六条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（科学的研究の促進）

第十七条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実地的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

要な措置を講じ、及び援助を行うものとする。

（国民体育大会）

第六条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第七条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（青少年スポーツの振興）

第八条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。

（職場のスポーツ）

第九条 国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（野外活動の普及奨励）

第十条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行われる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導者の充実）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他

第二条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

（施策の方針）

第三条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

（計画の策定）

第四条 文部大臣は、スポーツの振興に関する基本計画を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基本計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見を聞かなければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第一項の基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及びスポーツ振興審議会がおかれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、スポーツ振興審議会の意見を聞かなければならない。

第二章 スポーツの振興のための措置

（スポーツの日）

第五条 国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深めるとともに積極的にスポーツをする意欲を高揚するため、スポーツの日を設ける。

2 スポーツの日は、十月の第一土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、スポーツの日の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職場でそれぞれの生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必

設の利用、顕彰、スポーツ事故の防止、科学的研究の促進等について規定をしている。

第三章の第十八～十九条はスポーツ振興審議会及び体育指導員の設置に関する規定である。都道府県にスポーツ振興審議会の設置を義務付け、市町村には任意設置を、そして後者には体育指導委員の任命を義務付けている。

第四章の第二十～二十三条は国の補助等である。主に地方公共団体の設置する体育館やプールの建設に対してはその整備に関する三分の一の補助を、そして地方公共団体の実施するスポーツ指導者養成や青少年スポーツの振興策に要する経費の二分の一を国が負担するというものである。

以上がスポーツ振興法の骨子と内容の要点である。国会での提案趣旨説明にもあったように、スポーツ振興の基本法として意図されたものである。そしてその狙いは、議員立法として予算的な裏付けの弱さを持ちながらも、国民のスポーツ振興に関わるスポーツ独自法の初の法律としてこれまでの経過の中で示されてきた振興法への要求を殆ど網羅し、体系的なものになっている。

（１） スポーツ振興法は以下の通りである。

スポーツ振興法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

２ この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあってはならない。

（定義）

である。

われわれはスポーツ振興の基本的施策に関するスポーツ振興法の制定を、機会あるごとに要望してきたのであるがこのたび広くスポーツに関心と熱意を持たれる国会議員によって、その法制化が進められていることは誠に感謝にたえないことである。今やオリンピック東京大会を三年後にひかえ、スポーツの国民一般に対する普及振興と水準の向上が国民的関心となつていくことにかんがみ、ぜひとも今国会においてスポーツ振興法の制定が実現されるよう、ここに大会の総意をもって強く要望する。

スポーツ振興法期成大会 会長 津島寿一

## 2 法案の骨子とねらい

### (1) 法条文の骨子

法条文は四章二三条及び付則から構成されている。<sup>(1)</sup>第一章総則は、第一―四条であり法の目的として、これがスポーツ振興の基本法であること、スポーツ振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにしている。その点で国民の自主性の尊重、営利的利用の禁止を明記している。またスポーツの定義を広義に解釈し、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)とした。そして施策の方針として、国及び地方公共団体はひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にスポーツができるように諸条件の整備に努めなければならない、国や自治体はそうした計画の策定の際には保健体育審議会、スポーツ振興審議会等の意見を聞かなければならないとしている。

第二章は、第五―十七条から構成されスポーツの振興のための措置であり、具体的にはスポーツの日、国民体育大会、諸行事、青少年スポーツ振興、職場スポーツの奨励、野外活動の普及奨励、指導者の充実、施設の整備、学校施

- ② スポーツ関係団体の行う競技会その他の事業に必要な経費。
- ③ スポーツ関係団体の運営に必要な経費その他特に必要と認められる経費。
- 四、（地方公共団体の補助）地方公共団体は、国に準じてスポーツの振興に必要な経費を補助することができること。
- 五、（スポーツ指導組織）地方におけるスポーツの指導を強化するため、次の各号に掲げる措置を講ずること。
  - ① 都道府県および市町村の教育委員会が事務局に体育主事および体育主事補を設置すること。
  - ② 教育委員会のスポーツ指導に関する協力機関として、市町村の区域に体育指導委員を設置すること。
  - ③ 教育委員会の諮問機関として、都道府県および市町村にスポーツ振興審議会を設置することができること。
- 六、（学校施設等の利用）学校は、学校教育上支障がない限り、その施設をスポーツ振興のための講座の開設その他一般スポーツのための利用に供すること。
- 七、（スポーツ施設の基準）国は、スポーツに関する施設の設置および運営上望ましい基準を定めること。
- 八、（スポーツに関する安全の確保）国および地方公共団体は、スポーツに関する危害防止のために、つねに適切な指導を行い、かつ、必要な措置を講じなければならないこと。
- 九、（政令への委任）この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は政令で定めること。
- 一〇、（関係諸法の整備）スポーツ用具に対する物品税を減免するため、物品税法の一部を改正するほか、関係諸法の改正を行うこと。

『体協時報』第七八号、一九五八年二月二〇日）

（３） 体協理事会議事録、一九五九年三月一八日。

（４） 衆議院文教委員會議事録、一九六一年五月一七日、村山委員発言。

（５） 金田智成「スポーツ振興法解説」、『文部時報』第一〇〇七号、一九六一年七月、二七頁。

（６） 要望書は以下の通り（『体協時報』第二〇一号、一九六一年八月二〇日）。

「スポーツの振興は、青少年の健全な心身の育成と明朗闊達な国民生活のために、きわめて重要な問題であり国家的な要請

を施行する上での予算的裏付けであるが、一九六一年度は二億八千万円、それ以降については平年度十億円程度としているが、文部大臣の努力の態度表明で終わっている。こうしたところが議員立法としての限界であろう。

五月一八日衆議院本会議、六月八日参議院本会議でそれぞれ可決し、六月一六日に公布された。尚、六月一五日には「オリンピック東京大会の準備のために必要な特別措置に関する法律」も公布された。こうしてスポーツ振興法は正にオリンピック東京大会という情勢に乗って制定されたと言ってよいであろう。

(1) 体協理事会議事録、一九五八年一〇月八日。

(2) スポーツ振興法要綱案

一、(目的) この法律は、学校および社会において体育、運動競技またはレクリエーションとして行われる諸活動(以下「スポーツ」という)の振興により、心身ともに健康な国民の育成を図り、もって明朗にして健全な国家社会の建設と国際親善の促進に寄与することを目的とすること。

二、(国および地方公共団体の任務) 国および地方公共団体は、次に掲げるような方法により、すべての国民がスポーツを実践する機会を持ちうるように努めなければならないこと。

- ① スポーツの振興に関する総合計画を樹立すること。
  - ② スポーツの指導方法の改善を図ること。
  - ③ スポーツに関する施設または設備を整備し、およびその充実を図ること。
  - ④ スポーツの指導者を養成するための計画を樹立し、およびその実施を図ること。
  - ⑤ スポーツを実践するための組織または団体の育成を図ること。
  - ⑥ その他スポーツの振興に関する必要な事業を実施すること。
- 三、(国の補助) 国は、次の各号に掲げるスポーツの振興に必要な経費を補助することができること。
- ① 地方公共団体の行うスポーツに関する施設または設備の整備その他に必要な経費。

場合に非常に大蔵省に削られて、なかなか予算がつきにくい、こういうのが従来の議員立法の「実話」ではあったが、それでも敢えて提案せざるを得なかったのである。それは予算の裏付けのある政府立法とは出来ない情勢であり、しかしこの機を逸すると永久に立法化は不可能になるとの判断があったからである。<sup>(5)</sup>

推進運動は再び高揚の兆しを見せ始めた。四月二十五日には五八年一月に結成された体協のスポーツ振興法制定促進期成会をはじめとする一二〇団体が「スポーツ振興法期成大会」を開催し、関係方面に要望書<sup>(6)</sup>を配布した。

体協はその地方組織を通じて、それぞれの地域選出の国会議員への働き掛け等の活動を展開して下からの盛り上げを図った。同時に、首相の諮問機関である中央青少年問題協議会も青少年問題対策からスポーツ振興に関する意見具申を行い（四月二十七日）、スポーツ振興法の制定要望も行った。援護射撃であった。

五月九日、スポーツ振興国会議員懇談会は法案を小委員会に付託し、各会派の賛同を得て、五月一日に成案を確立した。五月一七日、衆議院文教委員会での検討が始まったが起草案文の趣旨説明では第一に本法がスポーツ振興の基本法であり、国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにしたものであること、第二にスポーツをすることを国民に強制することなく、常に国民の自主性を尊重すること、また営利のためのスポーツ振興を企図してはならないことが強調された。そして国や地方公共団体が具体的に採るべき措置、スポーツ振興審議会、体育指導委員の規定、国の補助などが盛り込まれた。

同委員会、本会議、参議院文教委員会、本会議の論議で出された論点の主要なものは次のようである。第一に社会教育法との関連では、社会教育法に含まれているスポーツ活動を取り出して、別にこちらで規定するという趣旨のものではなく、その趣旨をより一層生かし、これをより一層振興するための特別法であること。第二はスポーツ振興法では全く補助対象としていない土地確保にたいする補助については、うやむやにされている。そして、本法

要な援助を盛り込んだ。

政治的には六〇年の安保改定の直中、三月には文部省体育局から『社会体育・その考え方進め方』が、そして六月には月刊誌『健康と体力』が発刊された。他方外国の動向を見てみると五九年一〇月に西ドイツでは「黄金計画・第二の道」が出され、今後一五年計画での国内のスポーツ施設設計画を発表し、全世界に大きな衝撃を与えた。また六〇年六月にはイギリスでウォールフendenレポート『スポーツとコミュニティ』が提起され、スポーツが社会福祉の重要な一環として、国や地方自治体の責務として提案された。こうした動向は世界的趨勢としてわが国のスポーツ振興法制定にも影響を与えた。

六〇年八月下旬から九月上旬に掛けてはローマオリンピックがあり日本は大代表団を派遣した。そして一〇月一日には総理府にオリンピック東京大会準備対策協議会が設置され、ますますオリンピック体制は確立しつつあった。

こうした情勢の中で、体協は三月三十一日の緊急理事会で地方体協からの評議員、理事の数を増加させ地方組織の不満を吸収してオリンピック体制への準備を完成させたが、体育局としても、五七年四月二〇日の「地方スポーツの振興について」で認定した全国二万人の体育指導員の組織化を図り、一二月一九日に「全国体育指導委員協議会」（会長代理・栗本義彦）が結成された。すでに幾つかの答申類で見たように、体育指導員の法的地位は曖昧であり、その法的確立には強い要望があったのであるが、こうして全国協議会が結成されれば、その法的確立への要望は当然の事であった。そしてこれを機にスポーツ振興法の立法化促進運動は再燃した。

こうした折り、スポーツ振興法制定がオリンピック東京大会組織委員会で話題となり、さらにスポーツ振興国会議員懇談会でも取り上げられる事になった。翌六一年二月二八日、スポーツ振興国会議員懇談会が開催され、スポーツ振興法を「議員立法」で今第三五国会で成立させることを確認した。「議員提出法案はややもすれば予算の査定等の

は一九六四年の東京オリンピックの可能性が濃厚という情勢下、自由民主党後援による東京都知事選挙への立候補を意図してのものである。

一九五九年に入ると体協は五月一八日の皇太子結婚奉祝スポーツ祭典の準備に忙しくなり、文部省は体育局復活初年度のスポーツ振興基本方策を提起した。そして国会では社会教育法一部改正（既述したように第十三条の補助金問題を中心とする大改正）が四月に論議された。こうした国会の情勢ではスポーツ振興法成立の余地を有していなかった。すでに三月十八日の体協理事会では「文部省としては学校保健法、社会教育法の提案がなされている今国会での提案は困難なので次回臨時国会に上提の意向<sup>3</sup>」であると伝えられている。

かくして、盛り上がっていたスポーツ振興法制定促進運動も、国会情勢の都合により一時沈滞を余儀なくされた。しかしこの五九年五月二六日、第五五回IOC総会（ミュンヘン）は、一九六四年の第一八回オリンピックの東京開催を決定した。

社会情勢は安保条約の改定を翌年に控え、三月二八日には安保改定阻止国民会議が結成され、三月三〇日には東京地裁が安保条約による米軍駐留違憲判決（砂川事件）を出した。日本の基本的な進路を巡って、国を二分した情勢が続いた。こうした中での東京開催決定であったから、その報に最も喜んだのはスポーツ関係者よりもむしろ政権党と政府であったと言っても言い過ぎではあるまい。つまり政治の舞台から国民の目を逸らせるには格好のテーマであったからである。その証拠にその後オリンピックをめぐる一大キャンペーンが繰りひろげられる事になる。そして一つ、高度経済成長の軌道が出来掛かっていた財界にとって、これは又とない「オリンピック特需」でもあった。

オリンピック開催の決定により、かくしてスポーツ行政にとっての懸案事項はスポーツ振興法の制定のみとなった。六月二六日にはスポーツ振興国会議員懇談会が結成され、その規約にはスポーツ振興に関する各種の立法その他の必

他方文部省の方も、こうした動きと連動して法案の具体的な作業準備に取り掛かっていた。まず手はじめに、五年一〇月三一日付で文部大臣難尾弘吉が保健体育審議会に対し「スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容について」を諮問し、審議会は約五〇日後の二月一八日に次の一二項目の答申をした。

- ① スポーツ振興に関する国および地方公共団体の任務を明確にすること。
  - ② 国民がひとしくスポーツを実践するよう、基本的な国民の自主的心構を明らかにすること。
  - ③ 都道府県および市町村に体育の専門職員を設置すること。
  - ④ 体育指導員を制度化すること。
  - ⑤ スポーツ施設の設置を奨励し、および国の助成の措置を講ずること。
  - ⑥ スポーツ施設の管理運営の適正を期するための方途を確立すること。
  - ⑦ 都道府県および市町村に、人的物的要素を具備したスポーツの中央施設を設置するよう考慮すること。
  - ⑧ スポーツ施設のための用地の確保につき措置すること。
  - ⑨ スポーツ団体に対する補助の途を拡げること。
  - ⑩ スポーツ研究所を設置すること。
  - ⑪ スポーツに関する税制を改正すること。
  - ⑫ スポーツの事故防止の徹底を図ること。
- そして最後に、「公費以外に財源を求めること或いはスポーツ基金のようなものを設ける」よう提案した。
- 文部省体育局ではこの答申を基礎に、内閣法務局との調整の下に法案の具体的な作成に入ることになる。
- 一方、オリンピック招致をめぐる動きも益々活発化し、体協では一一月一九日付で東竜太郎会長が辞任した。これ

み込んでスポーツの独自法の制定は、悲願でもあった。そして情勢はその悲願を実現するのに又とない機会を提供したのである。

一九五八年五月一日に体育局が復活し、体育・スポーツ諸施策の統合的機関が設置された。しかも体育局の当面の主要目的が東京オリンピック招致とスポーツ振興法の制定にあったから、体育局では早速その具体案の準備に掛り第三国会に提案の予定であった。体協においてもこの一〇月八日理事会で「東京オリンピック開催などの見通しからしてスポーツ振興審議会での答申に基きスポーツ振興法制定早期促進をはかる必要がある、同法制定の要望を内閣はじめ関係方面に申請することを決め、要望文案は両専務理事に一任することにした。」<sup>(1)</sup>一〇月の国体の際に開かれた支部長会議においても話題となり、さらに一月の全国都道府県体育主管課長会議においても同法案の制定促進の協議がなされた。特に地方自治体では、一九四九年における文部省体育局の廃止に伴う自治体での体育・スポーツ主管部局の廃止ないし縮小にあったように、体育・スポーツ分野はどちらかと言えば日蔭的存在であった。したがって行政上の存在の意義を示すためにはどうしても「スポーツ振興法」が必要であった。

こうした体協内、そして行政内の要求により、一月二十九日、体協に都道府県代表および各競技団体代表が参集して、「スポーツ振興法制定促進全国期成会」を発足させた。会長の大浜信泉はスポーツ振興審議会の会長でもあった。期成会は二月一〇日付で要望書を作成し衆参両院議員に配布した。また、この要望書と同時に、同法案提出に伴う文部省スポーツ予算五億七千万円の内訳とスポーツ振興法要綱案を添付した。

このスポーツ振興法要綱案<sup>(2)</sup>は、法案の内実として一九五四年六月二十四日の保健体育審議会答申「独立後におけるわが国保健体育レクリエーションならびに学校給食の振興方策について」で示された八項目以来のものであり、更に立法化を現実のものとしてより現実的な内容となっている。

競技場を国費を以て建設することを適當と認める」との決議を行った。

その後、文部省では明治神宮外苑競技場を買収し、一九五六年三月に「国立競技場設立協議会」を設置し、構想に取り掛かった。そしてアジア大会直前の五八年三月三〇日に完成した。この競技場の運営を特殊法人組織に任ずるために、国立競技場法が設けられた<sup>(1)</sup>(五八年三月二七日)。更に、このアジア大会を乗り切るために、一九四九年以来の懸案事項であった体育局の復活も五月一日付で実現した。こうして、体育局の当面の仕事はアジア大会の運営であったが、長期的にはスポーツ振興法の立法化、東京オリンピックの招致であった。すでにスポーツ行政の経過で見たように、この翌年体育局は「スポーツ振興基本方策試案」を発表し、スポーツ振興法の制定をはじめとする施策を提起した。

そしてアジア大会は五月二四日から開幕された。このアジア大会は戦後の日本にとって初めての国際試合であり、なお且つ、東京オリンピック招致への足掛かりとなるべき重要な大会であった。ともあれ、成功のうちに大会は終了し、スポーツ界の情勢はスポーツ振興法の制定と東京オリンピック招致へと傾斜していった。

(1) 国立競技場『国立競技場十年史』一九六九年九月、二頁以降。

## (5) スポーツ振興法

これまで、一九四九年以来の「スポーツ振興法」制定へのいろいろな動向を述べてきたが、情勢的な機が熟さなかった。しかしアジア大会を経て、東京オリンピック誘致のなかで、スポーツ振興法制定への期待は一段と強くなった。体協からすれば五七年、五九年の社会教育法改正により、補助金は既に実施されているのであるから、その点での障害はなかったが、体育指導員の法定化、スポーツ施設建設への補助等残された問題は多々あった。こうした問題も包

第二に、教育の範囲を憲法と社会教育法とで矛盾させ、しかも下位法を広くさせることはまったく根拠がないこと、等が挙げられる<sup>(3)</sup>。

結局は、この第十三条削除案は次のような修正となったが、実質的には削除と同様の機能を果たすことになった。

「第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない」。

これにより、第十三条の付則はここに解消される事になった。

(1) 参議院文教委員会議事録、『体協時報』第六一号、一九五七年五月一日。

(2) 『日本近代教育百年史 第八卷、社会教育2』国立教育研究所、一九七四年、八二四頁。

(3) 横山、小林編『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、一九八一年、三七頁。

(4) 小川利夫『社会教育法『改正』『不当配転』問題の系譜』（『社会教育の法と行政』小川編、現代社会教育Ⅳ、亜紀書房、一九八七年、五五頁）から。

(5) 詳細は(3)の資料を参照。

#### (4) アジア大会東京開催をめぐる情勢

アジア大会の東京開催は、一九五二年七月二八日、ヘルシンキで開かれたアジア競技連盟評議員会で決定されたものである。一方東京都は一九六〇年の第一七回オリンピックの東京開催の誘致を始めていたこともあり、メーンスタジアムの建設計画が上がっていた。一九五四年一〇月二八日には国会議員有志による国立競技場建設促進協議会が設立され、同年一二月二〇日衆議院において「本院はオリンピック大会の招致と、第三回アジア競技大会のためその主

育ばかりではなく、社会体育、スポーツ行政にとっても反動的な施策であった。

こうした一環として、社会教育関係団体の補助金による「統制化」を狙ったものが、この五九年改正であり、主要な論点は第十三条の削除をめぐる問題であった。国会のみならず、憲法・教育界、マスコミをも含めて活発な議論となったものだが、論点は第十三条の削除が憲法第八十九条に違反するというものである。

政府提案の理論的骨子は、憲法八十九条にいう教育とは教育者と非教育者とが存在する、言わばフォーマルな教育であり、社会教育法で言う教育とはもっと広義であり、教育者と非教育者とが存在しないインフォーマルなものも含む。このインフォーマルなものとは体育やレクリエーション活動、あるいは芸術関係の文化的な事業であるとする。そしてこのインフォーマルな教育に対する補助は憲法八十九条違反ではないとしている。

この論議に関わってはすでに一九四九年の第四回国体東京大会の主催問題に関して出された憲法違反発言について、体協理事で時の文部省体育局長東俊郎が述べた「体協は社会教育関係団体だが、体協の事業は教育事業ではなく教育的事業である」との発言を思い出しておこう。ここには現在出されている論拠が既に芽を出していたからであり、行政からすればほぼ同一の論理で来ているからである。

ところで、そうした行政側の論拠はいかなる問題を含んでいたのであろうか。

まず第一に、社会教育関係団体は社会教育法第十条「この法律で、『社会教育関係団体』とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」という規定からも分かるように、憲法第八十九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」ことによって、補助を受けることは憲法違反であること。

られた。この参議院での論議には次の付帯決議もなされた。

付帯決議

国民の体位向上と国際親善を図るため、政府は次の事項に関し特段の措置を講じ、その実現を期すべきである。

一、体育行政機構を整備充実すること。

一、国民体育大会の地方持ち回り制を維持すること。

一、第三回アジア競技大会の成果を充分に高めるよう必要な措置を講ずること。

一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

この十三条改正提案の趣旨は、この付帯決議からも分かるように、差し迫るアジア大会の運営に関して、国から体協への補助金を合法化するためのものであり、これによって体協は一〇〇〇万円の補助を受けられるようになった。

この国会の論議の中では、スポーツの振興が公共的性格を帯びてきていること、それにしたがって諸外国でも国が補助するようになっていことが基調となっている。<sup>(1)</sup> この社会教育法第十三条補助金禁止規定を緩和した例外規定は、これまで社会教育関係団体の自主性を保障するために採られてきたノースポート・ノーコントロールの原則を根底から覆すものであった。<sup>(2)</sup> したがってこの改正で突破口を得た文部省は、五七年時「当分の間」としたものを一年後に全面「改正」として提案したのである。つまり五九年の「社会教育法一部改正」（いわゆる大改正）である。

こうした政府の強硬な改正の背景には、高まりつつあった国民の学習運動を打ち砕く意図があった。つまり五〇年代前半からの青年のサークル運動、うたごえ運動の広がり、母親と女教師の運動、基地反対の運動と学習の高まり、原水爆禁止の平和運動の高揚などがあった。<sup>(3)</sup> 社会教育行政はこうした国民の諸運動に対し、社会教育職員と住民との分離を図ることから、職員の不当配転<sup>(4)</sup>を含む政策を断行した。これは体育課職員も同じ範疇に入るのであり、社会教

申と二つの要望を提出した。後者の一つが一九五八年三月二四日の「スポーツ振興のための法的措置の強化について」であり、スポーツ振興法制定の提案であった。

- (1) スポーツ独自法、スポーツ関連法あるいは体育振興法等の表現はすべて「スポーツ振興法」として一括して表現した。
- (2) 体協理事会議事録、一九五四年一月一〇日。
- (3) 体協評議会議事録、一九五五年六月一三日、田畑専務理事発言。
- (4) 体協理事会議事録、一九五五年一〇月五日。
- (5) 『体協時報』第五三号、一九五六年六月一日。
- (6) 同右。

### (3) 社会教育法一部改正（一九五七年五月、一九五九年四月）

体協の財政困難はすでに見てきたように経常的に逼迫したものがあり、しかも第三回アジア大会・東京開催（一九五八年五月二四日）の日程は差し迫っていた。東京オリンピック招致を睨んで国立競技場の建設が着工された。スポーツ振興審議会も総理大臣の諮問機関として設置され（一九五七年二月一日）、スポーツ問題の答申を単に文部省内の事ではなく、政府全体の問題として検討する素地は形成された。

文部省も四月二〇日地方スポーツ振興として全国の自治体で二万人の指導者を認定すると発表した。こうした中で四月一七日衆議院、二六日参議院文教委員会では「社会教育法一部改正案」が討議され、五月二日に公布された。その内容は第十三条（国及び地方公共団体は、社会教育団体に対し、補助金を与えてはならない。」）に対し付則6（「全国のおよび国際的な運動競技に関する事業を行うことを主たる目的とする社会教育関係団体に対しては、国家的見地から当分の間、国がその事業の助成を図ることができるよう社会教育法第十三条の適用を除外する。」）が加え

何度か持たれた。特に前者について、体協は既に出した「スポーツ振興に関する意見書」(一九五五年七月二三日)では、厚生省内でのスポーツ局案を提示していたが、その後の文部省の巻き返しの中で、しかも文部省が「国の補助金を円滑に出せる方法として『スポーツ振興法』という特別法設定に研究を続けている」ことを理由として静観することにした。一〇月八日には「スポーツ振興法」について内藤社会局長と懇談している。<sup>(3)</sup>

続いてその一月三〇日には第十回国体開会式終了後、体協全国支部長会議がもたれ国体の地方持ち回り、スポーツ局の設置と同時に「体育振興法」の立法化を決議した。

同じ年の一二月二六日の評議会はオリンピック派遣費用捻出を巡る競輪からの寄付について議論したが、これを機会にラグビー協会が体協を脱会した会議でもあった。その場でも、競輪からの寄付を「止むをえない」とする意見が多かったが、一方では「体育振興法が出来ればこれらの問題はすべて解消するとおもう」(田畑発言)として期待を示している。このように体協の国庫補助への期待は切なる物があり、翌五六年三月一日にも「スポーツ振興法」で文部省と懇談している。<sup>(6)</sup>

一九五七年に入ると一月七日、保健体育審議会は答申「学校教育としての保健・給食・体育および社会教育として行われる運動競技、レクリエーション等の振興に関する具体的方策について」の第八項「スポーツ振興のための法的措置について」を提案した。つまり「全国的規模において行われる国内運動競技に要する経費を援助し、あわせて国内スポーツ施設の充実、その他スポーツの普及発達に必要な経費を援助するための法的措置が必要である」とした。

これに畳み掛けるように、体協は一月一九日「スポーツに関する意見書」を、発足間もない石橋内閣に提出した。ここには文部省内にスポーツ局(乃至体育局)の設置、国体の経費全額国庫負担、体協への補助等と同時に、スポーツ審議委員会の設置を要求した。これは直後の二月に「スポーツ振興審議会」として実現し、既述のように二つの答

六、体育、レクリエーションに関する調査研究をする。

七、国及び地方公共団体の義務と責任を明確にする。

八、その他体育、レクリエーション振興に必要な事項を明記する。

ここには国、地方公共団体の責務、施設整備、指導者養成、団体補助、振興委員会設置等が提案されている。「スポーツ振興法」の原形とも言うべきものである。

この答申も含めて保健体育審議会の答申は体育行政機構の整備つまり体育局の復活に強調点がある。答申とはそもそも行政側が希望するものを審議会が「権威」を付けて提起するものであると言われているように、この時期の文部省としての要望はやはり自らの組織機構の確立にあった。

この答申を受けて、文部省でも「スポーツ振興法」の検討を始めた。それは体協理事会での文部省西田課長による「社会体育振興法について考えているが時期が悪いので控えている」との発言からも推測できる。<sup>(3)</sup>こうした動向が体協幹部の意識にも作用していることが次のような経過から分かる。つまり一九五五年の六月、厚生省のスポーツ局案が国会で議論され始めた。これは各省庁の縮小方向を基盤とした行政機構の再編計画を背景とするものであった。この時期教育委員会の公選制廃止を含む教育委員会の権限縮小が議論されるが、これは地方体協にとっても深刻な問題であった。つまりそこでの補助金カットないし削減は必至であったからである。この折りにも「戦後体協が社会教育団体のために補助金を削減されたが、私学振興補助と同様にスポーツ振興法などを定め、少くとも三〇〇〇万円位の補助を要望したい<sup>(3)</sup>」として、「スポーツ振興法」への期待を示している。

情勢はこの後、スポーツ局案が砂田防衛庁長官の「徴兵制復活」発言と結合され大きな矢面に晒されるが、その一〇月、川島自治庁長官より国体の地方開催の中止が提起された。これを巡る体協と文部、厚生、自治大臣との会談が

体協の場合、国体についての補助は文部省事業の委託という名目で実質的には「補助」されたが、一九四九年の第四回国体の東京開催をめぐる共催問題と時を同じくして、一九五〇年度からは文部省共催となった。このように本来的には体協といえどもいかなる補助金も受けることは出来なかったが、現実には法の網の目を潜って名目を変えて受けていたのである。しかし一九五二年のヘルシンキオリンピック、五六年のメルボルンオリンピック参加を巡る財政問題で、体協は「体育振興法」にすべてを期待していた。いわば、「スポーツ振興法」は補助金のオールマイティとして切望されていたのである。その成立過程を追ってみよう。

（２） 保健体育審議会答申（一九五三年六月）

社会教育法の制定以降、「スポーツ振興法」について言及した初めての「公的文書」は一九五〇年一月二六日、スポーツ振興会議総会（名古屋）における決議「勤労者の体育保健振興策に関する件」での「レクリエーションの時間を挿入する法的根拠をつくる」であるが、これは厳密には体系としての法を期待したものとは言えない。したがって体系的には一九五三年六月二四日の保健体育審議会答申「独立後におけるわが国保健体育レクリエーション並びに学校給食の振興方策」（会長柴沼直）であろう。ここでは憲法の精神を実現すべき諸施策を、左記のような内容を含んだ事項での立法化を要望した。

- 一、体育、レクリエーションの指導方針を確立する。
- 二、体育、レクリエーション指導者の育成をはかりその責務を明確にする。
- 三、体育、レクリエーション振興委員会を設置しその職務を明確にする。
- 四、体育、レクリエーション施設を整備する。
- 五、体育、レクリエーション団体に對して育成助言をする。

- (1) 『体協時報』第二七号、一九五三年一月二〇日。
- (2) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』一九六三年、七七頁。

## 六 スポーツ振興法の制定

### 1 制定過程

この第二期の当初、スポーツ行政上の大きな課題は三つあったといわれている。つまり体育局の復活、スポーツ振興法の制定、そして東京オリンピック招致である。<sup>(1)</sup>この三者は既述のように保健体育審議会やスポーツ振興審議会等の答申を基調とした行政の変遷の中で、相互に密接な関連を持ちながら進行してきた。しかもこれに日本体育協会が関連するとすれば、補助金問題を絡めて考えれば良いわけである。体育局の復活については既に検討したのでここではスポーツ振興法について考察しようと思う。

- (1) 金田智成「スポーツ振興法解説」(『文部時報』第一〇〇七号、一九六一年七月、二七頁)。ここで金田は戦後の課題としているが、厳密にはこの第二期以降である。

### (1) 社会教育法(一九四九年六月)

社会教育法の第二条(社会教育の定義)に「体育及びレクリエーションの活動を含む」が挿入され、体育・レクリエーションは歴史上初めて法規の対象下に入った。しかしその事により、憲法八九条、社会教育法一三条の規定を受けることになり、補助金のみならず組織によってはその事務所も自治体の建物から立ち退きを迫られたこと、そして体育局の廃止が地方自治体での体育・スポーツ所管部局の縮小、体育・スポーツ分野の影響力の減少を招いた。

た。

こうした水泳連盟のかたくなまでの中学生参加要求の背景には、戦前の中学生の活躍への郷愁、そして水泳の競技者としての適性年齢問題が挙げられる。しかも当時のプール事情は温水プールなど無い時代であったから、シーズン制も強く主張できたのである。

しかし、こうした中学生の参加緩和は東京オリンピックを待たねばならなかった。つまり一九六一年三月一日、文部大臣荒木万寿夫は保健体育審議会に対し「学徒の対外運動競技の基準について」を諮問した。諮問理由として、「昨今オリンピックと東京大会に対処してこれが緩和の要望が強いほか、客観的情勢も変化してきているので、事態に即応して再検討する必要がある」というものである。

同審議会足立正会長はその五月一日に答申し、中学生については次の三点が提案され、大幅な緩和が図られた。

- ① 中学校の県内および隣接県にまたがる小範囲の競技会については、教育委員会に責任を持たせることとし、宿泊制限については、実情にそうよう緩和する。この場合、経費面での負担が増大しないよう配慮すること。
- ② 中学校の水泳競技については、その特殊性にかんがみ、一定の水準に達したものを選抜して行われる全国大会の開催を認めるものとする。

- ③ 中学校生徒の国際的競技会および全日本選手権大会等への参加については、現行の世界的水準に達している者またはその見込みのあるものと特に優れたものにまで緩和すること。

つまり「実情にそうよう」、全国大会、国際大会への参加を認める方向へと提案した。しかも水泳は「特殊性」を勘案されている。この答申に依拠して、一九六一年六月一〇日に文部事務次官から「学徒の対外運動競技について」が出されたが、内容的にはほぼ答申の線に沿ったものであった。

「アマチュア・スポーツは、元來、健全な娯樂として行われるものであるが、それが適正に行われる場合には、楽しみが得られるばかりでなく、その上に心身を益することがまことに大きい。ここに学徒のスポーツが、学徒自身にとって重要な意義をもつ所以があるのである。

従つて学徒のスポーツは、すべて学校教育の一環として行われるべきであることは勿論であるが、学徒スポーツが漸次大きな社会性を持つようになつて、それに対する学徒自身の心構えの不足や或は学校、競技団体等の管理の不足、または、第三者の心無き取扱ひなどのために本来の意義を失ひ、学徒に対してまた社会に対して、近時、害毒を流すに至る事態が起りつつあると思われし又将来起ることも予想されるので、ここに我々は、次の事項を掲げて各方面の注意を喚起し、その協力を得て健全な学徒スポーツの振興を希求せんとするものである。」<sup>(2)</sup>

この後、一、一般的事項 二、大学のスポーツ 三、高等学校のスポーツ 四、中学校のスポーツ 五、小学校のスポーツについて詳しい提言がなされている。特に中学生についての基調は、「競技会は参加者が宿泊を要しない程度の小範圍及び規模に留むること」にあるといえよう。この点では、すでに出版されている文部省の通牒と同様である。しかしこの夏、水泳の選手権大会で再び中学生の参加問題が生じた。急遽上記の特別委員会がもたれ討議となつたが、水泳連盟は謝罪をするのではなく、「年少者の対外試合に関する意見」と題する意見書を提出し、逆に次の要求を提起した。

- ① シーズンが確立し、種目偏重になることはない
  - ② 過激に互ふことはない
  - ③ 学校教師が監督し、夏季休業中に行われるので、教育上の弊害は認められない。
- こうして先の「競技会は参加者が宿泊を要しない程度の小範圍及び規模に留むること」に特例を認めるよう要望し

## 5 学校競技対策

最後に、体協の学校競技対策についても述べておかなければならない。特に中学生の参加に関わっては、文部省からの通牒と体協、特に水泳連盟の特別除外要求との対立として表面化した。

一九四七年の第二回国体に、水泳連盟は中学校部門を加えることを計画したが、CIEによる「国民体育大会は全種目を通じ、中学校三年以下は幼年の故を以て参加できない」との通達により、断念した。

文部省は一九四八年三月二〇日「学徒の対外試合について」を通牒し、中学生の対外試合については基本的には校内試合が望ましいとした。これは当時の野球の隆盛によって起きてきた諸問題への対処として提起されたものである。この通牒の直後、水連は体協の理事会・評議会において「水泳種目に限りその特殊性に鑑み」としての支持を取り付け文部省に交渉したが、再びCIEより「水泳だけの除外例は認め難い」として拒否された。<sup>1)</sup>

体協としては、一九五〇年五月八日、「学徒スポーツ審議委員会」を専門委員会として設置した。これは戦後の学徒スポーツの勃興の中で種々の問題が生じてきたので、それらに対処し、さらに学徒にアマチュアリズムを理解せしめる為に、文部省、全国高体連、各新制大学、大学体育研究会、日本学生野球協会、スポーツ医事研究会、各種目別競技団体の代表によって構成したものである。東俊郎を委員長として、次の二点を決定した。

一つは、青少年全国大会と防犯協会、読売新聞社の共催する少年野球全国大会は好ましくないと結論した（一九五〇年十二月二〇日）。

そして第二は「学徒スポーツ対外競技について」（一九五二年三月二七日）の決定である。これはその後「学徒スポーツ憲章」と呼ばれているものである。その前文は次のように述べている。

表一 7

|              | 評議員数 |     |     |                                           | 理事数  |     |     |
|--------------|------|-----|-----|-------------------------------------------|------|-----|-----|
|              | 現在数  | 改正案 | 増減  |                                           | 現在定数 | 改正案 | 増減  |
| 競技団体<br>地方団体 | 45   | 47  | + 2 | 会長・両総務主事<br>財務委員長<br>会長指名<br>競技団体<br>地方団体 | 25   | 32  | + 7 |
|              | 35   | 35  | 0   |                                           | 4    | 4   | 0   |
|              | 10   | 12  | +2  |                                           | 5    | 8   | + 3 |
|              |      |     |     |                                           | 13   | 15  | + 2 |
|              |      |     |     |                                           | 3    | 5   | + 2 |

連絡協議会」の結成の動きに対する理事会側の牽制が為された。つまり体協の改組について進行中であるのに、こうした突然の動きは穩当を欠く、というものである。翌年四月八日理事会で、全国府県体協連合協議会結成の動きがあるむね報告されている。これらの問題はその後も継続するが、一九五九年の東京オリンピック開催実現と同時に大きな変化を実現した。つまり東京オリンピックは組織的にも、精神的にも、そして財政的にも地方体協の支えが無ければ実現しないからであり、こうした不満を解消するためにも体協の組織の若干の編成は必須であった。多忙の中にあって、津島会長は一九五九年九月八日の名古屋での中部ブロック会議を皮きりに、一二月一七日の関東ブロック会議を最後として全国一巡の都道府県体育協会長会議を開催した。そこで出された問題の焦点は、第一に寄付行為を改正して、地方体協を競技団体と同様の加盟団体とすること、そして第二は体協内に財務委員会を設けることであった。

第一の要望はその後一九六〇年三月三十一日の（緊急）理事会で「都道府県体育協会の加盟を認める」等とする寄付行為改正の方向で一致した。それによる評議員、理事数は表7の通りである。

こうして、地方体協の不満は一定程度吸収され、オリンピックを迎える体制の一端が確立したのである。

(1) 体協理事会議事録、一九五二年九月一〇日。

婚パレードが行われ、これによって国民へのテレビ普及率は飛躍的に上昇したと言われている。

これまでも体協は皇室への接近を意図的に追及してきたが、この機にも体協はその信念を遺憾なく発揮している。一九五八年二月一七日の理事会で会長代理引継ぎ事項として「皇太子御成婚記念事業として、来る五月頃奉祝体育大会を開催する」を確認した。翌年一月一七日理事会では竹田恒徳会長代理（旧皇族）を委員長とする準備委員会を結成した。作業は急ピッチで進められ、三月一六日には「皇太子殿下結婚奉祝スポーツ祭実施要領」が作成され、五月一八日に行事日が決定した。傘下団体は、体協と傘下の各競技団体、地域体協、プロ野球連盟、相撲協会、プロレス協会、他の一六の団体、そして後援団体として高体連をはじめ文部省、防衛庁、NHK、他一四団体が構成した。こうして皇室への忠誠を示したわけである。

#### 4 機構

一九四九年二月一四日理事会において、従来の理事会、評議会とは別に、国内委員会、国際委員会を設けることを決定した。国内委員会は主に国体を中心に運営し、国際委員会はアジア大会やオリンピックを担当することになった。これはやがてNOCと国体との分離是非論となる。この分離はIOCの規約に則るものだが、日本体育協会の発足自体が一九一二年のオリンピック参加を目的として結成された大日本体育協会であり、JOCと一心同体としての経過があり、現在まで問題を複雑にしてきた。

国内問題としては先に述べてきた国民体育大会問題、また体協における種目組織中心に対する地域すなわち都道府県体協の劣位問題がある。地域は日本体協の、あるいは種目連盟の下請け的存在となってきたのである。したがって地域体協の不満は常に存在して当然であった。例えば、一九五二年二月一〇日の理事会では、「都道府県体育協会

体協理事は役員辞任を提出し、両者の受理となった。

この後、双方に二、三のやり取りがあるが、ラグビーは国体への参加資格を剝奪された。これによりラグビー協会は地方からの突き上げを受け、一年後の一九五七年六月一六日、加盟復帰の願書を出し、一九日の理事会で承認された。ラグビー協会が現実路線の前に敗北したかたちであるが、この経過の中で、国庫補助金への願いは益々強いものとなり、五七年五月二日の社会教育法一部改正、スポーツ振興法制定への衝動は一段と強いものとなったのである。

(1) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版、一九八九年。

### 3 体協の政治性

これまでも体協の思想的保守性、財政的寄生性については触れてきた。その両者は相補的な関係にあるが、特に政治場面への参加形態についても触れておかなければならない。

第一は、講和記念青年大会への協賛である。この第二期の冒頭の政治・経済情勢で述べたように、この講和はアメリカとの単独講和であり、極めて政治的な問題であった。これを祝すために文部省と東京都が共催、日本青年団協議会主管の下に、一九五二年一月三十五日に上記の大会が開催されることになった、体協は文部省より誘われて「協賛」という形で参加した。これは補助金絡みもあり、断れないものであったろう。

一九五九年は前年の勤務評定反対闘争、警職法反対闘争の盛り上がり一方で、学習指導要領の法的拘束化や道德の設置などの反動化が促進された中で迎えた。三月には日米安保条約改定阻止国民会議も結成され、政府と国民との対立は益々激しいものとなりつつあった。こうした折り、皇太子の結婚、ミッチーブームがマスコミによって播かれた。二人は軽井沢のテニスコートで出会ったとして、スポーツの爽やかさが最大限に活用された。四月一〇日には結

からの寄付金受入れは決定してきたが、特に競輪についてはラグビー協会等から反対が強く、しかも最近「オリンピック後援特別競輪」の開催が具体化されそうな情勢になって、ラグビー協会の反対も一段と硬化したものである。そこで論点の主要なものは次のようである。

- ・競輪によって社会的幾多の悪が醸し出されている。
  - ・競輪から受ける金を綺麗だと思っているのか。
  - ・アマチュアスポーツが競輪から寄付を受けるのは好ましくない。
  - ・オリンピック派遣費は少なくとも一億円かかる。地方及び財界からは五〇〇〇万円程度しか集まらない。あとは競馬・競輪から貰わねば選手を派遣できない。
  - ・オリンピックの名によって競輪を奨励することにはならないと思う。
  - ・戦前は政府の補助金と財界の寄付金で賄えた。
  - ・体育振興法ができればこれらの問題はすべて解消する。
  - ・将来国庫補助で賄うように努力し、現状では止むを得ない。
- ここでは大きく二つの論点がある。一つは「綺麗でない」競輪の金をもらって、アマチュア精神が冒瀆されないかということであり、他方は国庫補助の増額である。しかも「体育振興法」ができればこうした補助金問題はすべて解決すると、大いなる期待を込めている。後者については後に詳述するが、前者ではいずれも背に腹は交えられぬという苦汁の雰囲気は感じられる。
- ラグビー協会と軟式野球連盟の反対があったが、評議会は可決した。
- これによりラグビー協会は六月一八日付で体協脱退届けを提出した。同時に、ラグビー協会理事でもある清瀬三郎

日の状況とは著しくその内容を異にするのでラグビー協会も、スポーツ振興会議も、或は了解を得られるものと考え  
るが一応その意思を確かめることにした。このスポーツ振興会議決議とは五〇年一月二十六日に持たれたスポーツ  
振興会議総会（名古屋）での決議である（既述）。それから一年も経たぬ内に、「当時の競輪と今日の状況とは著しく  
その内容を異にする」とは乱暴な議論であるが、それだけ体協も財政が切羽詰まっていたのであり、なりふり構わず  
というのが現実であった。これ以降、寄付金問題は暫く沈静化していたが、五六年の第一六回メルボルンオリンピッ  
ク大会へ向けて再び問題化した。

一九五四年二月八日評議会時点では、既に日本中央競馬会から体協加盟の馬術連盟への寄付四〇〇万円が決定し  
ており、競輪からも五〇〇〇万円を交渉中であった。翌五〇年三月二三日評議会では、①競輪から寄付金をもらう、  
②財界のスポーツマンからもらう、③従来の様に地方に募金割り当てを行わず、……バジ募金は自主的なものとし  
たい、と述べ競輪を当てにしていた。この四月に五五年度の予算決定により国体助成金額が若干減少したのでたいし、  
大蔵省への陳情を行い、国体六〇〇万円の復活が認められ冬季オリンピック四二五万円、デ杯一五〇万円の助成の内  
示を得た。（実質支給は全体に一五%削減）尚、ここで、戦前のオリンピック補助金は現在とすれば一億円に相当す  
るので、少なくとも三〇〇〇万円の補助を希望する旨説明している。この国体費削減は、その後一〇月の自治庁長官  
による国体地方開催中止発言へと連なるものである。結果的には既に見たように、国体への補助金増額が実施され、  
全国巡回となった。

一九五五年一月七日理事会では、ラグビー協会より、競輪からの寄付を受けることは好ましくないので中止する  
ように、もう一度評議会を開催して検討されたい旨の提案があり、二六日の評議会となった。

これまでの評議会（一九五一年八月一日、五四年二月八日、五五年三月二三日、同六月一三日）でも競輪競馬

スポーツを享受することは元来費用のかかるものである。したがって歴史的にもスポーツは時の支配階級に独占されてきた。しかし戦後の国民スポーツの時代は非支配階級としての労働者階級もスポーツに参加する条件を持ち始めた。そうした中で支配者のスポーツ独占のルールであるアマチュアリズムが消失してきた。だからこそスポーツは公共性を有し、特に現代においては個々人の自由権を保障するためにも、社会権として公共機関が条件整備をする必要があるのである。<sup>(1)</sup>

体協の戦後の財政状況については先述した。つまり、収入の八〇・九〇％が政府からの国庫補助金で賄われてきた。しかし、一九四九年以降、オリンピックをはじめ国際試合への参加が許可されると、選手・役員派遣費も膨大な額に上り、体協の集金能力が問われることになった。体協が抱える問題の大半はこの補助金問題であるといっても過言ではない。

体協独自には四七年度より体育医事相談所を開設し、四九年よりスポーツバジテストを実施し、独自事業の開催も行ってきたが、後者の五〇年度の収入に占める割合は八、七％に至ったが、年々減少し五四年度には三、四％となっている。これはテストを受けたメリットが無いことからその魅力を急速に失う事によるものであり、五七年には廃止された。

さて、寄付金問題の最初の難関は戦後初めて参加を許された一九五二年の第一五回ヘルシンキオリンピック参加への経費捻出であった。五一年八月一日の評議会では、資金調達の方法として、「政府助成金申請の外、競馬、競輪、宝籤、煙草、はがき、切手等の特別発売によりその調達を図りたい」との案を提出した。

これに対し、「特に競輪については昨秋（五〇年秋：内海）ラグビー協会の強硬な反対もあり、スポーツ振興会議の競輪廃止の決議もあったので、その点について特に考慮を払う必要がある旨を諮ったところ、その当時の競輪と今

日にはスポーツ振興法が施行され、国民体育大会は特例的に法案文に挿入された(第六条)。こうして体協が補助金獲得の上で最大限に期待した法的根拠が成立した。

これまでみたような政府からの揺さぶりにより、体協自体が持つ思想的保守性、財政的寄生性はますます政府、あるいは保守党への従属を強固なものにして行くと同時に国民体育大会そのものもその方向への傾斜を強めたのである。

- (1) 体協評議会議事録、一九四八年一月二二日。
- (2) この背後には、都議会議員北島義彦、毎日新聞社大島謙吉の意図が大きく働いていたと見られる。当時体協前で「体協は憲法違反」とのビラもまかれた。この件については田畑政治も賛意を示していたといわれる(李代哲雄『評伝田畑政治』国書刊行会、一九八八年、一四七頁)。

- (3) 体協理事会議事録、一九四九年一月二六日。
- (4) 体協評議会議事録、一九四九年二月一六日。
- (5) 体協理事会議事録、一九四九年七月二七日。
- (6) 体協理事会議事録、一九四九年八月一〇日。
- (7) 体協理事会議事録、一九四九年八月三日。
- (8) 体協理事会議事録、一九四九年十一月九日。
- (9) 朝日新聞、「国体生まれて間もないころ、天皇杯に早くも返上論」、一九八七年一〇月二五日。
- (10) 体協理事会議事録、一九五五年一〇月二一日。
- (11) 体協理事会議事録、一九五七年八月七日。
- (12) 体協理事会議事録、一九五七年九月四日。

は、

- ① 地方開催は全国的な要望
- ② 地方開催は地方文化の開発
- ③ 体育文化センターは府県の必要施設
- ④ 東京での毎年開催は困難
- ⑤ 地方開催でどの位の経費が要るか

の内容からなるものであり、「国体は国民のものでありまして政府のものでない体協のものでもありません。」「国体の地方持回りは地方の声で作られた日本スポーツ発展の軌道」であり、廃止案が出るような現状は「国民体育大会の存亡の危機」であるとして、その危機感を深めた。

この件は次年度まで継続し、結局一九五七年七月五日の閣議において、国体を国家的体育行事として毎年開催し、地方開催の事前承認制を決定した。事前承認制とは体協、文部省、自治庁の三者で協議するもので、赤字団体再建策の対応として自治庁が提案したものである。この辺りは文部省と自治庁との綱引きが見え隠れするが、結果的には文部大臣が主務大臣として調整の責任を取ることになった。<sup>(11)</sup>しかしこの事前承認制に対する危機意識が体協理事会には存在した。つまりそれは「戦時中に於ける文部官僚のスポーツ統制復活の危険が濃厚であるから体協としては十分警戒してスポーツの政治よりの独立性と体協の主体性を護らねばならない」というものである。<sup>(12)</sup>しかしこうした「抵抗」を時々示すが、それも基本的には所詮主導権争いの範囲でのごとくに他ならないところに体協の内部発展力の限界があるといえるであろう。

この五七年五月二日には社会教育法一部改正がなされ、体協への補助金が合法とされた。また一九六一年六月一六

た国民体育大会が、多くの弊害を内包し、スポーツの民主化にとって大きな課題となりつつある中で、これまでに述べてきたような東京都や清瀬理事長自らの改革案等が提起されてきたが、受け入れられるものとはならなかった。

さて、国体開催をめぐる第二の「危機」は、一九五五年九月二一日の参議院地方行政委員会において川島自治庁長官が「国体の地方開催は地方財政を圧迫させるから中止させる」と発言したことから始まる。九月二三日には閣議で討議され、松村文相、川崎厚相、川島自治相の三閣僚に今後の処理を一任することになった。この時期は先に述べた厚生省スポーツ局設置案が提出された時期と一致し、日本の再軍備の経費捻出のために各省庁が行政機構の再編を迫られていた時期であり、自治庁としても赤字県の解消の方途の一つとして検討したものである。

その後体協は一〇月一二日に三大臣と会見し、次のことを申合わせた。<sup>(10)</sup>

- ① 国体は従来通り、毎年実施すること
- ② 開催場所は当分、地方持回りとすること
- ③ 開催地は、財政負担能力を考慮して決定するも、昭和三二年度（静岡大会）までは規定通りとし、昭和三三年度（富山大会）以降については更に実施計画を検討の上最終決定すること
- ④ 経費節約を主眼とし、実施種目及び設備については再検討すること
- ⑤ 国庫補助金を増額すること

こうして当分の間は、現状通りとなり、体協としてもひとまず安心であった。国体の開催、しかもこの時点での全国持回りは、閣議が示したような一年おき東京開催も承服し難いものになっていた。

一九五六年二月二〇日、衆議院地方行政委員会が、体協関係者、神奈川県及び横浜市代表を呼び参考人として意見を聴取したのを機会に、体協は二月一五日付で『国体を地方で開催するわけ』を作成し、関係方面に配布した。それ

こうして、天皇杯、皇后杯の返還をはじめとする当時の国体民主化の要求、国民スポーツのための一環としての諸提案が体協によって無視されてしまった。

ところで、四九年六月十日の社会教育法の成立により、スポーツがその傘下に加わるることによって体協自体は当然として、国体への補助も危うくなってきた。それに対処するために、体協としてGHQ、文部省、大蔵省に向けての国庫補助の形式が相続できるように最大限の努力をすることを申合わせた。<sup>(6)</sup> 文部省としても、各省庁の体育事業をすべて体協に請け負わせるようにも考えていた。<sup>(7)</sup> 社会教育法下での財政上の困難点はこうして文部省の事業の委託という形式で切り抜けるよう模索され、結果的には「文部省との共催の線に於て補助金が増額された」<sup>(8)</sup>のである。

さて、国体の開催問題それ自体については、同一一月九日の理事会において、「時々清瀬理事長から国体は地域的開催が終了したら打ち切ることも考えられるとの意見があるが、誤解を招きやすいから考慮願いたい」との質問に対し、清瀬は次のように答えている。

「個人的な意見ではあるが、理想的な形態として言うのであって誤解の恐れがあるならば考慮を払うが、要は国体そのものの問題ではなくて中央大会の開催についての意見である」。

しかもその後の体協国内委員会総会で国民総参加によるスポーツ祭典を目指す立場から「国体を当初方針のブロック開催に戻す」ことと共に天皇（皇后）杯の「返還」を前提に、①過去の国体出場者を二度と出場させない、②各競技団体の全国大会出場選手も除外するなどの国体改革動議を提出し、大きな論議を呼んだ。が、この第五回から国体主催者となった文部省や、その後の国体開催地に内定していた各県、競技団体などの強い反発でうやむやにされてしまった。<sup>(9)</sup> 同様な改革はスポーツ振興会議の第一分科会での「国体の本質」の検討においても意図された。しかしこれも、スポーツ憲章からスポーツマン綱領への変質過程と同様にうやむやにされた。こうして、一九四六年に始まっ

その後の交渉のなかで、体協と都側の責任分担をはっきりする、つまり都側は体育団体の主導権を損なわない形で共催することで、一応の結論をみる<sup>(4)</sup>。しかしこの場でも、今回のみの事とする意見が出たが、清瀬理事長は今後への影響は必至と感じていた。こうして三月二三日の理事会では次の会長談話の発表を決定した。

東京都との共催について

第四回国体の東京都との共催問題については都側との間に於て大体満足すべき話合いに到達したので二三日の理事会で共催と定め正式には三〇日の評議会で決定する。

尚本件については第四回大会に関することのみで以後の大会については何等これを先例としないことを付帯決議した。また、「経済九原則」の施行により地方財政を十分に考慮し、競技施設等について各競技団体も最少限度に於て行うよう協力方、要望した。

こうして、共催問題は一応の決着をみるが、都側は国体内の問題をも検討し、要望を出している。東京都委員より次の申し入れ事項が提出されるらしいとの、清瀬理事長からの報告があった<sup>(5)</sup>。

- ① 天皇杯、皇后杯を返還したい
- ② 参加資格は制限しない
- ③ 旗リレーは中止したい

しかし体協側は、「これらの件は根本問題であり体協自体の問題であるから東京都より制約される必要ないから承諾しない事とした。尚更に東京都より申入れがあるならば断乎これは拒否することに意見の一致をみた」として、排除した。また東京都は国体を機に計画した全国都道府県会議員野球大会、新たに設けられた大学設置法による新制大学の体育主任会議の開催なども全て体協に蹴られてしまった。

る。また競技会を民間団体が主催することは望ましい。スポーツの如き文化運動は官民の間に円滑な連絡があつて盛大裡に行うようにしたい。単独主催か共催かの問題は拘りたくない。目的達成上必要な分担の下に行うようにしたい」

ここで補助金問題については、一九五七年の社会教育法の一部改正の論拠が既に示されており、また、国体共催問題では文部省側の意向も示されている。というのも次年度の五〇年からは補助金カット問題もからんで文部省も共催団体になることが予定されていたことから、こうした東の微妙な発言となったものであろう。

またこの席で、山田副知事は次のような発言もしている。「東京都として将来の国体参加問題も、派遣補助金の関係から、残ると考えられる」、「東京オリンピック開催などの時も問題は残ると思う」として、行政者の立場から最大限の圧力を掛けている。

両者の論点の違いは次のように整理された。<sup>(3)</sup>

都側

① 都民の経費だから都も主催者の一員たるべきである

② 官民協力が真の民主化である

体協側

① 共催はスポーツ団体の自主性を失う

② 先例となり、東京外の土地で行う場合一層スポーツ団体の独自性を失う

③ スポーツはスポーツ団体が行うのが原則である

ここでは地方には中止説も起きているので慎重な態度を請う旨の発言もあった。

(2) 川崎秀二「スポーツ振興策について」(『体育』第一卷第二号、一九四九年八月、一五頁)。また川崎はスポーツ振興決議(『第五回国会議事録・衆議院』一九四九年五月一〇日、『近代日本教育制度史料』第三三卷、講談社、一九五八年、二五八頁)の発言で、勤労者スポーツを大きく取り上げている。

## 五 日本体育協会・国体・オリンピック

### 1 国民体育大会

国民体育大会が日本体育協会の存在の根拠を左右する行事であることは第一期で述べたが、この国体も第二期草々の一九四九年前後と一九五五年に、大きな困難に直面することになった。

一九四九年前後のそれは、第四回東京開催をめぐる経過の中でのことである。東京都での第四回国体準備委員会は一九四八年一月一八日に結成され、準備を進めつつあったが、山田副知事(体協理事でもある)より「本大会を都主催、又は体協との共催とせられたい」との要求が提出された。これに対して体協は、「スポーツの民主化の立場から本会単独主催を堅持する」、また「本問題は地方的影響が大きいから慎重な審議を希求」<sup>(1)</sup>する声もあった。しかし二九日の理事会では都側の正式代表としての山田副知事より「一二月二三日の議員との打合せでは共催でなければ支出は出来ない、体協側の再考を煩わしたい」との見解が伝えられた。この時、共同主催でなければ補助金は憲法(第八九条)違反であるという見解も紹介された。<sup>(2)</sup>

ここには二つの論点が提出されている。一つは共催問題であり、もう一つは補助金の問題である。この理事会において、当時の文部省体育局長であり本理事会メンバーであった東俊郎が次のように発言していたことは重要である。

「違憲問題については別個の問題と考える。スポーツ団体は教育団体ではない、教育的意義のある団体だと考え

されたものであるが、内容的には両者がほぼ半分ずつを占めている。こうして言わば管轄外の職場体育に文部省が関与したのは、労働省としては、省としての歴史も新しいと同時に、こうした勤労者のスポーツ問題への蓄積が無かったからであると考えられる。こうした問題に対しても四八年から始まった本大会が大きく影響していると言えるのである。

本来的に国民スポーツには熱意の無い日本体育協会でさえ、一九五三年五月には「社会体育審議会」を設置し、地域と職場のスポーツを検討している。

既に述べたように、スポーツ国會議員としてスポーツ議員連盟の設立に参画し、国会でのスポーツ振興決議（一九四九年五月一〇日）やスポーツ振興會議（設立四九年五月二六日）で活躍した川崎秀二は、次のように殊の外、勤労者スポーツを強調していた。

「振興會議では従来とかく犬猿の仲のようにいわれていた体協と野球連盟がフランクに意見を吐露し合っている。さらに労働組合の代表が熱心に他団体の主張を傾聴し努めてスポーツドムの空氣に溶け込んで来ている。

その熱心とスポーツ界の明朗な協力は、戦前夢想だになかった勤労者スポーツが、いまより一段と広く開拓されてゆくことを確信する。振興會議設立の意義は大半は未開の境地たる勤労者スポーツ、社会人スポーツの発展のためいかなる施策をとるべきかということに懸かっているのである。<sup>(2)</sup>」

最後に指摘しておきたいのは、先程も触れたが、一二年間続いた労働組合体育大会が、一九六四年の東京オリンピックを前後する情勢の中で、総評による「日本労働者スポーツ協会」（一九六三）や、「新日本体育連盟」（一九六五）の創立の具体的なモデルを提供していたであろう。具体的には第三期で展開する。

（1） 体協評議会議事録、一九五一年一〇月一七日。

もっと具体的に記せば、財政は労働省、運営は体協であり、組合は単なる後援である。選手を送るだけであり、独自の活動の最も基本的な財政・組織問題には何等タッチしていなかったのである。先に述べたように、当時の労働組合の全体的な課題の中でスポーツ（体育大会）の持つ位置は決して大きいものではないが、それでも、もし組合がこの組織面に何等かの加わり方をして来ていたならば、六〇年代以降の国民スポーツの発展は幾分変わったものとなっていたであろうことは容易に予想しうることである。

#### （４） スポーツ界全体への刺激

敗戦後、文部省の社会体育施策の殆どはいわゆる地域スポーツに対してである。一九四六年八月に出された「社会体育実施の参考」も、工場での体育に触れてはいるが、地域一般が主である。最も文部省の管轄からすれば、会社内は当時厚生省管轄であるから当然なのかも知れない。その後の振興も地域社会体育指導員養成が中心である。

しかし当時の施設、人的構成、補助問題を総合して、会社が最も有利な条件に置かれていたことも事実であった。そしてこの大会開催以後の一九五一年一〇月一七日の体協評議会では次のような議論がなされている。

「競技会の乱催で地方は困っている。何等かの調整を講ぜられたい。石川県のある会社の例では、四月から八月迄の間に二七回出場している現状で従業員も反対的空氣である。労働省、厚生省等各種主催の統制方を要望する」このことから分かるように、労働者、労働組合レベルにおけるスポーツは飛躍的に増えていったことが伺える。

こうした背景の下に、文部省としては言わば管轄外ともいえる勤労者のスポーツ調査を重視することになる。一九五〇年三月には社会体育第一次実態調査が全国一四都府県の一〇産業に働く一五歳以上の男女二〇〇六〇人に対して行われた。この結果はその年の一月一日に公表された。

さらに、一九五一年三月に出された『社会体育指導要項』は「市町村の体育」と「職場の体育」の手引書として出

あるが、もっと強調されるべきであると思われる。しかも戦後スポーツの民主的主体形成を考える上で、非常に重要な問題であろうと思う。

（3） 大会の限界

労働省の主催、つまり「上」からの組織化であるから、労働組合にとって幾つかの障害があることは当然であろう。つまり本大会が日本の、そして労働運動の右傾化の中で、労働者、労働組合の「民主的な発展」として、その戦闘性を鈍らせる意図で発足したことは明らかである。あるいはGHQによる日本人民の愚民化政策の3S（スポーツ、スクリーン、セックス）の一つの側面としての指摘もなされた。

さらに、国体やマッকারサー杯競技大会と同様に、競技大会の開会式において日の丸・君が代の遂行がなされていたということは、民主主義にとって驚くべき逆行であったからである。

また一九五四年（第七回）には、大会に三笠宮の参加を得て、皇室との接触を強めている事など、労働省にせよ、「政治性排除」のもとで極めて政治的な押し付けをしているのである。

本大会の弱点はこうした思想的側面だけに限らない。その運営に関わっても指摘されなければならないだろう。当初労働省もこの大会が労働組合が独自に運営をできるように期待をしていた。しかし経過で見たように、労働省からの財政と体協からの運営が無ければこれだけの発展はなし得なかったことも事実である。

例えばそれらをなし得ても、総評が音頭をとって多くの労働組合を統合するような「運営委員会」を組織しきれたかどうかは、疑問であろう。むしろ当時の総評をはじめとして多くの労働組合にとって、まさに組織を防衛しなければならぬ多くの課題を抱えていたのであり、組合員の娯楽の一端である体育大会にどれだけのエネルギーが割けたのかも疑問であろう。

レクリエーション大会が持たれ、協会が設立されたが、その総会時、次のような事も起きている。

「レクリエーションに対する一般の理解が十分でないままに、都道府県の組織が急速に伸びない一方で、労働組合が組合運動の一環としてレクリエーションを取り上げようとする動きが起こった。金沢市における大会の中で、今後の組織問題を議するに当たって、国鉄の金沢支部労組代表は、猛烈な論陣を展開して都道府県単位の全国組織をつくることに反対し、むしろ労働組合で独占するような主張を例の調子でまくしたてたので、せっかくの主催者側の組織づくりの意図は要領を得ないまま大会を終わらざるを得なかった。」<sup>(1)</sup>

この表現の中には、本会の労働組合に対する認識と感情が示されている。ところで、このような事態は、労働組合におけるスポーツやレクリエーションへの関心が当時、労働組合体育大会開始以前にも既に大きなものであったことを示すものであろう。たとえこの労働組合体育大会の発足の意図が、労働者、労働組合の体制内化を志向したものであったとしても、こうした労働者の要求に沿うものでなければ発展はしえなかったということが言えるであろう。

(1) 日本レクリエーション協会『日本レクリエーション協会二十年史』一九六六年一月、四八頁。

## (2) 大会の意義

本大会は労働組合の体育大会という性格で強く限定されている。その点、国民体育大会やマッカーサー杯競技大会のようないわば一流選手たちが競う大会とは異っている。まさにこれまではおよそスポーツとは縁の無かった労働者、勤労者を対象としていところに意義がある。たとえそれが「上」からの組織化、大衆化であろうともこの階級の人々が歴史上初めて毎年一五万人もが経験したということは、六〇年代以降の国民スポーツへの基盤形成として大きな意義があるであろう。この点は、これまで国民スポーツの発展において、ほとんど触れられることのなかった視点で

第四条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

第五条 委員長は必要があると認めたときは委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるときは、予め委員長の指名する委員が議長となる。

第六条 委員会の庶務は、労働省労政局労働教育課において処理する。

第七条 この要綱は、昭和二十九年一月二日から効力を有する。

## 6 労働組合体育大会の意義

### （1） 発展の条件

まず、この大会が年間約一五万人もの労働者を組織し得た原因は一体何であったのだろうか。一番大きな基盤としては、労働者のスポーツ要求が高まっていたこと、そしてその要求を満たし、新たな要求へと刺激したことであろう。敗戦で打ちひしがれていた中に古橋選手の世界新記録の続出も彼等の復興への意欲、そしてスポーツへの関心を与えるに十分であった。

こうしたなかで言わばスポーツが上から奨励されたのであるから、会社のみならず組合自体も否定は出来ない実態であった。こうした背景がスポーツ普及の基盤であったろうし、戦前のエリートの物でしかなかったスポーツを享受できることにも、戦後の民主主義の一端を感じたであろう。

社会的にはまだまだ食料の不足している時代であったし、スポーツ施設などほとんど存在しない状態であったが、その様な中において、会社は社員の福祉の点から社会一般に比較すればスポーツ施設はまだましな方であった。また文化を求める若人が回りにはたくさんいた。現に、一九四七年一〇月の第二回国民体育大会時（石川県）に、全国

ている。しかも大会の経理は合唱連盟が行っており、体育大会が労働省でおこなっているのとは異なる。『労働時報』第二卷第九号、一九四九年九月、一五頁。

(2) 運営委員会規約

第一条 全国労働組合体育大会（以下「体育大会」という）の円滑な運営を図り、もって労働者の体位向上と明朗な精神の涵養に資し、併せて労働組合の健全な発展と産業の振興に寄与するため、全国労働組合体育大会運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第二条 委員会は、左の事項を審議し、決定する。

- 一 体育大会の競技種目に関する事項
  - 二 体育大会の競技方法に関する事項
  - 三 体育大会の参加資格に関する事項
  - 四 体育大会全国大会（以下「全国大会」という）の開催地の決定、その他全国大会の開催に関する事項
  - 五 その他体育大会の運営に関する事項
- 第三条 委員会は、委員及び臨時委員若干人をもって構成する。
- 2 委員は左の者をもってあてる。
- 一 労働省労政局長及び労働教育課長
  - 二 財団法人日本体育協会関係者
  - 三 体育大会関係競技団体代表者
- 3 必要があるときは、左の者を臨時委員とする。
- 一 全国大会開催地都道府県労働主務部長
  - 二 全国大会開催地都道府県体育協会代表者
  - 三 委員会が体育大会の運営に必要があると認めた者

増しているのが分かる。

軟式庭球を加えていることから分かるように、大会自体の盛り上がりはかなりのものであったのだが、何せ労働省の予算削減という深刻な事態が底流となっている。

一九五四年九月八日理事会、山形市での第七回大会に三笠宮の出席承諾の通知を得る。

一〇月六日理事会、大会会長問題を明確にする必要在りとした。また「開会式の選手宣誓等労働行政の色彩が強く、スポーツの行事としての意味が少なかった感じであった旨報告」され、「労働省の考え方を根本的に直す必要があるの」で来年の大会準備を始める前に労働省と東専務理事が話し合いをすることにした。」

一九五五年一月九日理事会、この間の労働省との話し合いにより、国体と同様に大会の名誉会長は労働大臣、会長は体協会長とすることに労働省が「譲歩」した。

この後体協は東京オリンピック招致一色になって行くが、労働組合体育大会は第七回以降は比較的平静に進行した。しかし一九五九年五月一日付で、労働省の機構改革により労働教育課は廃止された。そして労働教育週間も廃止されたが、労働組合体育大会の存続は計画されたようである。

一九五九年一〇月二日臨時理事会において、その十一月二・三日に予定されている第一二回大会の共催団体として、労働省の外郭団体である日本労働協会も加えてほしいとの要望が労働省から提起されている。

一〇月七日の理事会で、それを承認した。

そして第一二回大会は無事終了した。ところが既述のように、一九六〇年四月二〇日理事会で、労働省労政局長からの大会廃止申出となったのである。

（１）労働省は、労働教育週間の別の行事である全国労働組合合唱コンクールでは、全日本合唱連盟と朝日新聞に共催を依頼し

シンキ）参加を控え寄付金集めに狂奔していた。こうした状況下、そしてその後も体協にとって労働組合体育大会は、政治的・経済的立場から、どちらかといえば継子扱い的存在であることが明瞭である。

一九五二年二月六日理事会では、「労組体育大会は本会及参加団体が経費負担をすることになるならば共催を中止する」と決議した。

二月二七日の評議会においても、同様の議論がなされている。さらに、「地方予選で経費捻出上、色々、物議があり、又競技会の過多」も指摘されている。と同時に「大会の成果は相当に上がっている」との発言もある。

三月二六日理事会では、労働省の経費が削減された結果、地方で寄付金等の強要が起きていることが指摘されている。体協の改組問題も絡み、体協としてはオリンピックとアジア大会、国民体育大会の線に止むべきであるとする意見と、勤労者スポーツに体協が協力することは必要だとする意見とが対立するが、このまま援助しなければ労働組合体育大会は潰れてしまうという点では共通認識となっている。

一九五三年六月三日理事会でも中心点は経費問題である。地方での負担は今後労働省と協議することにした。また労働省側の衷心からの懇請で、協力がなされている。

一月九日理事会では、「来年度以降は三競技団体（軟式野球・バレーボール・卓球）で行うようにして、体協としては手を引き度い」と、明言すら出ている状態である。

一九五四年二月一〇日理事会。第七回大会へ向けて諸問題を労働省と煮詰めて、今後の運営を労働省、体協、現地の三者による運営委員会方式にした。さらに、これまでの参加資格を一部改正して、軟式庭球を加えたり、強豪チームの連続出場を排除する規定を設けたのである。したがって、この第七回大会の前後がこの労働組合体育大会の継続の上で大きな転機となっていたと考えることができよう。と同時に、今後の経過からも分かるように体協の発言力が

5 日本体育協会の側から

以上のような経緯の労働組合体育大会であるが、ここでもう一方の共催の当事者である日本体育協会がこの大会をどのように受け止めていたか、またいかなる問題点を持っていたかを見てみよう。

一九四九年二月一六日の第一三回理事会において、一九四九年度の行事予定案において初めて審議されている。ということはこの少し前に、「来年度以降は広く全国を対象として行う予定」としていた労働省から申し入れがあったということであろう。<sup>(1)</sup>ここでの議論は、

ア、国民体育大会と重複しないこと

イ、スポーツの政治的色彩を生じないよう留意すること

の二点が指摘された。前者は、国体が少しずつ軌道に乗り始めてきた時期であるから当然の危惧であろうが、後者は日本体育協会の政治性とは正反対の極に居ると考えられるものであるから、戸惑いすら感じられるのである。

四月二七日理事会では、労働省の「勤労者体育大会」と厚生省の被保険者の陸上大会について文部省を交えて協議することになっており、実施の具体案についてはその後に審議予定としている。体協としては両者の一本化を考えていたようである。

五月一八日理事会では、第二回の実施要項が提出され、経費は労働省負担であることも明記された。

このようにして開始された大会であるが、四九年からのドッジプランによる財政縮小のなかで労働省も予算の逼迫に見舞われた。一方、五一年暮れの講和条約締結、そして五二年二月の日米行政協定調印と続き、占領軍の撤退後の日本国内の治安維持を目的とした破壊活動防止法等の法案が国会に提案された。これに対し総評は、弾圧法粉砕総決起集会を各地で開催した。こうしたなかでも日本体育協会はその夏、悲願であった終後初めてのオリンピック（ヘル

この数値からも分かるように、全国大会は約八〇チーム、一〇〇〇である。これは地区予選（七地区、第七回大会から九地区）があり、地区代表制により毎年一定数になる。しかし地方大会は参加自由であり、数の変動が大きい。それでも毎年約一五万人の労働者が参加をしていることは、大きな意義を持ったと思われる。

また五三年段階で、東京都では「唯一の勤労者体育祭典」としての本大会に延参加人員四万人を数えている。<sup>(2)</sup>

(1) 第三回は『労働教育』一九五〇年一〇、一一月合併号、五二頁。第四回は『労働時報』第四卷第一一〇号、一九五一年一月、四四頁。第五回は『月刊労働』一九五三年一〇、一一月合併号、三三頁。第六、一二回までは各年度の『労働行政要覧』から。また毎年の概略は『資料労働運動史』労働省編、毎年編参照。

(2) 『東京都労政局誌』東京都労政局、一九五三年三月、九三頁。

## (2) 廃止

一九五九年五月一日付の労働省の機構改革によって労働教育課が廃止された。その分掌の多くは労政課に引き取られたが、労働教育週間は継続されず多くの参加者を得て推進されてきた労働組合体育大会も廃止されることになった。

これは共催の一方の相手である日本体育協会では次のように受け取られている。

「各都道府県の労政関係の業務量は年と共に増大しつつある現状と一応本大会の目的も達成されたので、今後は地方的な大会を実施し全国的大会は中止することになった旨亀井労働省労政局長から申し出があった。<sup>(1)</sup>」

(1) 体協理事会議事録、一九六〇年四月二〇日、『体協時報』第九三号、一九六〇年七月二〇日。

表一6

|                     | 地方予選   |                        | 全国大会 |       |
|---------------------|--------|------------------------|------|-------|
|                     | チーム数   | 参加人数                   | チーム数 | 参加人数  |
| 第2回(1949)<br>東京     |        |                        |      |       |
| 第3回(1950)<br>東京     |        |                        |      | 424   |
| 第4回(1951)<br>宇都宮市   | 13,000 | 150,000                |      |       |
| 第5回(1952)<br>名古屋市   |        |                        |      |       |
| 第6回(1953)<br>横浜市    | 11,438 | 140,343<br>内女子(20,785) | 50   | 700   |
| 第7回(1954)<br>山形市    | 12,498 | 140,020<br>女子(18,601)  | 82   | 1,000 |
| 第8回(1955)<br>松山市    | 12,732 | 142,620                | 82   | 1,000 |
| 第9回(1956)<br>山口市    | 15,000 | 120,000                | 80   | 1,000 |
| 第10回(1957)<br>大阪府堺市 | 12,800 | 150,000                | 82   | 900   |
| 第11回(1958)<br>静岡市   |        |                        |      |       |
| 第12回(1959)<br>岡山市   | 13,000 | 150,000                | 83   |       |

開会宣言後、君が代と共にメインボールに国旗が掲揚され、ついで優勝旗、優勝盃返還、労働大臣代理山村政務次官、総司令部エーミス労働課長、総評松浦副議長からそれぞれ挨拶、祝辞、メッセージの伝達があり、選手団代表の宣誓をもって厳粛に式を閉じた。(傍点内海)

ここで指摘しておきたいのは、組合旗がたなびく一方で、日の丸・君が代が遂行されていることに、違和感を感じ

ざるをえない。しかし既に国民体育大会が日本体育協会の周知な準備の下に、第二回の一九四七年から日の丸・君が代の遂行を行っていたことから考えれば、そちらからの線であるとも推測される。またこの五〇年一〇月一七日には文部省が「国旗掲揚、君が代斉唱の勧告」を通達する情勢であったのである。そして当時のレッドパージの状況下では、たとえ民主主義の学校といわれた労働組合の大会でさえ、そうした皇国主義への回帰に、しかもGHQの統治下でははね除けるだけの力関係に無かったというべきであろうか。

## ② 参加者数

参加者数は表一6の通りである。<sup>(1)</sup>

以上であるが、たとえ一時的に競技のレベルが低下することになっても、本大会の趣旨は徹底できるとしたのである。<sup>①</sup>

#### ④ 大会形式

大会は地方大会（各労政事務所単位―都道府県単位）、地区大会、全国大会から構成されている。試合場は経費のかからぬ学校や公共施設が使用された。

#### ⑤ 出場料、経費、運営

出場料はすべての段階で自費である。大会経費は、国庫補助金、地方費、参加料等で賄われた。運営は、地域なし中央の体育協会である。

尚、一九四九、五〇年当時、労政局ではこの大会が労働組合自身の行事として持たれることを期待していた。

(1) 『月刊労働』一九五四年二、三月合併号、一六頁。

#### (2) 大会の経過

##### ① 当日の模様

ここに第三回（一九五〇年）の模様を記してみよう。

九月三〇日午前八時三〇分、総評、総同盟、国鉄、炭労、私鉄、日教組、全日通、全織、全専売の大組合旗はやくもおとずれた初秋の風にひるがえるなかに、全選手は隊伍肅々と小石川都民運動場の開会式場に入場した。行進曲「光輝の若人」にのって整々と揃う足並みに、終戦五年ようやく混乱のなかから起き上がった新生日本の意気がそのまま誇示されて、スタンドからも感激に満ちた拍手が浴びせられたのであった。

② 競技種目

軟式野球、バレーボール（男女）、卓球（男女）。尚、一九五四年の第七回大会から軟式庭球（男女）が加えられた。

⑧ 参加資格

ア、一九四九年六月一日現在による単位労働組合とし、二府県に跨がるものや組合連合体は必ず職場単位とすること。

イ、一九四八年国民体育大会及び全国選手権大会の中央大会の出場者を除く。

ウ、軟式野球にあっては職業選手の経歴を有するものを除く。

このうち「イ」は次年度には廃止され、代わりに「単位組合から二チーム以上参加することは差支ない」が挿入された。しかし、第七回大会からこの参加資格に一部が改正され再び「イ」が復活した。それはこれまでの五回の間に大きな状況の変化が伺えるのである。つまり最初の改定は、参加促進として働いたのであるが、後者では次の理由が揚げられている。

第一に、これは日本体育協会からのものである。全国大会出場チームのほとんどがいわゆる一流チームであり、毎年その顔ぶれが固定化してきており、他の大会と性格が変わらなくなってきていること、そしてそれは本大会の趣旨からは外れるものであること。（これは特に体協の清瀬理事長の国体構想の一つであった。）

第二は、社会人体育大会の普及に伴い、一流チームが職場を留守にしがちになってきたこと、そしてそれは本大会の趣旨に背くものであること。

第三は、四八年の労働省の調査によれば、本大会の第一次予選に参加したチームの七〇％近くが本大会だけを目的に参加してきているのであり、かれらを重点対象に本大会を運営する必要があること、である。

(3) 『労働時報』第二卷第九号、一九四九年九月、一六頁。

(4) 当日の講演はその後、労働問題叢書4『労働教育大会講演録』労働省労政局労働教育課編、一九四八年九月に纏められている。

(2) 日本体育協会との共催

ところで、「来年度以降は広く全国を対象として行う予定」であったそれらの行事のうち、スポーツについては一九四八年五月一八日、労働省労政局長と日本体育協会清瀬理事長が協議した結果、前年の軟式野球大会を第一回大会とし、第二回大会以後を両者の共催で行うことを決め、十一月二二、二三日、東京都で卓球、バレーボールを加えた三種目を実施した。<sup>(1)</sup>

(1) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』一九六三年一〇月、二〇〇頁。

4 大会の様子

(1) 大会要項

① 主催団体、後援団体

主催は労働省、日本体育協会である。しかし地区大会レベルでは都道府県の体育協会も入っている。

後援団体は文部省の他はすべて労働組合である。日本労働組合総同盟、全日本産業別組合会議、日本国有鉄道労働組合、日本私鉄労働組合総連合会、日本炭鉱労働組合連合会、全日本海員組合である。一九五〇年になるとこれらに全日通労働組合、日本教職員組合、全国銀行従業員労働組合連合会等が加わる。

こうした中に体育大会としてスポーツが大きく位置付けられたのは、「労働者の体力の増強と相互の親睦融和を図るとともにルール尊重の精神を養い、更にスポーツ精神を通じて生産意欲の昂揚を図り、併せて自由にして建設的な組合運動の推進に資する」ためである。<sup>(3)</sup>そしてそのより具体的な政策的意図を見る必要があるが、その場合既に述べたように、国民の中にスポーツへの関心が大きく高まっていたことが背景として揚げられる。しかしそうした基盤の上にながら、設置の意図は複雑である。というのも一九四八年九月はGHQの民主化政策が終り、反共主義への移行を始めていた時期でもあるからである。したがってGHQや吉田内閣の期待する「自由にして建設的な労働組合の育成」策として、労働者の中に沸き起こっていた対アメリカ不信を払拭し、体制化された方向への統合手段としての意図を有していたと解することは、これが労働教育の一環であり、新規事業として行われたことから見て妥当であろう。

またその範囲でのGHQの一定の民主的政策の指導が在ったことが推測されるのである。というのは戦後スポーツのための施設、費用、人的な面からみて組合が有利な条件にあったこと、そしてスポーツが、教育界において民主主義のトレーニングとして重視されたように、労働界の民主化にとっても同様であったと思えるのである。因みに、一九四七年六月一日にGHQ経済科学部労働課が主催（厚生省調査課協力）した最初の教育大会では、調査課との窓口役を勤めていたデベラルも講師の一人として、「労働者の教育と民主的労働組合主義の発展」と題する講演を行っている。ここでは、労使の攻防と労働協約をスポーツの攻守とルールに対応させながら、それぞれのルール学習が相互の理解や、組合による「民主主義的な革命」にとっていかに大切であるかを熟弁している。<sup>(4)</sup>

（１）『労働時報』労働省労政局労働教育課編集、第二巻第九号、一九四九年九月、一五頁。

（２）『労働教育月報』第五号、一九四八年九月、二二三頁。

### 3 労働組合体育大会

#### (1) 労働組合体育大会の発足

##### ① 発足

労働教育諮問委員会の提案により、一九四八年九月には労働省設置一周年記念日、労働基準法施行一周年記念日、労働者災害補償保険法施行一周年記念日（九・一）として労働教育週間（九・一～七）を設けた。「労働教育週間は労働者の地位の向上を図り、自由にして建設的な労働組合の発展を育成するために、労働教育の強力な展開を推進し、併せて生産意欲の昂揚と文化水準の向上を図ることを目的として設けられたもの」であり、「労働教育の推進期間としてその普及徹底を図ると共にレクリエーションを併せ行う」ことになった。行事としては次のような活動が行われた。

- ① 労働組合員による芸能コンクール（九月五日、明治大学講堂）
- ② 労働組合陸上競技会（九月五日、神宮競技場）
- ③ 労働組合軟式野球大会（九月七日、後樂園）
- ④ 労働展覧会（九月一～一五日、新宿三越）
- ⑤ ラジオ放送
- ⑥ その他（講習会ほか）

尚、「本年は準備の都合もあって、中央における野球大会・陸上競技会・芸能コンクールは、東京・神奈川・千葉・埼玉の関東四都県のみをもって行われたが、来年度以降は広く全国を対象として行う予定<sup>(2)</sup>」となった。

##### ② 意図

2 資料係

① 労働教育に必要な資料の蒐集作成並に配布を行う

② 労働教育月報の作成および配布を行う

③ 資料室の整備にあたる

④ 配布資料並に労働教育関係常設施設の利用状況を調査する

⑤ 略

3 事業係

① 労働者、使用者を対象とする講習会

② 労働組合使用者団体及び地方庁の実施する講習会、講演会、労働講座の講師を斡旋する

③ 労働教育週間、労働教育展覧会、労働運動に関し、教育し、啓蒙するに必要な行事催物の実施にあたる

④ 地方庁の実施する展覧会催物に対して資料の斡旋提供を行う

4 編輯係 略

5 週間労働係 略

(1) 竹前栄治『戦後労働改革』東大出版会、一九八二年、一七七頁。

(2) 『労働教育月報』第四号、一九四八年八月、四二頁。尚この月報は労働教育課から一九四八年四・五月創刊号として出されたものである。

(3) 労働省『労政時報』第一〇二六号、一九四八年二月五日、二四頁。

金抑制政策がとられ、労働者、労働組合に対する大「合理化」攻撃が進められた。それは、四九年の夏になると下山、三鷹、松川事件などのフレイムアップにみるように、産別会議傘下の組合を狙い撃ちしたものであり、共産党影響下の徹底的弾圧、レッドバージを強行する一方、アメリカ翼賛勢力への徹底的肩入れを行った。

このような情勢の下に労働省は生まれてきたのであり、そして労政局労働教育課もその一機構として誕生した。ここではそれ以前の経緯から触れておこう。

一九四六年三月一三日、厚生省労政局に調査課が設置され、労働問題に関する内外の資料の調査並びに普及啓蒙に当たることになった。

一九四六年八月一八日より指令部労働課労働教育班コープ大佐との定例連絡会議(週二回)が始まった。

一九四七年一月、コープ氏の転任、以後デベラル氏と連絡が始まった。

一九四七年六月一一〜一二日、労働教育大会、講師は連合軍から。聴衆は労組幹部を中心に三千人参加。

一九四七年七月二二日、労働教育諮問委員会発足(労働者教育諮問委員会、使用者教育諮問委員会)。委員七名(林武一、藤林敬三、松岡駒吉、千葉堅弥、太田薫、嵯峨善兵、細谷松太)。

こうして厚生省での活動を終え、一九四七年九月一日の労働省発足と共に、調査課は労働教育課となり、労働省へ移管した。<sup>(2)</sup>(労働教育課が一九五九年五月一日の労働省の機構改革により廃止されるまで、労働教育週間とその行事は継続された。)課は次の五つの係から構成され、それぞれの分掌事務は以下の通りである。<sup>(3)</sup>

# 1 企画係

① 労働教育行政に必要な企画の立案にあたる

② 労働教育諮問委員会の運営をはかる

露骨なまでの反共主義が見えてくる。こうしてこれまでの労働教育が「余りにも抽象的にして高邁な理論にのみ走り過ぎておった」として精算し、「経済三原則および経済九原則の趣旨をよく理解させ、もってこれが厳格な実施と、労使のより強力な生産強力体制の確立をはかる」として、労働教育を体制化せんとしているのである。

次に述べる労働教育週間設置以降は、スポーツ、音楽会等が飛躍的に上昇する。特にスポーツにおいて著しい。これは四五年一一月に復活していたプロ野球や大相撲、四六年以降の国民体育大会の復活、四七年八月以降の古橋選手の世界新記録ラッシュ、学生野球、陸上競技の再開などが労働者のスポーツ要求にも大きく影響していたと思われる。

（１） 労政局「昭和二十四年度に於ける労働教育の基本方針」（『労働時報』第二巻第八号、一九四九年八月、二六～二七頁）。

## 2 労働省労政局労働教育課

労働教育を所管したのは労働省労政局労働教育課であるが、それは一九四七年九月一日の労働省の設置と共に誕生した。労働省の設置は戦後民主化の重要な政策であった。「労働行政が内務省、農商務省の管轄下におかれ、その後、社会局が内務省の外局として独立、さらに厚生省が設置されて、労働保護行政を専管するようになってからも労働運動対策は専ら内務省警保局の所管になっていたのに対し、戦後の労働省は専ら『サービス省』的性格をもっていたからである。」「労働省の設置は、戦前の労働組合や労働者政党の要望であり、戦前労働行政の基礎の上に、敗戦を契機に近代的労働立法（労働三法）の整備、労働運動の発展に対応して成立したといえる」<sup>（１）</sup>。つまり労働行政が取締の対象から、労働組合保護立法の誕生により、その為の「サービス」機関として設置されたからである。

しかしそうした積極面を持つと同時に、四八年七月には政令二〇一号が発せられ、労働組合運動に対する弾圧体制も強化された。その一二月にはGHQより経済九原則が提起され、独占資本復活政策を重点に、一方では労働者の賃

表—5

| 対象別        |      |       |      |      |     |      |      |       |
|------------|------|-------|------|------|-----|------|------|-------|
| 対 象<br>件 数 | 一般公開 | 組合員   | 組合幹部 | 労政官吏 | 使用者 | 使・組  | その他  | 計     |
|            | 29   | 94    | 28   | 4    | 6   | 20   | 10   | 191   |
| 延人数        | 5882 | 17377 | 1253 | 174  | 366 | 2811 | 289  | 28152 |
| 内容別        |      |       |      |      |     |      |      |       |
| 研究会        | 討論会  | 講演会   | 展覧会  | 慰安会  | 映画会 | 演芸会  | スポーツ |       |
| 6          | 3    | 53    | 10   | 16   | 60  | 44   | 17   |       |

③ 犬丸他『戦後日本労働運動史』学習の友社、一九八九年。

### (3) 労働教育の必要性

戦後の労働組合の急速な結成の中で、労働法規、労使関係の在り方等々の学習は民主的な労働組合の発展のうえに不可避であった。それは本来労働組合自体が権利闘争の一環として行うべきものであるが、行政としてもGHQに助けられながら、それに援助を与える必要に迫られていた。こうして労政部門、特に労働教育部門が設置されたのである。

当時の労働教育は、労働者への教育と使用者への教育の双方が行われているが、その実態の一部は表—5のようである。(一九四八年四、五月)

量的にみれば主催別では、労政事務所、県労政課、労働組合、基準監督署、そして連合軍や各機関の共催の順となっている。内容別では、映画会、講演会、演芸会の順である。

ここに見るように、講演会、討論会、研究会などには民主主義、労働組合とは何か等々、学者の講演を含めた積極的な学習が組まれている。そうした中に、演芸やスポーツなどのレクリエーション的内容も取り上げられている。しかし特に一九四七年の「二・一ストライキ」中止以降は、労働教育の内容も、それまでの民主化から「民主化」つまり「非民主的傾向と破壊的行動」という表現に見られるように、

しかしこの「二・一ゼネスト」はマッカーサーの命令により、中止を余儀なくされた。これ以降、GHQの労働政策は世界情勢の変化の中で、これまでの民主化から反共産主義の「民主化」へ移行する。

「二・一ゼネスト」には敗北したが、労働組合側は賃金上昇、労働基準法の制定（四七年四月七日）、労働協約の締結、労働戦線の統一である全国労働組合連絡協議会（全労連、組織労働者の八〇％、四四六万人）を結成した。

こうした激動する労働界に対応するために労働省が四七年九月一日に設置された。翌年四八年七月三十一日にはマッカーサー書簡にもとづく政令二〇一号によって全官公労働者から団体交渉権とストライキ権が剝奪されてゆく。そして四九年には経済安定九原則、ドッジラインの具体化による大量の人員整理の強行、それに抵抗する戦闘的組合に対してはレッドバージが吹き荒れ、公職追放、下山事件、三鷹事件、松川事件などがフレイムアップされて、産別会議が特に弾圧の対象にされた。

こうして戦後の民主的労働運動を担ってきた産別会議に代って、GHQの援助を受けて日本労働組合総評議会（総評）が五〇年七月一日に結成された。これは日本の労働戦線をアメリカの指導によって再編し、やがて予定されている対日講和条約を支持するための労働界づくりであった。しかし連合国全体との全面講和かアメリカだけの単独講和かの論争の中で、総評は五一年三月一日（第二回大会）、平和四原則（全面講和・中立堅持・軍事基地提供反対・再軍備反対）を掲げて、アメリカや日本政府とは対立するようになる。（これは「ニワトリからアヒルへ」の変身と呼ばれた。）<sup>（1）</sup> こうして総評は、七〇年代までの民主的労働運動の中心となって行く。

（1）この項は次の資料を参照した。

①竹前栄治『戦後労働改革』東京大学出版会、一九八二年。

②山田敬男『戦後日本史』学習の友社、一九七九年。

## 四 労働組合格育大会

## 1 戦後の労働行政・運動

## (1) 労働組合の結成

G H Qの戦後の非軍事化・民主化の重点の一つは労働組合の育成にあったといってもよい。四五年九月二七日には労働関係調整法、一二月二日には労働組合法が交付され、労働者は諸条件獲得の基礎を与えられた。戦前、徹底的に弾圧された労働者は、戦後の生活のどん底のなかで生存を掛けた戦いを強いられた。しかも団結権、思想信条の自由の中でその思いを自由に発言できたのである。こうして労働組合は一九四五年九月には組合数二、組合員数一〇七七であったものが四ヵ月後の四六年一月にはそれぞれ一五・七と九〇・二、七五一人となり、戦前の水準をはるかに突破し、しかもその半年後にはそれぞれ一二万、三五六万人となった。

下からの組合結成とともに、全国組織の結成も始まった。四六年八月一日には日本労働総同盟（総同盟）が結成された。これと平行するように、同月一九日、全日本産業別労働組合同議（産別会議）が結成された。こうした高まりの中で、越年資金の支給、最低賃金制の確立等の要求に対し、吉田内閣はつれなく回答した。これに怒った労働組合は、全国労働組合懇談会（全労懇）を結成し、一二月一七日「吉田内閣打倒国民集会」を五〇万人の参加で盛り上げた。しかし翌四七年元旦、吉田首相はラジオ放送の「年頭の辞」において、労働組合運動を「不逞の輩」呼ばわりをし、これが引き金になってついに、全国労働組合共同闘争委員会（全闘）が結成され組織労働者六〇〇万人の「一ゼネスト」計画、民主政府樹立要求へと発展した。

## (2) G H Qの方針転換

こと。

◎ 競技するものは、審判の判定を重んじ、その決定に満足しない場合でも感情に支配されぬ行動をとること。

◎ 競技するものは、つねに、明朗で、相手を尊重しつつ自分の最善をつくし、その成果に満足すること。

◎ 競技を審判するものは、規則にしたがって公正に判断し、競技を明るく滑らかに進めること。

◎ 競技を見るものは、感情にとらわれた応援はせず、美しい精神とすぐれた技をたたえ、スポーツのよりよい発展を希うこと。

こうしたスポーツマンの倫理綱領を提起して（一九五五年二月二日）、スポーツ振興会議は終了した。これはスポーツ憲章中間報告からすれば内容的に抽象的となり、大幅に後退と言わざるを得ない。こうした事の背後には、レンドバージの進行があり、一九五四年以来の、体協の競輪から寄付受容等がある。こうしたスポーツ界の内外からのインパクトによって、スポーツ振興会議の現実はその設立の意図からは大きく後退してしまい、やや竜頭蛇尾のところがあるが、多階層によるスポーツの在り方の検討という、その設立の民主的意図はある程度達成されたと見て良いであろう。

（１） 体協理事会議事録、一九四九年一月三〇日。

（２） 鈴木良徳『アマチュアリズム二〇〇年』日本体育社、一九七四年、九七頁。

（３） 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

（４） 体協理事会議事録、一九五四年二月八日。

（５） 体協理事会議事録、一九五三年三月五日。

明日への課題を検討したことは大きな意義があったと総括できよう。

ところで上記決議三点について見てみよう。

①については、オリンピック招致問題を国家的にするために国会スポーツ議員連盟で、衆議院決議の予定である旨体協で報告されているように、すでにスポーツ関係者の強い関心事となっていたものである。<sup>(5)</sup>

②については、この振興会議が、文部省体育局の廃止と同時に発出したものであり、体育行政一元化、体育局復活はこの会議の前提的なテーマでもあったのである。

そして③スポーツマン綱領は次のようである。

#### スポーツマン綱領

スポーツは人間だけが持つ文化である。

これをより高く、より美しいものにするには、スポーツを行うものの精神とそれを取りまく環境の清らかなことが必要である。美しいスポーツマンシップは、このような世界の中に生まれ、やがて生活を導く基として社会のために貢献するであろう。

故にスポーツマンは競技場にあると同じ精神と態度で生活し、立派な社会人でなければならない。

ここに真のスポーツがあまねくゆきわたり、すべての人のものとして発展することを希い、スポーツマン綱領を定めた。

◎競技するものは、スポーツを愛好し、ひいてはそれを心と身体の糧とし、明るい光とすがすがしい空気のなかで、純粹にスポーツを行うこと。

◎競技するものは、スポーツを行うことによって、社会的な名声や物質的な利益を得ようという考えを持たない

#### ④ 世界平和的文化運動とスポーツの振興

ここでは、当時のスポーツ界をめぐる問題状況が強く反映している。つまりアマチュアリズムが崩壊期に入り、プロとの境界がますます曖昧化しつつある段階で、スポーツの倫理的綱領が強調されたのである。この討議の過程では「アマでないものはスポーツでない」とまで言わしめている。そしてこの骨子と同時に、比較の資料として、「スポーツの衰滅に関する覚書」「近代スポーツの危機」「日本の場合」の三点が提起されている。特に「近代スポーツの危機」では政治的支配、商業主義の支配に注意が向けられているが、当時の日本はレッドバージの余波の中にあり、社会主義国のスポーツには政治主義として敵意をむき出しにしている。

その後、一九五三年一月二八日の松山市での総会で、次の三点の決議を採択して会議の活動は停止した。

① オリンピック誘致と国民運動の展開に関する件

② 体育行政の強化拡充に関する件

③ スポーツマン綱領の発表と承認

しかし、その後もスポーツマン綱領と解説の研究だけは継続された。やがてそれを全国に配布して、スポーツ振興会議の解散することになったのだが会としての印刷費が無いことから、体協で三万円を寄付し、印刷し配布したのである。

この決議三点は、先の四分科会のテーマからみると、スポーツの大衆化、民主化の点で、体協サイドにより引き寄せられたものとなっている。そこには体協にとって不都合な問題（例えば国体の民主化等）も在ったわけだが、それはネグレクトされて、いわば体協にとって都合の良い物ばかりが、採択されている。ここに体協の巻き返しが在ったことは容易に想像されるが、それまでの過程で、多階層の人々が一堂に介してスポーツを議論し、現状の問題点、

- 1 スポーツ憲章の意義と性格
  - ① 憲章の必要
  - ② 憲章の指導性
  - ③ 憲章の影響力
  - ④ 憲章の限界とその適用
- 2 スポーツの意義
  - ① 人間性とスポーツ—人間観におけるスポーツ
  - ② スポーツの主観性と客観性
  - ③ スポーツと生活
  - ④ スポーツの限界と種類
- 3 スポーツにおける「アマ」と「プロ」
  - ① 社会構成と生活階級
  - ② 唯スポーツ主義（スポーツ至上主義）と基本生活
  - ③ アマとプロの交錯性、アマにおけるプロ的性格、プロにおけるアマ的性格
- 4 スポーツの振興と普及
  - ① スポーツの健全性と病理性
  - ② 国民生活におけるスポーツ観の発生と育成、社会現実とスポーツの推移発展
  - ③ 文化の健全性とスポーツの振興

十、市町村におけるスポーツ・レクリエーションの振興に関する件

市町村を覚醒させるため啓蒙運動を起す。中央からの平衡交付金の増加、中央官庁、地方庁への振興方策としての予算増加折衝。

以上の十項目であるが、当時の国民のスポーツを発展させる上での諸課題が真正面から論じられている。特に、レクリエーションの法的根拠の問題は「スポーツ振興法」（一九六一）で具体化されるものであるが、すでにこの時点で顔を出している。更に、前年に廃止された体育局の復活も提案されている。これは公的な提案としては初めてのものとなるであろう。と同時に自治体での体育課設置も重視している。

また、競輪の廃止が決議されている。当時の社会においてギャンブルが国民の健全な娯楽を破壊している状況を見兼ねてのものであると同時に、一方ではプロとしての自転車競技に対する蔑視、敵意の両面が現れたものと言えるであろう。スポーツ振興会議は即体協ではないにしても、体協主導によるものであることに変わりはない。この体協が四年後の一九五四年から競輪から寄付金を貰うようになるということも、情勢の変化なのか体協内の変化なのか、大きな問題を残している。

そして物品税の廃止を強く決議していることも重要である。

さて、一九五一年一〇月二五日には五一年度の総会が広島で開催された。ここには昨年度よりスポーツ憲章制定委員会「スポーツとは何ぞや」について、相良守次（心理学）、林恵海（社会学）、尾高朝雄（法理学）らの諸学問領域からの見解を聴取しながら構想を固めてきたが、最終案は提起されず、「今回は一応その骨組みを要項として中間報告することとなった」<sup>(2)</sup>。

スポーツ憲章の骨子

二、スポーツ憲章制定の件

三、競輪について、廃止の決定

決議「スポーツの仮面を装う競輪は社会に害悪を及ぼすから即時廃止することを要望する」。

四、物品税の撤廃に関する件

撤廃に向かって邁進する。「運動用具の物品税の撤廃に格段の御配慮を賜りたくスポーツ振興会議総会の決議によりて重ねてお願いする」の電報を首相以下、政府関係者に通電した。

五、行政機構の整備拡充に関する件

文部省内に部局復活要求をなす。地方については体育課を設置するよう各教育委員と連絡する。

六、スポーツ・レクリエーション予算増加の件

中央、地方にあるスポーツ予算軽視の傾向を一擲するよう努力する。

七、勤労者の体育保健、振興策に関する件

レクリエーションの時間を挿入する法的根拠を作る。決議「労働省、厚生省の行うレクリエーション・スポーツ行事を総合統一する必要あり」。

八、学校に於ける体育保健振興策に関する件

行政機構整備と併行して対策を講ずるが、……各都道府県の学芸大学への体育科設置等を挿入する。

九、年少者を対象とする全国的スポーツ行事に関する件

決議「年少者を対象とする全国的スポーツ行事に関しては現在二、三行われている方法は運営指導者並に特に体育医学の見地よりして望ましからぬ感があるので何等かの措置を考慮する必要がある」。

2 国体の本質

第二分科会

- 1 体育行政機構の拡充強化
- 2 都道府県のスポーツ振興会議
- 3 スポーツの総合的研究と振興

第三分科会

- 1 体育施設の拡充
- 2 国庫体育予算及税

第四分科会

- 1 勤労者の保健体育
- 2 学校体育の振興
- 3 スポーツバジテスト

このテーマから判断するかぎり、スポーツ振興会議の意気込みには素晴らしいものがあり、当時のスポーツの大衆化の上で必要な課題はほぼ取り上げられていると見て良い。

一九五〇年一〇月二六日に一九五〇年度の総会が開催され（名古屋）、スポーツ憲章の制定が主要な議題となった。

同時に次の事項も決議された。

一、オリンピック国内体制確立及び参加資金に関する件

オリンピック後援会を本会議、体協、オリンピック委員会が中心で組織して一大国民運動を起す。

ところでこの組織は、会長に議員連盟の星島二郎、副会長に体協の東竜太郎が就任した。発会式を首相官邸で行ったとはいえ、民間団体であり、負担金を常任委員一人につき二千元を選出団体から拠出すること、事務局を体協に置くこと、などを決定している。

こうした多階層の参加の中で、スポーツが真剣に論議された。それは次の文章からも伺い知ることができる。

「振興会議では従来とかく大猿の仲のようにいわれていた体協と野球連盟がフランクに意見を吐露し合っている。さらに労働組合の代表が熱心に他団体の主張を傾聴し努めてスポーツドムの空気に溶け込んで来ている。

その熱心とスポーツ界の明朗な協力は、戦前夢想だになかった勤労者スポーツが、いまより一段と広く開拓されてゆくことを確信する。振興会議設立の意義は大半は未開の境地たる勤労者スポーツ、社会人スポーツの発展のためいかなる施策をとるべきかということに懸かっているのである。<sup>(1)</sup>」

(1) 川崎秀二「スポーツ振興策について」『体育』第一卷第二号、一九四九年八月、一五頁。

#### 4 活動

振興策の第一次事項として、まず「運動用具」問題がとりあげられた。そしてゴムの統制について審議し、資材の確保について商工省と協議した。またアマ競技入場税の全面削除及びプロ競技入場税の大幅削減について運動中であること。さらに国体問題も検討した。

こうして一月二四日からは、次のような四分科会に分かれて研究討議をすることになった。<sup>(1)</sup>

#### 第一分科会

##### 1 スポーツマンシップコードに関する事項

・本会議の性格をハッキリさせておきたい、などの疑議が出された。

これに対しては、参加理事から、本会議は事業団体ではないこと、全国的統括組織にするか、単なる推進体にするかは今後の問題であるとしている。

これらのことから分かるように、体協にとっては自らの足下をほじくられる程に危機感を持っていたのである。組織の目的、組織の構成、そしてやがて体協の改組へと発展することを恐れていたのである。

しかし、こうした組織が提起されたことは、逆に見れば当時の体協の活動実態を示しているといえよう。つまり、目的は体協と同じだといながら、現実の体協は国体がすでに天皇（皇后）杯争奪で加熱し始めていたし、国民スポーツからは遊離しはじめていたのである。したがって、一方では政治による支配への心配を持ちながらも、他方では自らの弱点を突かれたことへの苛立ちも感じられるのである。

（１）体協理事会議事録、一九四九年四月二七日。

（２）同右、一九四九年五月一日。

### 3 構成

先のような目的を実現するための参加母体を見ると、議員連盟、体協、学生野球、レクリエーション協会、体育指導者連盟、労働組合、経済、文化、通信、用具関係団体、学識経験者等、委員総数二五七名という大所帯であり、まさに国民諸階層の意思を反映させようとしたものである。これはスポーツを広く国民へ、そして国民からという思想の具体化であり、国民多階層との結合を目指した意図、そしてその民主性は高く評価できよう。もちろんその民主性は後の議題においても若干垣間見ることができる。

ることは既述の通りだが、他方、情勢は文部省の機構改革の最中であり、既に文部省体育局の廃止が決定的な段階で  
 のことでもあり、その「代償」として文部大臣の諮問機関「保健体育審議会」と同様に設立されたものである。  
 これだけの組織が民間組織であることにより、一方では多様な参加者で構成出来たと同時に、他方では多くの問題も  
 抱えることになった。

## 2 目的

その目的は、国民を挙げてスポーツの振興を図り、スポーツの問題を政治に反映させ、その推進を図るためのもの  
 である。

しかしこれだけでは体協にとっては納得出来ないようである。つまりアマチュアスポーツの統括団体であるという  
 自負もあったし、これまでその記しとして文部省から補助金をも得てきたからである。とはいっても、こうして議員  
 連盟やGHQからの発案では拒否するわけにもいかず、いわば渋々認めざるを得なかったというのが実情である。そ  
 れは次のような危惧となつて現れた。<sup>(1)</sup>

- ・ 体協の目的と同じ
  - ・ スポーツの政治化とならぬか
  - ・ 国策的スポーツに支配されることにならぬか
- これらに対して、スポーツ団体自体の事業には干<sup>マ</sup>渉しない旨が強調されている。<sup>(2)</sup>
- そして、五月一日には、
- ・ 本会議を組織することは体協としては屋上屋にならぬか
  - ・ 本会議から派生して体協改組問題も発生せぬか

### 三 スポーツ振興会議

この第二期の冒頭で述べたように、スポーツ議員連盟の提唱していた「スポーツ振興会議」が一九四九年五月二六日、首相官邸にて発足した。「国民を挙げてスポーツの振興を図」り、「スポーツの問題を政治に反映させ、その推進を図る」ためである。

#### 1 成立過程

すでに、一九四六年五月スポーツ議員の最初の会合時、その三つの課題の中に「スポーツ振興会議」の提案がなされていた。そして四九年五月一〇日、一八日の衆参両院におけるスポーツ振興決議にあった「育成振興のための適切な方途を講ずべ」く、設けられたものである。しかしすでにその下準備は、体協を中心として行われていた。四九年四月二七日の理事会、評議会では、事の経過と体協側の思考が伺える。遡る四月一二日の議員連盟と体協との懇談の席で「体育行政機構、経済上の問題等」について話題があり、その結果、議員連盟の川崎外数名がGHQニュージェントを訪問した。ニュージェントの示唆により「体育の振興を側面的に促進する民間の委員会の如きものを組成する」ことになり、文部省の仲介で議員連盟、体協、学生野球、レクリエーション、体育指導者連盟等が会合したが、結局小委員会を選び具体案を練ることになった。小委員会は中間報告をニュージェントに行った。振興委員会は「恰も経済復興会議のごとき会議体形式の標記会議を設け体育問題につき議し更に政府を鞭撻する組織を設けることとし、目下小委員会で具体案を作成中の旨報告した。尚本会議はスポーツ団体の活動内容には容喙しないことになっている」ものであった。こうして五月二六日の発足になった。

ここで指摘しておかなければならないのは、このスポーツ振興会議の設立が、スポーツの国際復帰に支えられてい

## 4 スポーツ施設の管理基準の設置と、専任指導者の設置

スポーツ振興審議会は以上の答申の他に、次のような要望を提出している。

第一要望「東京オリンピック準備のための施設用地の確保について」(一九五七年一月二二日)では、オリンピック用地として明治神宮外苑周辺地域を指定している。また第二要望「スポーツ振興のための法的措置の強化について」(一九五八年三月二四日)では、スポーツ振興を国策として採り上げ、これに必要な財源の確保、事業の助成、施設の整備、市町村体育指導委員の制度化、スポーツ団体に対する補助金交付などを例えばスポーツ振興法を制定して保障せよとしている。

以上の答申、あるいは要望で述べられていることは、すでに見てきたようにこれまで文部省の保健体育審議会が述べてきたことと余り大差はないものである。しかし同じ事でも、それが単に文部省内での主張であるか、それとも内閣全体の主張であるかは当然にしてその重みは異なるものである。スポーツ振興審議会はそのための言わば形式を与えられたのであり、またこのスポーツ振興審議会はスポーツ行政が単に文部省内のことから政府全体の営為となったことを示す儀式でもあったのである。しかもその内容は、表面的には国民スポーツ、言わばスポーツの大衆化についても述べているが、重点はオリンピックである。これ以降、国民スポーツの施策は放置され、オリンピック関係、そのための諸施策(例えばスポーツ振興法の制定等)は比較的円滑に実現されて行くのである。この様な点で、スポーツ振興審議会は本質的には国体の存続とオリンピック東京大会招致のための積極的な準備措置を講ずることであり、<sup>(1)</sup>そのために官・財・スポーツ界の意思統一の場であったとも言えるであろう。

(1) 川本信正「戦後日本の体育・スポーツ政策について」(『スポーツ政策論』体育社会学研究7、道と書院、一九七八年、一二頁)。

1 オリンピック大会東京招致について

2 国際競技会の招致ならびにこれへの参加に関する国の助成方針について

このうち、特に特徴的な点だけを示せば、文部省に体育主管局の設置、総理府にスポーツ行政連絡協議会を設置すること、国体を国家的体育行事として毎年実施すること、速かに「東京オリンピック招致対策委員会」（仮称）を設置すること、そしてその構想が示された。

また一九五七年一〇月一日には第二答申「体育指導委員の制度化とスポーツ施設の充実にについて」が出された。

一 スポーツの指導組織の充実、特に指導者の養成について

1 現行の市町村体育指導委員を制度化し、その充実を図る

2 体育専任職員の設置

3 会社・事業所等にスポーツ・レクリエーションの指導者の設置

4 スポーツ関係団体の指導者の養成

5 指導者養成コースの拡充強化

6 国立体育研究所設置

7 選手、コーチへの助成

二 スポーツ施設の充実について

1 地域スポーツ施設の基準の設定

2 施設建設に関して国から地方公共団体への一部補助

3 公園、緑地、広場、空地等のスポーツへの活用

諮問は三月一八日付で次のようになされた。

スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにその国際交歓を促進するための根本方針について

(諮問問題点)

- 一 スポーツの国民一般に対する普及振興のための方策について
  - 1 指導組織の充実、特に指導者の養成について
  - 2 施設の充実について
  - 3 行政機構の整備について
  - 4 国民体育大会、その他のスポーツ行事のあり方について
- 二 スポーツの国際交歓を促進するための方策について
  - 1 オリンピック大会東京招致について
  - 2 その他の国際競技会への参加、又はこれらの招致の方針、並びに財政措置についてこれに対して答申が二つ、要望が二つ総理大臣へ提出された。第一答申「スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにその国際交歓を促進するための基本方針について」(一九五七年六月一四日)の骨子は次のようである。
  - 一 スポーツの国民一般に対する普及振興のための方策について
    - 1 スポーツに関する行政機構の整備について
    - 2 国民体育大会の開催方針について
    - 3 国民体育デーの設定について
  - 二 スポーツの国際交歓を促進するための方策について

（８） 西田剛「体育・スポーツの振興」（『文部時報』第九七九号、一九五九年三月、一九頁）。

（９） 清水康平「スポーツ振興のねらいと計画」（『文部時報』第九八〇号、一九五九年四月）。

（３） スポーツ振興審議会

既にスポーツ行政の展開で述べたように、石橋内閣の成立した直後の一九五七年一月一九日、日本体育協会は内閣に対して「スポーツ振興に関する意見書」を提出した。ここでは五八年五月のアジア大会の東京開催準備中、一九六四年オリンピックの東京招致運動の高揚という情勢の中で、諸施策の前進と共にそれらを推進するための内閣直属の「スポーツ振興審議会」の設置が提案された。

情勢の必要性から、その提案はすぐに受け入れられ、二月一五日には内閣総理大臣の諮問機関「スポーツ振興審議会」として五八年三月三十一日までの約一年間の設置が認められた。委員は二〇名であるがその内容は、スポーツ関係五名、大学関係五名、マスコミ関係五名、企業四名、そして都知事という構成（会長は藤山愛一郎、後に大浜信泉）である。

すでに文部省に保健体育審議会があり、活発に活動していた時期であるのに何故ここでこのような審議会を体協が要求したか、そして直ぐに設けられたかということである。それは情勢的に言えば国家的な事業であるアジア大会、そしてオリンピックを睨んだとき、単に文部省内での意思統一では事足りず、内閣全体の意識、支援を必須としたこと、そして委員の構成から見れば、マスコミ五名、企業四名、そしてアジア大会、オリンピック大会の開催地である東京の知事で半数を占めていることを見れば、オリンピックに伴う施設建設等での財界の要求さらに財界への期待が強力に反映されたものであることは明確である。

を想起されたい。

(5) 朝日新聞、一九五五年八月二七日夕。『体協時報』第四五号、一九五五年一〇月一日。

(6) 朝日新聞、一九五五年八月一五日夕。

(7) 『体協時報』第五八号、一九五七年二月一日。

スポーツ振興に関する意見書

(前文省略……内海)

一、政府は内閣にスポーツ並びに体育振興の具体策を樹立するための朝野の有識者を網羅するスポーツ振興審議委員会(仮称)を設置されたい。

二、スポーツ並びに体育行政機構を一元化し、総合一貫性のある施策を遂行するための文部省内にスポーツ局(又は体育局)を設置せられたい。

三、戦後の国民生活に潤いと勇気を与え、スポーツ振興に大きな役割を果たした国民体育大会を、政府は今後も一層積極的に援助し、特に同運営に要する経費はその全額を国庫負担とされたい。

四、スポーツ並びに体育の民間統括団体たる本会に対し、昭和二十一年以前と同様に民間スポーツ育成の見地から政府は相当額の経費補助をせられたい。

五、第一八オリンピック大会(一九六四年開催)誘致のため、一大国民運動を起し、官民合同の誘致組織を設置して具体的誘致運動を開始されたい。

六、各都道府県のスポーツ体育指導者の養成方法を確立し、地方スポーツ振興の推進力たらしめたい。

七、スポーツ指導者養成学校の貧弱なるに鑑み、中央、地方に国立の指導者養成学校を新設すると共に、民間経営の学校に対し積極的な経済的援助の措置を講ぜられたい。

八、人口三万以上の都会には必ず総合競技場(陸上競技場、水泳場、野球場、室内体育館各一)施設が設けられるよう配慮せられたい。

## 2 スポーツ研究特別助成費の創設

以上であるが、スポーツ振興法の制定を冒頭に、国民スポーツ振興を重点にしながら、ほぼ全面的な視野を示している。一九五七（昭和三二）年からは「地方スポーツ振興費」として体育指導委員の研修ならびに実施指導のために二〇、〇〇〇千円が新規に計上され、五九年度からは国民体育施設整備費が三〇、一〇〇千円、青少年スポーツ活動特別育成費四七、〇〇〇千円が新たに計上された。これらは東京オリンピックを控え、国民のレベルから雰囲気盛り上げるためにも、地域の一定のスポーツ施設の建設が不可避であったからである。また、スポーツ振興のための環境条件の整備充実として、「指導組織の強化・施設の充実・団体の育成」の三点が強調されているが、指導組織、団体の育成として、地域体育協会の育成、それとの関わりでの社会体育指導委員制度の強化等、行政と地域体協との癒着が問題視されるのもこの時期以降の大きな特徴なのである。

またこの基本方策の中には「スポーツ振興基金」の創設や「スポーツの科学的研究機関」の設置など、未だに実現を見ていないものも提起されていた。

しかし、こうした提案が一方でありながら、一九五九年五月二六日のＩＯＣ総会における第一八回オリンピック東京大会の決定以降は、選手養成を中心として、国民スポーツは先に述べたようにむしろオリンピックを支える手段として、「オリンピック体制」の中に組み込まれて行くのである。

- (1) 同じ決議中で、地方自治体で体育課の設置をするよう教育委員会に呼び掛け、その次の項で、予算の増額を要求している。
- (2) 『体協時報』第一巻第八号、一九五一年八月一日。
- (3) 朝日新聞、一九五五年五月三十一日夕。『体協時報』第四二号、一九五五年七月一日、衆議院議事録。
- (4) 『体協時報』第四三号、一九五五年八月一日。四九年二月二五日の体育振興委員会の答申にあった「内閣直属の独立官庁」

ーッ簡易広場を設置する。特に夜間利用のための施設を付する

2 青少年野外活動施設の拡充

自然環境を主とする野外活動の推進を図るため、主として青少年向けの「青年の家」を増設する

3 学校体育施設の充実

4 既存スポーツ施設の効率的活用

学校、会社その他各種団体の施設の相互利用の促進および施設の地域社会に対する開放

5 スポーツの事故防止対策の推進

水泳、登山、スキー等の安全管理基準の設定と施設、設備の充実

五 スポーツ団体等の助成とスポーツ水準の向上

1 スポーツ関係団体の助成

2 国民体育大会および全国選手権または総合大会助成費

3 競技団体専属コーチの設置および選手強化助成費

六 国際スポーツ交歓行事の助成とオリンピック大会準備体制の強化

1 国際スポーツ交歓行事の開催および参加

2 東京オリンピック準備委員会補助

3 東京オリンピック大会施設の拡充整備等

七 スポーツの科学的研究の促進

1 スポーツの科学的研究機関の設置、文部省所轄機関または国立大学付置研究所

表—4

| 事 項                     | 1959 年度      | 1958 年度      |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 体育振興費                   | 千円<br>73,277 | 千円<br>34,020 |
| 1 地方スポーツの振興費            | 13,717       | 14,437       |
| 2 国民体育施設整備費             | 30,100       |              |
| 3 国民体育大会費               | 10,475       | 6,650        |
| 4 国民スポーツ交歓費             | 8,954        | 1,425        |
| 5 日本体育協会補助              | 9,128        | 10,558       |
| 6 東京オリンピック委員会補助         | 903          | 950          |
| 体育振興特別補助費               | 68,032       | 12,112       |
| 7 体育・スポーツ・レクリエーション等行事補助 | 21,032       | 12,112       |
| 8 青少年スポーツ活動特別育成費        | 47,000       |              |
| 合 計                     | 141,309      | 46,132       |

二 国民スポーツの普及

3 スポーツ振興基金（仮称）の設置

2 スポーツ用具およびスポーツ事業に関する税の減免措置

- 1 スポーツ青少年団（仮称）の育成強化
- 地域および職場を単位としてスポーツ青少年団の育成を図る特に普及の重点をスポーツに恵まれない環境にある中小企業および農山漁村の青少年に置く
- 2 国民体育デーの徹底
- 3 青少年のための、地方スポーツ教室の設置
- 4 青少年の運動能力テスト
- 三 体育指導組織の強化
- 1 市町村体育指導委員の充実
- 2 学校体育指導教員の現職教育
- 3 職場における体育指導者の充実
- 4 全国市町村に体育協会の設置
- 四 スポーツ施設の整備拡充の普及化と既存施設の効率的活用
- 1 社会スポーツ振興のための基本施設として国民大衆ことに勤労青少年が簡易に利用できるスポーツセンターおよびスポ

振興法」の実現を掲げているが、当時の教育状況は、「五五年体制」以降の露骨な教育政策反動化の一環を担うものであり、五八年学習指導要領改定における道徳復活等の円滑な推進のために体育局がどうしても必要となったからでもあった。

ともあれ、こうして戦後体育・スポーツ界の長い間の懸案事項であった体育局の設置、東京オリンピックの実現、スポーツ振興法の三つのうちの一つが実現したわけである。したがって、この後のスポーツ行政は先のような教育政策の推進と同時にこの残された二者の実現を重視して展開される。

この前後のスポーツ振興行政を見てみよう。表14によれば、一九五七年度から地方スポーツの振興費が新たに計上されている。これは四月二五日の文部事務次官通達「地方スポーツの振興について」により、全国各市町村に設置された体育指導委員の研修並びに実地指導のためのものである。そして五九年度からは国民体育施設整備費、青少年スポーツ活動特別育成費が新規である。

尚、一九五九年度は体育局が復帰して第一年目にあたり、体育局としても「スポーツ振興基本方策」を策定した。その全体像は次のようである。

#### スポーツ振興基本方策<sup>(9)</sup>試案

たくましい国民体力の育成増強を図り、明朗にして健全な国家社会の建設と国際親善に寄与するために、スポーツが国民の日常生活を通じて楽しく活発に実践されるよう次の基本方策を定める。

#### 一 スポーツ振興法（仮称）の制定とその他法的措置

1 国および地方公共団体の任務、スポーツ団体およびスポーツ施設に対する助成措置並びに体育指導委員制度等具体的施策の法制化

結局、この厚生省スポーツ局案はうやむやのうちに立ち消えとなった。

これらの情勢を踏まえた上で、保健体育審議会は「保健体育行政機構特別委員会」を設置し、検討を重ね一九五五年二月一日に「保健、給食、スポーツ、レクリエーション行政の一元化について」（４）、五六年六月一日に「わが国保健体育振興のための行政機構改善整備の基本方策について」（６）をそれぞれ建議した。文部大臣の諮問機関であるから、文部省内の問題であることは当然である。

一九五七年一月十九日、日本体育協会は誕生間もない石橋内閣に対して「スポーツ振興に関する意見書」を提出した。「スポーツ振興を国策として取り上げるよう」要望したもので、二年前に提出したものと大まかには同じ物である。しかしアジア大会の東京開催も決まり、オリンピックと東京大会の誘致が熱を帯びてきた段階であり、局設置の要求は差し迫ったものとなって行つた。また先の厚生省スポーツ局案が潰れた後の提案として、文部省内でのスポーツ局（又は体育局）の提案がなされた。ここには内閣段階での「スポーツ振興審議委員会（仮称）」が提案されている。これは後述するように、スポーツ振興審議会としてその一カ月後の二月一日に誕生している。

一九五七年七月三〇日、保健体育審議会は答申（７―c）と要望「保健体育主管局の設置について」を出し、更にスポーツ振興審議会の第一答申「スポーツの国民一般に対する普及振興並びにその国際交歓を促進するための根本方策について」においても、文部省内での体育主管局設置を総理大臣に提案した。

この体育局復活の要求と並行して、オリンピック東京誘致、「スポーツ振興法」制定の動きも活発化して来たが、体育局の復活はそれらと相補の関係として進展してきたのであるが、特に「スポーツ振興法」については後に詳述する。

こうしてついに一九五八年五月一日、文部省に体育局が復活した。表面的には東京オリンピック誘致と「スポーツ

ここで一九五五年当時の政治、軍事状況を思い返してみよう。五二年以降のサンフランシスコ単独講和、日米安全保障条約のもとで、日本はアメリカの軍事体制下に入った。こうして日本の再軍備も強行され、各地で基地化反対運動が高まっていた。一九五二―五三年にかけての石川県内灘の米軍試射場設置反対運動があり、五五年は東京立川の砂川基地拡張反対運動の直中であった。しかもこの八月は砂川の強制調査問題で住民の激しい抗議行動が高まっていたのであり、他方、核弾頭を積めるロケット砲オネスト・ジョンが日本に持ち込まれ、砂川の近くの朝霞に配備された。

こうした状況のもとで、鳩山内閣の砂田防衛庁長官は、防衛庁の国防省への昇格を意図し、それを支える国民総動員体制計画を発表した。<sup>(6)</sup> その一項目に次のようなものがある。

「郷土防衛隊と予備幹部自衛官の両制度については目下事務局で案を練っているが、予備幹部自衛官については最近私が経団連の幹部にあったさい、大学、高校の卒業生を各会社へ就職する前に自衛隊の学校へ十か月ないし一年ぐらい入れて訓練させてみてはどうかといったところみな賛成してくれた」。

この「砂田構想」は国会でも、世論からも厳しく批判されたが、鳩山内閣はそれは政府決定ではなく、個人的意見であるとして切り抜けようとした。しかし、砂田発言にもあるように、経済界にも、そして保守政治陣営にも国民総動員への願望は極めて強いものがあったのである。

この様な情勢下での先の川崎提案であった。川崎本人が砂田発言との関連性をいかに否定しようとも、同じ閣議メンバーとして、両者が無関係であるとする主張が通るはずもあるまい。否、たとえ川崎厚相の個人的意図はどうあれ、当時のスポーツとスポーツ局を巡る情勢はこうした日本の再軍備、軍国思想、徴兵制復活との関わりの中に存在したのである。

する。

二、男女が二十歳になると強制的に身体検査を行い身長、体重、胸囲、肺活量などを調べる。また希望者には戦前のような体力検定も行う。

三、アマ、プロ両方の競技会の監督指導をやる。

四、また一月の閑議で競馬、競輪などの自粛開催をきめたが、今のようにプロスポーツが年中行われてはアマの発展を妨げるので将来はプロスポーツのシーズン制を設け、一定期間だけ催すようにする。

しかしこの案に対しては多くの方面からの反論があった。

一つは、内閣内での綱引きによる矛盾である。この提案の過程で川崎厚相は松村文相の賛意を得ているとしていたが、八月三〇日の閣議の席上松村文相は「反対しなかったことは賛成したわけではない」として、スポーツ行政はむしろ社会教育として文部省が主体である旨を述べた。

第二は、各新聞論調である。朝日新聞は八月三〇日夕で、「大臣のおもいつき発言、方言」、翌三一日には「厚相の独走」と決め付けている。また毎日新聞社説「スポーツ局の設置に反対する」（一九五五年八月三〇日）は、もっと青年がスポーツができる条件を作るべきであり、官僚統制に道を開き、青年総動員をおもわせる法には反対であるとした。

そして第三は、この総動員体制への危機感からである。これは評論家大宅荘一（八月二七日、朝日新聞）をはじめとした意見である。同様な意見は、「たまたま防衛庁長官が青年を軍隊にかり立てるような意向を語っている際だから、強制的な検査をすると、あたかも徴兵検査のような感じを与えるのではないか」（八月二七日、毎日新聞）という東体協会長の話にも見られる。

の権利を確保するため、長年の戦争と戦後の混乱によって極度に劣悪化した国民体位の向上と、体力の増進並びに情緒の安定とを計るに必要なあらゆる施策を講ずる責任がある」ということである。この認識を基礎に、答申がなされたのである。体育・スポーツ関係だけを抽出しても、「保健体育の総合行政機構を整備充実」することを前提に謳っている。そして憲法二五条ではすべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有していること、更に社会教育法では国及び地方公共団体の義務について一部規定しているが、具体的に推進していく法的根拠が薄弱であるとして立法化を要望している。

こうした中で一九五五年には厚生省スポーツ局設置案が浮上した。内閣の縮小計画の一環として、五五年には各省が設置法を改定していた。その折り、五月三十一日の衆議院内閣委員会で田原委員（社会党右派）は、プロ、アマスポーツ行政についてはむしろ厚生省に一元化をしたらどうかと質問した。これに答えて川崎秀二厚生大臣は近々アジア大会、そしてオリンピック大会招致もあり、さらに社会人のスポーツ振興のためにも局というようなものを設けたいと述べた。<sup>(3)</sup>

その後、日本体育協合理事会は六月二四日に松村文相と七月八日に川崎厚相と会見し、意見交換を行った。そして七月一日にスポーツ関係議員（柳田、桜田）との会見時、関心が高まっているから意見書を諸会派に提出したらどうかとの示唆を得て、「スポーツ振興に関する意見書」（一九五五年七月二三日）を提出した。ここではスポーツを国策としてもっと重視し、振興費の大幅増額を含め、「たとえばスポーツ局を厚生省に設置」することを提案した。<sup>(4)</sup>

関係方面の賛意に意志固めをした川崎厚生大臣は、八月二七日に「スポーツ局」の「設置要綱案を近く閣議にかけたいえ臨時国会に提出する意向」<sup>(5)</sup>である旨を発表した。その要旨は次のようである。

一、学生スポーツを除いた勤労者の全国大会、社会人体育大会をひらくほか各職場や地域ごとに体育指導者を養成

された。同年三月二一日、その答申がなされ、「憲法はすべての国民がその生命や幸福についての平等な権利を有し、国政上それを尊重すべきであることを保証し、国が個人個人の健康及び社会福祉について、その向上及び増進に努めるべきことを規定している。保健体育が国の施策として大きな役割を担っているのは、このためである。」として、審議会の基本的な視点を格調高く謳ったあと、「学校保健の普及徹底」「保健体育教師の養成」「青少年の余暇指導」の三点について答申した。しかし、審議会を進める上で体育局の廃止による障害が現実問題として直面した。つまり審議会全体と分科審議会との関係、審議会全体の事務局の欠如、その原因としての統括的な機関の欠如が「現実問題としては右体育局の廃止以来、文部省における保健体育等に関する行政の運営に著しい支障を来している」として、先の答申と同時に且つそれとは別に、「保健・体育等の行政事務全般を総合的に所管する機関を設置」することを建議した（２）。「行政機構の整備」つまり体育局の復活に関する提案を述べたのは、体育振興委員会答申（一九四九年二月二五日）、スポーツ振興会議決議（一九五〇年一〇月二六日）に続いて、おそらく三番目であろう。

こうした動向を補足する形で、五一年六月二一日には日本体育協合理事会が「文部省体育局設置方建議」を行って<sup>(2)</sup>いる。

文部省では、この間に社会体育優良団体表彰要項（一九五二年七月二五日）を制定し、団体の組織化を意図する。そして翌年の一九五三年一九日にはそれまで制限してきた社会体育としての剣道を自由化した。

さて、同年六月二四日の保健体育審議会答申「独立後におけるわが国保健体育レクリエーションならびに学校給食の振興方策について」（３）は、初の社会体育振興総合基本計画と言えるものである。独立とは言っても、対米従属の形態ではあったが、それでも当時の答申には次のような基本認識が未だ許されていた。つまり国民の健康と体力の増進は「国民の有する権利」であり、「政府は、この際憲法の定めるところにより、健康で文化的な生活を営む国民

- 7 | a 同 答申「夜間課程をおく高等学校における学校給食の実施基準について」(同右)
- 7 | b 同 答申「学徒の対外競技の基準並びに中学校における剣道の実施について」(五七年三月三〇日)
- 8 同 建議「財団法人日本相撲協会の改革について」(五七年五月二一日)
- 7 | c 同 答申「保健体育の振興、国立競技場の将来の運営、青少年野外活動の振興、地域職域における体育の振興について」(一九五七年七月三〇日)
- 9 同 要望「保健体育主管局の設置について」(一九五七年七月三〇日)
- 10 同 答申「勤労青年の体育指導の強化、学校給食実施基準の検討、国民体育デーの実施方法について」(一九五八年三月二二日)
- 10 | a 同 答申「国民体育デーの実施方法について」(同右)
- 10 | b 同 答申「学校給食実施基準の改善について」(一九五八年七月三一日)
- 11 | a 同 答申「スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容について」(五八年十二月一八日)
- 11 | b 同 答申「スポーツ技術の水準向上について」(一九五九年九月二二日)
- 11 | c 同 答申「野外活動における安全管理について」(同右)
- 10 | c 同 答申「勤労青年の体育指導の強化について」(一九六〇年八月四日)
- 10 | d 同 答申「健康手帳(仮称)の内容とその実施方法について」(同右)
- 11 | d 同 答申「現行の学校給食実施上改善すべき点について」(一九六一年五月二一日)
- 13 | a 同 答申「学徒の対外運動競技の基準について」(同右)
- 一九五一年に入り、文部大臣より「保健体育ならびにレクリエーションの振興方策について」(1)が初めて諮問

・学校保健分科審議会／・学校体育分科審議会／・学校給食分科審議会／・社会体育分科審議会

これらの機構を基礎にして、この第二期の約十年間に十一の諮問がなされ、体育・スポーツの振興策について、具体的な行政施策と同時に、行政機構の整備つまり「体育局の復活」とスポーツ法の制定という三本柱を中心に約二十の答申、要望、建議が出されている。またこの他に、体協の提案「スポーツ振興に関する意見書」（一九五七年一月一九日）を切っ掛けに設立されたスポーツ振興審議会（一九五七年二月一日～五八年三月三十一日）の三つの答申、要望もある。ここでは「行政機構の一元化」つまり体育局の復活とその動向について焦点化してみよう。ともあれこの第二期に出された保健体育審議会の答申類は以下の通りである。

（答申順）

- 1 保健体育審議会答申「保健体育ならびにレクリエーションの振興方策について」（一九五一年三月二一日）
- 2 同 建議「保健・体育・レクリエーションに関する総合的行政機構の整備および保健体育審議会の運営について」（同右）
- 3 同 答申「独立後におけるわが国保健体育レクリエーションならびに学校給食の振興方策について」（一九五三年六月二四日）
- 4 同 建議「保健、体育、給食、スポーツ、レクリエーション行政の一元化」（一九五五年二月二五日）
- 5 同 答申「中学校における学校給食の実施基準について」（五六年三月二八日）
- 6 同 建議「わが国保健体育振興のための行政機構改善整備の基本方策について」（一九五六年六月一八日）
- 7 同 答申「学校教育としての保健・給食・体育および社会体育として行われる運動競技・レクリエーション等の振興に関する具体的方策について」（一九五七年三月七日）

ここでは特に職場スポーツが重視された。これは労働省と日本体育協会による四八年以降の労働組合体育大会の開催があり、四九年七月以降の保健体育審議会の社会体育分科審議会の発足、一九五三年五月二〇日に設置された体協「社会体育審議会」等の前後事情に示されるように、当時の社会体育の主体が職場体育を主流に展開されており、地域スポーツは社会教育分野で設置され始めていた公民館のレクリエーション程度のものであった。しかも公民館の付随体育施設はたいした規模も持たなかったのであるから、その活動実態も自ずと想像できよう。

その後のスポーツ行政は保健体育審議会への諮問、それへの答申、そして答申に基づく施策という展開で進行する。

(1) 草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第三九号、一九八五年、一五頁)。

(2) 「社会体育実施調査の依頼について(通達)」(社会教育局長、県教育委員会宛、一九五〇年二月二日、『近代日本教育制度史料』第二七巻、講談社、一九五八年、五四八頁)。

(3) 『文部時報』第八八四号、一九五〇年四月、社会教育局運動厚生課。

(4) これは既に、一九四九年二月二五日に保健体育審議会の前身である体育振興委員会(一九四八年一月二六日～一九四九年七月の保健体育審議会設置まで)の答申「体育振興の具体的方策」に「社会体育指針を作成」することの提案として示されていたものである。またこの答申では「学校保健法」の必要性、並びに体育局廃止の動向の中で、「内閣直属の独立官庁であることが望ましいが、やむを得なければ、現在の文部省体育局を更に拡充強化」したものを要望している。

## (2) 体育局の復活

一九四九年六月の体育局の廃止とともに、それまでの体育局所管事項は他部局へ分散されたが、それらを統合する目的で、それ以前にあった体育振興委員会を保健体育審議会(文部大臣諮問機関)として再編し、次の四部会を構成した。

一、わが国民生活における自由時間は諸外国ことに米国のそれに比して著しく僅少である。……自由時間を増加させることが文化国家建設の根本的政策である。

二、自由時間の善用の指導が重要な課題となる。特に青少年教育について。

三、だれでも、いつでも、どこでも、自由に何でもスポーツ、レクリエーションができるような環境をつくること。

四、長時間労働による固癖のための矯正体操、スポーツ、マッサージの研究を。

五、学校体育と社会体育との関連。

六、四一歳以上の日本人のスポーツ、レクリエーションへの関心は皆無に近い。日本人の早老の原因の一つなので、スポーツ、レクリエーションの啓蒙普及を。

こうした地域、職場のスポーツ振興策の上で、具体的な進め方の手引きが必要であった。すでに学校体育では四七年七月に「学校体育指導要綱」が出され、授業はそれを参考に進められていた。これに対応する形で作成されたのが『社会体育指導要項』(一九五一年三月二日)である。<sup>(4)</sup>これはいま述べたように、地域と職場スポーツの二本柱となり、具体的な進め方を解説したものである。この中で社会体育の目標としては次の六項目が述べられた。

- ① レクリエーション活動を絶えず取り入れ、生活を豊かにすること
- ② 心身の健康を維持・増進するようにすること
- ③ 社会生活を営むに必要な、よい性格を身につけるようにすること
- ④ 健康な生活を営むのに必要な知識や習慣を養うこと
- ⑤ 安全な生活を営むのに必要な知識や技能を高めること
- ⑥ 仕事によい影響を与えるようにすること

右記の基本的な矛盾を抱えながら、スポーツ行政は進行する。国民スポーツは未だ低調であったが若干の振興もなされている。その内の主なものを列挙してみよう。

指導者講習会についてはレクリエーション指導者講習会（一九四九年七月二七日）があり、団体表彰では第一回社会体育優良団体文部大臣表彰（同一〇月）が行われ、社会体育団体の奨励、組織化が進められた。一方、日本体育協会では、スポーツバジテストが四九年九月から開始され、五七年一月六日まで継続された。第五回国民体育大会（一九五〇年一月一六日）の開催については、開催県の持ち回りが、各県スポーツを振興させるという理由で、継続されることになった。

また、調査や手引書の発行では、五三年三月に「社会体育施設実態調査報告書」が報告された。これは文部省が戦災都市面積の一割を緑地化する構想を一九四六年五月に打ち立て、CIE臨時顧問T・デアリング（ワシントンDC存住のパーク・レクリエーションファカルティコンサルタント）の指導の下に、史上最大規模の本格的な体育施設実態調査を実施し、整備の年次計画化を図った。しかし文部省の施設整備計画も諸官庁との整合性を持てず、また「六・三制」<sup>(1)</sup>実施に伴う学校教育施設費増大による都市財政の逼迫、ドッジプランによる財源措置によって実質的に破産をした。

また「社会体育実態調査」が全国一四都道府県の一〇産業（農業、漁業、綿糸紡績業、製糸、紡績業、林業、百貨店業、造船業、鋁山業、鋳物業、官庁）に働く一五歳以上の男女二〇〇六〇人を対象として、一九五〇年四〜五月に行われた。<sup>(2)</sup>この結果は同年の一二月一日に発表された。このような大掛かりな調査は戦後初めてである。

ここでは主に「生活時間の調査」「運動に関する調査」「疲労に関する調査」の三点で調べられている。詳細は省くが、結果から今後の政策上考慮すべきこととして次の六点をあげている。<sup>(3)</sup>

の他入場料収入等として現実化されている。

そしてその他の団体の動向も含めて第三に指摘しなければならないのは、社会教育法傘下における影響は補助金ばかりでなく、外郭団体として官庁の一隅に占めていたそれらの事務所も立ち退きを強いられたことである。その典型例として、日本レクリエーション協会がある。「実態は各監督官庁の支援無くしては立ち行かず、その独立性と自主性とかにはおよそ縁遠いものであり名目だけのものが大半を占めていた」のであり、「当初文部省におかれてあった協会事務所も、都内一ツ橋の国民体育館に移され、ほどなく日本交通公社内にかわり、さらに都庁体育課へ、つづいて交通道德協会の一隅へと、協会役員の幹旋を頼りに転々と移動するのやむない有様であった」<sup>(1)</sup>。

第四に、こうした補助金廃止によるスポーツ団体の弱体化は体育局の廃止と絡めて、先述のごとく地方のスポーツ・レクリエーション部門の縮小ないし廃止を招いたが、これは同時にスポーツ関係分野の権威を大きく失墜させる結果となった。当時の財政事情からすれば、どの自治体もスポーツどころではないというのが実情であったであろうから、中央でのそうした動きは密かに「歓迎」される側面もあった。

そして第五に、アジア大会やオリンピックをはじめとする国際大会への参加費用、さらには五八年にはアジア大会の東京開催、六〇年第一七回オリンピックの東京招致計画の進行（失敗）、六四年の第一八回大会が実現する中で、補助金不交付の障害が大きくなってきたのであった。

（1） 日本レクリエーション協会『日本レクリエーション協会二十年史』一九六六年、九九、一〇六頁。

## 2 スポーツ行政の施策

### （1） 第二期の社会体育施策

体にあつては教育委員会が社会教育委員会の会議の意見を聞いて行わなければならない。

つまり、社会教育団体であるスポーツ団体も補助金の交付は一切受けられなくなったのである。社会教育法への参入を企図した段階では、情勢の急展開のもと、ともかく社会教育法の下に、が焦点であつて、補助金のカットまでは検討されていなかったと思われる。こうしたノーサポート・ノーコントロールは戦後改革における、GHQの指導の一つと考えられ、憲法八十九条にしても当初から問題を内包するものと考えられていた。

補助金をカットされた団体は突然に奈落の底に落とされた状態になった。日本体育協会を具体的に見てみよう（表13参照）。終戦の先年度（一九四四）と社会教育法が制定される直前の一九四九年度、そして新体制年度である一九五〇年度の収支を掲げる。

以上の収支から、そして補助金カットによる影響等、幾つかの問題が指摘できる。

第一に、収入に占める国庫補助金が一九四四、四九、五〇年の各年度に九三・二%、七〇・六%、八四・七%となっている。（なお、四九年度の国庫補助金には国体の入場料収入も含み、五〇年度には国体開催費、特別寄付金、マ杯大会開催費、入場料収入を含んでいる。）

戦中は四二年度が九四・六%、四三年度が七一・三%、四五年度が九一・八%であるからほぼ九〇%以上を国庫補助（厚生省）に依存していたことが分かる。これは既述のように大日本体育会が大政翼賛会化した財政的基盤での証明である。

そして戦後は民間団体として「独立」したとはいえ、相も変わらず国庫補助（文部省）依存であり、社会教育法が厳密に適用されるなら日本体育協会の財政的基盤は立ち所に吹っこんでしまうのである。

第二に、社会教育法の制定以降は、国庫補助金は直接的には支給されないが国民体育大会開催補助費（委託）、そ

表—3

| 1944             | 1949        | 1950         |
|------------------|-------------|--------------|
| 収入の部             |             |              |
| 基金収入 2,689.19    | 1,873.63    |              |
| 国庫補助金 600,000.00 | 4500,000.00 |              |
| 国体開催             |             | 8000,000.00  |
| 寄付金収入            | 100,000.00  | 80,000.00    |
| 特別寄付金            |             | 1975,000.00  |
| マ杯大会開催費          |             | 1203,300.00  |
| 加入団体会費収入         | 219,000.00  | 225,000.00   |
| 支部会費収入           | 138,000.00  | 115,000.00   |
| 入場料収入            | 2100,000.00 | 2700,000.00  |
| 雑収入 32,101.66    | 2065,998.28 | 2015,606.00  |
| 事業収入 6,743.05    |             |              |
| 会館収入 3,135.00    | 101,300.00  | 94,000.00    |
| 医事相談所収入          | 131,719.00  | 111,348.00   |
| バッジテスト収入         |             | 1427,669.00  |
| 預金利子 9,568.56    |             |              |
| 用具費、検定料取扱料収入     | 1785,680.72 |              |
| 雑収 12,655.05     | 47,298.56   | 382,589.00   |
| 繰越金 8,864.17     | 218,871.89  | 73,180.99    |
| 計 643,655.02     | 9341,870.17 | 16387,086.99 |
| 支出の部             |             |              |
| 事務費 17,843.56    | 2954,999.73 | 2270,836.00  |
| 俸給 13,794.24     | 1937,854.00 | 1606,269.00  |
| 事務費 4,094.32     | 1017,145.73 | 664,567.00   |
| 事業費 600,415.32   | 5639,424.45 | 12761,402.00 |
| 事業費 600,415.32   |             |              |
| オリンピック参加準備費      | 385,570.50  |              |
| 体育思想善導費          | 127,669.95  |              |
| 勤労者体育費           | 108,580.00  |              |
| 体育医事相談所費         | 474,792.80  | 299,789.00   |
| バッジテスト普及費        | 297,061.00  | 936,165.00   |
| マ杯大会開催費          |             | 1198,140.00  |
| 国際委員会費           |             | 2300,308.00  |
| 支部助成金            | 167,147.80  |              |
| 施設用具費            | 19,832.24   |              |
| 刊行費              | 12,997.65   |              |
| 委員会費             | 71,531.00   |              |
| 国民体育大会支出金        | 4174,219.00 | 8000,000.00  |
| 不動産諸費 10,000.00  | 674,265.00  | 129,724.50   |
| 退職積立金 4,000.00   |             |              |
| 次年度繰越 11,396.14  | 73,180.99   | 1225,124.49  |
| 計 643,655.02     | 9341,870.17 | 16387,086.98 |

社会教育法第二二条―（国及び地方公共団体との関係）国及び地方公共団体は、社会教育団体に對し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

社会教育法第一三条―（社会教育審議会等への諮問）国又は地方公共団体が社会教育関係団体に對し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団

（『日本体育協会五十年史』  
日本体育協会、1963年、535  
頁以降より）

表一2

| 区 分              | 数           |
|------------------|-------------|
| 部を設置したもの         | 2 (北海道, 愛知) |
| 体育課の名称を付するもの     | 14          |
| 保健体育課の名称を付するもの   | 21          |
| 保健又は健康課の名称を付するもの | 4           |
| 体育を専管する課を設置せざる府県 | 5           |

酷かったのではないかと思われる。

さらに、体育局が廃止され、そして各教育委員会レベルでの体育専管部課の減少の中で、スポーツに関わる方針が現実には統括できないことが、いろいろな場面から噴出してきた。その具体場面は、後の諸審議会答申等の中に再三にわたって述べられている。こうしたことが体育局復活への大きな背景となつて行くのである。

(1) 栗本義彦「体育制度」(『体育管理学』日本体育指導者連盟編集、体育学講座第五巻、体育の科学社、一九五一年、三二二頁)。

## (2) 社会教育法下での影響

スポーツやレクリエーションが日本史上初めて法(社会教育法)の下に入ったことによって、公民館や青年学級等のなかで、例え余興的ではあったとしても広く普及をする地盤を形成した。しかし他方では、スポーツが社会教育法の下に入ることによって、スポーツ団体も社会教育法第一〇条(社会教育団体の定義)「この法律で『社会教育関係団体』とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」の適用を受ける事になり、必然的に、憲法八九条、社会教育法一二条、一三条の適用をも受けることになった。それらは次のようである。

憲法八九条―公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

若い人々にも危機感をつのらせた。結局、審議未了として廃案になったが、この間に、労働組合のストをはじめとした、「日本の近現代史上最大の統一行動」が行われた。

こうした力に確信を得た人々は「安保改正阻止国民会議」を五九年三月二八日に結成し、三月三〇日の伊達判決（砂川事件に対する、安保条約と行政協定による米軍駐留は憲法違反）に意を強くして、六〇年の史上空前の国民運動へと高まった。ここでは国民の統一行動、統一戦線が決定的に意味を持ったのである。

## 二 スポーツ行政の経緯

### 1 体育局廃止、社会教育法下の矛盾

#### （1）体育局の廃止の影響

以上のような政治、経済的かつ軍事的な情勢の中にスポーツも存在した。と同時にスポーツとしての独自の進展をして行く。

まず、体育局の廃止は、地方自治体におけるスポーツ（社会体育）部局の後退を招いた。もともと都道府県におけるスポーツ行政官庁は教育委員会であるが、それは一九四八年七月一日に公布された教育委員会法によるものである。一九四八年三月段階で既にスポーツを専管する部課の無い府県は一二であったが公布の三カ月後の一月には五県に減少している。（表12参照）

ところが、一九四九年四月、都道府県教育委員会事務局の機構編成時、体育関係部課が廃止され、「学校教育、社会教育関係課へ分散所管されるようになった府県は数県に止らず、五月一日現在において体育を専管する部課のある府県は二九に減少している」という実態であった。都道府県レベルでこの実態であるから、市町村レベルではもっと

「教え子を再び戦場へ送るな」を採択した。これは、反動化への危機感と運動の焦点を示したものである。五二年には「教育科学研究会」が再建され、戦前の民主的伝統を引継ぎ、さらなる発展を期したものである。同年「日本子どもを守る会」も結成された。五〇年代後半には、現在存在する民間教育研究団体傘下の多くの団体が結成され、教育の反動化に抗し、民主教育を確立する勢力としてその足腰を鍛えて行く。

特に、五六年三月に国会に提出された教育三法（「臨時教育制度審議会設置法案」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」「教科書法案」）のうち「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」は、一、教育委員の公選廃止、首長による任命 二、教育長の上部機関による承認制 三、指導主事の官僚化 四、教科書以外の教材の届出、承認制 五、勤務評定、学校管理規則の具体化等を内容とするものであり、戦後教育行政民主化の三原則といわれる「民衆による教育統制」「教育の地方分権化」「地方の自主性の確保」に真向から対立し、教育の中央集権化、国家管理化を明確に打ち出したものである。既に述べたように、これは「五五年度体制」のもとで、「戦後政治の総決算」の教育版であった。これには、日教組をはじめとして、小・中校長会、主婦連等々、大きな反対運動が起こり、「教育を守る国会請願署名」は国会史上最高の七二五万を越えた。五六～五八年にかけて全国一斉学力テスト実施、同時に教師に対する勤務評定への反対闘争が、地域、国民を交えて広がっていった。

さて、五二年に発効した日米安保条約は六〇年で期限切れになるが、五八年一〇月に改定の第一回交渉が東京で行われた。すでに見てきたように、五八年前後は反動化に対するあらゆる分野での国民の立上がりがあった。こうした勢いが安保改定への障害となることを恐れた自民党（岸内閣）は、その四日後の一〇月八日突如として、警察官職務執行法（警職法）改正案を国会に提出した。これは警察官の立ち入りや、「保護」名目による逮捕状なしでの留置等を可能としたものである。これには「デイトもできない警職法」として、普段は政治には余り関心を示さないような

めとする世界的関心となり、「ストックホルム・アッピール」（原子兵器の絶対禁止とその国際管理を要求）署名運動とともに、全面講和への要求運動となった。日本では占領下と朝鮮戦争という困難な状況下にも拘らず、六四五万人が署名をした（全世界では短期間に五億の署名が集まった）。この署名と軌を一にして全面講和の運動が盛り上がったのである。しかしそのための持続的な共同行動を組織しきれないことが、結局は単独講和を許す結果となるが、統一の重要性は深く認識されたのである。

またサンフランシスコ体制、日米行政協定による米軍基地の拡大反対運動も、安保条約廃棄要求となって前進した。五二年九月には内灘村（石川県金沢市近くの半農半漁の村）の米軍射撃場としての接收への反対運動が起きた。これも全国的な基地反対闘争へと発展した。これは五五年五月以降の砂川基地反対闘争へと引き継がれ、一方沖縄の基地撤去、本土復帰要求と結合した。また五二年の破防法反対の運動では、日本学術会議総会も反対声明を出した。

五四年三月一日、ビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験で、二〇〇キロメートル離れて操業していた焼津市のマクロ漁船第五福竜丸が「死の灰」を浴び、二三名の乗組員全員が放射能に犯され、その一人久保山愛吉が死亡した。このニュースは日本でもまた世界的にも衝撃を与え、原水爆禁止運動の国内的、国際的運動の大きなきっかけとなった。それ以降、地域からの原水爆禁止運動が国民運動として発展する。

また労働運動では、五二年秋の炭労・電産スト、五三年の大量首切りに反対する総評を中心とした労働組合運動の高まり、五四年の近江絹糸の「人権争議」の勝利へと発展した。しかし、高度経済成長でのエネルギーを石炭から輸入石油に政策を転換しようとした日本独占資本は、六〇年冒頭、三井三池炭鉱の大量解雇を提案した。これは後述する安保改正阻止運動と結合し、戦後労働運動の一時期を画す大運動に発展した。

教育の分野では、四九〇五〇年のレッドバージに引き続く一連の反動化の中で、日本教職員組合は五一年一月に、

一九四九年二月の第二〇五次吉田内閣、五四年一二月の第三次鳩山内閣、五六年一二月石橋内閣、五七年二月からの第一、二次岸内閣、六〇年七月からの池田内閣は、上記の軍事・経済・政治の政策を推進してきた。特に五五年一月一五日には民主党と自由党が合同し、自由民主党が結成された。いわゆる「五五年体制」の成立であり、保守の長期政権の起点となり、先の政策のより安定的な政治基盤を形成することになった。これは、その前月の一〇月一日に五一年以来分裂をしてきた社会党が左右両派を統一し、また国際的にはソ連・中国が力をつけてきたことに脅威を感じた財界の先導であった。<sup>(1)</sup>（当時の衆議院勢力は自民党二九九、社会党一五四、その他一一）一月二二日に成立した第三次鳩山内閣はこうした機運を背景にそれまで果たせなかった「逆コース」を一気に突っ走り始めた。憲法改正、小選挙区制、防衛関連法案、教科書法案、地方教育行政法案等々であり、まさしく「戦後政治の総決算」<sup>(2)</sup>であった。特に憲法改正は自由民主党の党是であるが、憲法擁護の力はそれを阻止してきた。しかしこの五六年以降、むしろ「解釈改憲」「なしくずし改憲」を推進させることになる。

(1) 山崎政人『自民党と教育政策』岩波新書、一九八六年、二頁。

(2) 同前、二〇頁。

#### 4 国民の運動

このサンフランシスコ体制の成立、「五五年体制」の成立、そして六〇年の安保改定という日本の戦後の大転換期を通じて民主主義擁護の運動は字余曲折を含みながらも、その発展に邁進してきた。

五一年のサンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約締結の意図が、日本をその極東戦略体制の一環として位置付け、ソ連や中国を除いたアメリカの単独講和であることが明確になった。その危険性が、世界平和擁護大会をはじ

よる「共産主義者教授の追放」演説（新潟大学開校式）がなされ、引き続きレッドバージが強行された。

さらに五二年のサンフランシスコ講和条約の発効を前にして、政府は労働基準法の改訂、実質の治安維持法である破壊活動防止法（破防法）を制定した（一九五二年七月二一日、公布）。この過程で、同年一月札幌市での白鳥警部射殺事件他、辰野事件（長野県）、青梅事件（東京都）、メーデー事件、菅生事件（大分県）、吹田事件（大阪府）、大須事件（愛知県）などの奇怪なフレームアップが権力によって策略され、法制定の口実とされた。これには公安調査庁設置法、公安審査委員会設置法が併設され、調査というスパイ行為の容認となった。しかし、法自体は制定されたがその発効を容易に許さないという国民の運動があった。

ところで、四九年段階まで表面的には民主化の路線を歩んでいた教育改革も、五〇年あたりからは露骨な反共・皇国主義の復活を掲げるようになる。一九五〇年八月二七日には第二次米国教育使節団が来日し、報告書を提出した（九月二二日）。第一次とは正反対の反共教育をその内容として掲げ、これを持っていたかのごとく一〇月一七日には文部省が「日の丸掲揚、君が代斉唱の勧告」を通達し、皇国史観を強要し始めた。五二年には中央教育審議会が設置された。同年八月にはそれまでの「学者文相」に変わる「党人文相」が採用され、今まで以上に政治色が濃くなっていた。その後教科書検定権の文部大臣独占（五三年）が図られ、同年一〇月二日には、MSA受入れ（わずかの完成兵器と米国余剰農産物中心）と引き替えに、日本の「防衛力」増強と「教育および広報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長する」反共教育の重要さと、それを日本政府が責任を持って実行することを確認した「池田・ロバートソン会談」がもたれた。そうした体制をより有効に推進するために、その後教員の政治活動禁止（五四年）、教育委員会任命制（五六年）、教師の勤務評定（五七年）、学習指導要領の国家基準制度化（五八年）、等々の国家統制政策が推進されたのである。

徴税を強化する 三、中小企業への融資に制限をつけ、独占資本だけに貸し出す 四、賃金を釘付ける 五、低米価を中心に物価統制を強める 六、外国貿易および外国為替管理の統制を強化する 七、輸出増加のための物資配給制を改善する 八、重要国産品を増産する 九、食糧供給制度を強化する。以上の具体化は、例えばドッジプラン（一九四九年三月七日）によって、国民への矛盾の集中、さらには五月の吉田内閣による定員法の制定（二六万人の公務員削減の行政整理）、大企業での大量人員整理策として強行された。こうした国民、中小企業の犠牲によって敗戦から続くインフレーションの進行を収束させ、日本経済の早急な「自立化」「安定化」を図り、日本の独占資本を対米従属のもとに復活させるものであった。

一九五〇年の朝鮮戦争特需をきっかけとして、五五年までに日本経済は戦前水準を回復した。しかしこの中で、日本経済は輸送力、エネルギー供給力、生産設備の老朽化等での弱点を認識させられることになる。こうして鉄鋼業、石炭産業の合理化、電力長期計画などにより、石炭産業のスクラップ化、石油産業のビルド化、施設・技術革新が国の税制上の保護措置、日本開発銀行の営業開始による独占資本の育成が積極的に開始された。こうして、いわゆる「高度経済成長」政策は一九五五年あたりから一九七〇年代前半まで続くが、五〇年代後半は、一九五五年に日本生産性本部の設立（二月一四日）、経済企画庁の設置（七月二〇日）がなされ、六〇年代の年平均成長率一〇%を超えるスピードで軽工業から重化学工業国への転換を可能とする出発点であった。

### 3 政治的背景

政治的には、一九四九年の下山事件（七月四日）、三鷹事件（七月一九日）、松川事件（八月一七日）という一連の、「共産主義者による」という権力によるフレイムアップの策略、七月一九日にはCIE教育顧問W・C・イールズに

「アメリカ帝国主義は、日本独占資本と従属的同盟を結びながら、日本民族を抑圧し、日本独占資本は、アメリカの指揮のもとで軍国主義復活をはかり、日本人民を支配している」のである。

この軍事体制は現在にも引き継がれているが、この第二期におけるその後の動向を追ってみよう。一九五二年七月三十一日の保安庁法公布による保安庁の設置、警察予備隊の保安隊への編成替えがなされた。一九五四年三月八日の日米相互防衛（M S A）協定が調印され、日本は軍事・経済援助を受ける代わりに、「自国の自衛力および自由世界の防衛力増進」に寄与することが義務付けられ、日本の地上部隊を三〇万人に増強するよう要請された。こうして六月九日には防衛二法（防衛庁設置法、自衛隊法の公布）により、そうした要請に応えるべき体制に再編成された。

一九五五年五月以降、砂川事件（米軍基地拡張による事実上の砂川町の崩壊を意味した）における基地拡張反対運動が高揚した。一九五九年三月三〇日には、安保条約による米軍駐留の違憲判決がなされた。このころ、安保条約改定作業が開始され、一方で国民的規模での反対運動が展開されるが、一九六〇年一月二〇日、新日米安全保障条約が調印され、六月二三日自然成立、発効となった。こうして新たな日米軍事同盟が成立し、ソ連・中国・北朝鮮に対抗する軍事ブロックが強化されたのである。

（1） 山田敬男『戦後日本史』学習の友社、一九七九年、一二三頁。

## 2 経済的背景

「極東の工場、反共の防壁」として日本を復興させるために、アメリカは、日本の大衆運動や労働運動を厳しく制限、弾圧する一方で、独占資本の復活を計画した。一九四八年二月一八日には対日自立復興の九原則（経済安定九原則）を指令した。その内容は以下の通りである。一、国の支出をけずり、歳入をふやして赤字財政をやめる 二、

### 第三章 スポーツ振興法の制定へ——第二期（一九四九年六月～一九六一年六月） 独

自法への準備期。社会教育法の成立（一九四九年六月）から社会教育法の一部改正（一九五七年五月二日）を経てスポーツ振興法の成立まで

#### 一 政治・経済的背景

##### 1 軍事的背景

第二期の政治、経済、軍事の特徴は、戦後日本の大枠を形成したといえるであろう。

軍事的には、一九五〇年の朝鮮戦争へ米軍の直接介入があり、日本国憲法の第九条による戦争放棄に不満をもったGHQマッカーサーは、「自己防衛権を否定せず」（五〇年一月一日）と声明を出し、その八月一〇日には警察予備隊令を公布し、即日施行した。こうして日本の再軍備が開始された。

一九五一年にはサンフランシスコ平和条約が締結され（九月八日、翌五二年四月二八日発効）、日本はそれまでのGHQ（事実上のアメリカ軍）占領下から、一応は独立国となった。しかし同時に、アメリカとの日米安全保障条約も調印され、アメリカの傘の下で、アメリカの同盟軍として役割を担わされることになった。それと同時に五二年二月二八日調印の日米行政協定により、全国五〇〇カ所以上の軍事基地と施設利用が確認された。いわゆるサンフランシスコ体制の始まりである。このサンフランシスコ体制は次の二つの側面を持っていた。第一は国際的側面で、アジアの社会主義国や民族解放勢力に敵対する体制であり、第二は日本民族と人民に対する抑圧体制である。こうして

以上のように、社会教育法の傘下に入ることにより、スポーツ・レクリエーションは社会教育活動の一環として捉えられ、運営されることになった。この点では、例えば市町村の教育委員会の事務（第五条）、「一三 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること」、公民館事業（第五章公民館第二二条公民館の事業）、「五、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること」として、青年学級や婦人学級等を通して広く浸透する下地が形成されていったのである。当時、未だに根強かったスポーツ・レクリエーション遊びの怠惰という風潮が、こうした機関による奨励によって徐々に克服されてきたことも事実であろう。」

## 九 第一期の主導要因と次期への誘因

戦前・中の体育・スポーツ界の果たしてきた危険性の除去の一方で、あるべき姿が模索された。学校体育、国民体育大会の再出発があり、体育・スポーツ関係者の危機感と行動があったが、しかしGHQでは体育・スポーツへの警戒心は強く、行政の分権化の一環として体育局の廃止、社会教育局への吸収となった。体育局を中心とする関係者の中では「社会体育法」制定の意図とCIEへの働き掛けが存在したが、予算的な困難さを理由に具体化はされなかった。その代わり、社会教育法第二条に（体育及びレクリエーションの活動を含む）が、そしてその他にも関連項目が挿入され、社会体育の法的根拠がかりうじて実現した。

しかし法的に見れば、社会教育法の下、憲法八九条、それを受けた社会教育法第一二、一三条によって、国や自治体からの補助金が支出されなくなった。これが次期の中心的な矛盾を形成し、スポーツ振興法制定へのエネルギーとなるが、スポーツを取り巻く情勢の諸要素がそうしたスポーツの行政と法にも大きな影響をもたらすのである。

(2) 西田泰介「終戦から社会教育法制定まで」(同右、五一頁)。

(3) 一月二二日の第一二案に続く第一三案の所在は不明である。(横山、小林編著『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、一九八一年)。

## 八 スポーツと法の関係

### 1 法形成の経緯

以上の経過からも分かるように、戦後当初から「社会体育法」の制定の動向が、文部省内の一部とはいえ存在した。そこでは「体育施設の整備、指導者、事業」が構想されていた。経過の上から、社会教育法の構造に対比しながら考えられたであろう事が予想されるのである。

この時期、GHQによる大日本体育会とそれを所管していた厚生省健民局の廃止という状況下、さらに文部省の機構改革、そこでの体育局の廃止という状況のもとで、独自法としてのスポーツ法(社会体育法)の制定など、およそ関係者の頭の中には存在しなかったに違いない。その意味では、社会教育法への参入は幅広い運動に支えられたと言うよりも、やや突如とした情勢の急展開によって実現したとも言えよう。スポーツ・レクリエーション関係者から見れば、いわば瓢箪から駒の如く、社会教育法の傘下に参入できたのである。したがって法律への固有の要求が不明なまま、ともかく法令化が先行したと言えるであろう。

### 2 スポーツ法の到達点

倉正之は、「体育施設の整備、指導者、事業」などを盛り込んだ持自法としての「社会体育法」の原案を作成し、CIEのニューフェルドの了解を得たが、社会教育担当のネルソンの同意を得ることが出来ず、この計画は不発に終わってしまった。当時ネルソンも社会教育法に従事し、特に公民館の設立に必要な補助金の確保に困難を抱えていたからであった。<sup>(1)</sup> こうした情勢の急展開の中で、この機を逃すと当分の間法令化は不可能と踏んだ上記の両者は、時の社会教育課長寺中作雄への陳情に及んだのである。<sup>(2)</sup>

これをCIEの資料から見ると、一九四九年一月三十一日、ネルソンと寺中が会い、事前にニューフェルドとの打ち合わせ通り、社会教育法第二条に体育・レクリエーションについての挿入が決定されたのである。そして二月三日の第一四案は、第二条「社会教育の定義―この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」が完成された。<sup>(3)</sup>

この第二条を含む全二二条が四月三〇日国会に提出され、審議、可決された。こうして六月一〇日社会教育法は公布され、スポーツ（社会体育）とレクリエーションが、歴史上初めて法律の下に制定されたのである。

当初の社会教育法案では存在しなかったスポーツ、レクリエーション領域がこうして急速に法案の中に顔を出し始めたのは、一方で体育局廃止、そして他方ではその受け皿としての社会教育局での運動厚生課の発足がある。前者については今見たが、後者について見れば、新たに取り込んだ領域が社会教育法傘下に無ければ所管事項として不整合を起こすからでもあった。

(1) 朝倉正之「第七章 法規上における『レクリエーション』の明確化」（『日本レクリエーション協会二十年史』の八〇頁。しかしこの「社会体育法」原案は未だ発見されておらず、朝倉氏自身の身辺にも現存していない）。

(3) 一九五八年に体育局が復活すると決まったとき、『体協時報』(第六八号、一九五八年一月一日)はこの廃止時の様子を次のように述べている。

「昭和二十四年まであった体育局は連合軍側の示唆によってか、抜く手も見せずに一刀両断のもとに片づけられたもので、当時の体育局長は本会専務理事であったが、何等の予告もなく解消せしめられたのであった。体育が局になるならば、地理も歴史もみな局にすべきである、というような議論が勝ちを制したといわれる。」

(4) 『第五回国会議事録』(『近代日本教育制度史料』第三三卷、講談社、一九五八年、三七七～三八頁)。

(5) 『保健・体育・レクリエーションの諸問題』(草深訳、『保健・体育研究』別冊第二号、立命館大学人文科学研究所、一九八三年十二月)。

(6) 栗本義彦『体育制度』(『体育管理学』日本体育指導者連盟、体育学講座第五卷、体育の科学社、一九五一年一月一日、三二〇頁)。西田泰介『体育行政の一〇年』(『体育の科学』第一巻第一号、一九六〇年一月、五二頁)。

## 2 社会教育法の形成

さて、この時期、憲法、教育基本法に基づき、学校教育法(一九四七年三月制定)と社会教育法の制定が準備されていた。後者は若干遅れ気味であった。が、一九四七年四月一日に第一案が出されてから、順次改定の作業が進行していた。

同年一月二日の第五案では第四章第二十三条第四項に「体育、娯楽に関する会合を開催すること」と記入されている。そしてこの間に改定作業は激動期を迎えており、四九年一月二日にはすでに第一二案が出されている。

ここで先の体育局の廃止を巡る動向を思い浮かべていただきたい。四八年の九月に突如として起こった廃止案が、この段階では既に変のものとして存在していたことである。これと併行して、当時体育局振興課員の西田泰介と朝

第一は、CIEの体育局、日本体育協会への「不信」である。一方ではオリンピック復帰へのマッカーサーの書簡に見られるような援助の側面があると同時に、CIEのいわば現場では、今尚日本体育協会、体育局への不信感が存在していたといえよう。当時CIEの体育担当官が一九四七年一〇月二七日の離任にあたって上官に提出した覚書きには次のように記されている。<sup>(5)</sup>

「もっともらしい民主的な原則にたつて、再建された日本体育協会であるが、体育・スポーツの原則を自覚していない競技連盟のボス集団が依然としてその地位にとどまっている。協会の目的であるオリンピック競技を發展させていく方向とスポーツフォアオールを認めていく方向とは、常に対立するものになってしまっている。」  
また体育局に対しては、次のように評価している。

「体育局の四つの課はチームワークに欠けており、各課は全く別々の方法で、その仕事をこなしている。これは、まさに他の説明を加える必要のない、「リップ・サービス」を伴って行われている。魔界は誠意という名によって厚化粧をしている。しかし、月例報告は、翌月のプランを“Nothing”と連続して記してきた。また、体育局の特徴は、他の部局と協力して仕事をすることを決してなそうとしないことである。それは、他部局の失敗であると同時に、体育局の失敗でもある。」

第二は、体育局のような統括的な組織がアメリカに存在しなかったことにも拠ると思われる。<sup>(6)</sup>したがって全体のイメージが十分に納得されなかったのではないか。

そして第三は、その事が日本の権力機構の分散化の動向と結合して、体育局の廃止になったものである。

(1) GHQ/SCAP “Records” CIE Conference Report (国立国会図書館蔵) 以下の引用も同様。

(2) 『健康教育』第二九巻第九、一〇号、財団法人日本学校衛生会、一九五〇年九月、二三頁。

以上のような経過であった。この体育局廃止計画は体育関係者にはまさに青天の霹靂、寢耳に水であったにちがいない。一九四九年五月一七日以降の国会審議では、国民体位のきわめて低い水準にあるとき、社会教育局の一部局とするとは「時代錯誤も甚だし<sup>(4)</sup>い」との批判があったが聞き入れられなかった。こうして文部省設置法は成立し三一日に公布された。体育局は廃止（六月一日）され、これまでの所管事項は関連部局へ分散された。特にスポーツ（社会体育）は社会教育局運動厚生課への移管であった。ここに運動厚生課の所管事項を見てみよう。

① 運動競技及びレクリエーションに関し、左に掲げる事項を行うこと

イ 手引書、会報、パンフレット等を作成し、及びそれらを利用に供すること

ロ 研究集会、講習会、会議、その他の催しを主催し、又はそれらに参加すること

ハ 教育委員会その他の求めに応じ、直接専門的、技術的な援助と助言を与えること

② 運動競技団体及びレクリエーション団体との連絡に関すること

③ この課の所掌事務に関する資料を収集し、整備し、及びその結果を利用に供すること

④ この課の所掌事務に関し、外国との社会体育指導者、運動競技者及び資料の交換その他国際機関、国際会議その他の国際的事項に関する国内事務を処理すること

⑤ この課の所掌事務に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること

⑥ 保健体育審議会及び社会体育分科審議会に対し、関係局課と連絡して事務的、技術的な援助を与えること

⑦ この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算を準備すること。

ところで、こうしたCIEの強行ともいえる体育局廃止という措置は何故に行われたのであろうか。次の三つに要約できるのではないかと思う。

その案には既に体育局は削除され、存在しなかった。翌週九月一三日、CIEと体育局との定例週会議において文部次官より体育局長（東俊郎）に通知された。<sup>(1)</sup>

この日、身体文化促進委員会議長 Laidite 教授よりCIE係官ウェップとの会合が持たれ、前者より体育局と身体文化促進委員会両者の廃止を撤回する要求が出されたが、ウェップは改革の意図が、分権化（decentralization）であると述べている。

このあと、復活を求める声が多く起こってきた。

九月一七日、松本外務省次官がCIE体育担当官ニューフェルドに体育局の復活を要請。

九月二〇日、大谷武一（日本体育指導者連盟会長）、岩原拓（日本衛生学会会長）よりそれぞれ文書で体育局の存続を希望した。同じくこの日、体育局長東俊郎は次の五点で体育局の必要性を提案した。

- ① 学生の健康の維持・増進
  - ② 体育プログラムの提供
  - ③ レクリエーションと福祉の提供
  - ④ 学生の経済状態の改善による学習への態度の改善
  - ⑤ 学生の福祉や就職事業のような他省との協力関係
- 九月二四日、第二回全国学校衛生大会よりGHIQと森戸文部大臣に陳情がなされている。「わが国の現状においては、むしろ健康教育、学校給食の推進とともに運動の奨励、学徒の厚生等を一体とせる強力なる行政部局、即ち健康体育の如き部局を設置し、その内容を充実し……」て行くことが重要であると。<sup>(2)</sup>

九月二七日、東京都教育委員会が文書で体育局の存置を要求。

する決議における発言でも、勤労者のスポーツを大きく取り上げている（『第五回国会議事録・衆議院』一九四九年五月一日、『近代日本教育制度史料』第三三巻、講談社、一九五八年、二五八～九頁）。

（2）『スポーツ議連二十五年史』スポーツ振興国会議員懇談会、一九七二年六月、五頁。

（3）『会報』7、大日本体育会、一九四六年七月一日。

（4）体協側では、これを次のように受け止めている。「結成式があり、その際今秋を期してスポーツ復興会議を行う計画が決議決定されたので、本会始め他のスポーツ関係諸団体と共にその実現を図るべくその計画内容を本会で立案することとなった。予算約五万円は同連盟で考慮される。」（体協理事会議事録、一九四七年八月一三日）

（5）衆議院と参議院では文面に若干の相違を示すが、後者のほうが整合性があると考えて引用した。（『第五回国会議事録』『近代日本教育制度史料』第三三巻、講談社、一九五八年より）。

（6）参議院、内村清次議員発言、一九四九年五月一日（『近代日本教育制度史料』第三三巻、講談社、一九五八年、三四三頁）。

## 七 体育局廃止から社会教育法の成立

### 1 体育局の廃止

これまで見てきたように、敗戦直後のスポーツ情勢も激動の時期を過ぎたと言えよう。この一環に行政機構の整備があった。体育関係においても厚生省健民局の廃止、社会体育の文部省への移管となって進んでいた。

しかし「新日本建設の教育方針」（一九四五年九月一日）の「一一 文部省機構の改革」にあったように、機構改革がCIEとの連絡のもとに進行していた。文部省改革案が最初に提示されたのは、一九四八年九月七日である。

これらの主張はその後四十余年を経過した今日においても該当するものであり意義深い。つまり「スポーツ振興に関する決議」がもっぱらオリンピックを中心と考えているのに比して、共産党は前述の志賀議員と同様に井之口議員においても勤労者スポーツ、労働組合スポーツの振興を重視する立場から、決議に賛成している。したがって決議に対する期待には、オリンピック等の高度化への期待と、勤労者を中心とした大衆化への期待という二つの方向性が込められていた。

さて、こうした背景の下に、スポーツ議員連盟の提唱していた「スポーツ振興会議」が一九四九年五月二六日、首相官邸にて発足した。委員総数二七五名という大所帯であったが、それは「国民を挙げてスポーツの振興を図」り、スポーツの問題を政治に反映させ、その推進を図る」ためであった。会議の活動は、一九五三年一〇月二八日の松山市における総会で、次の三点の決議を採択して終了となった。

- ① オリンピック誘致と国民運動の展開に関する件
- ② 体育行政の強化拡充に関する件
- ③ スポーツマン綱領の発表と承認

この三点は、戦後第二期の主要なテーマを表現するものであり、そちらで検討する。

ここで指摘しておかなければならないのは、このスポーツ振興会議の設立が、スポーツの国際復帰に支えられていることは前述の通りだが、他方、情勢は文部省の機構改革の最中で既に文部省体育局の廃止が決定的な段階でのことであり、その「代償」としての文部大臣の諮問機関「保健体育審議会」と同様、首相の諮問機関として、国会議員の主導で設立されたものである。

（１）川崎秀二「スポーツ振興策について」（『体育』第一巻第二号、一九四九年八月、一五頁）。また川崎はスポーツ振興に関

ならぬことをここに強く主張するものであります。即ち、スポーツが徒らに一部の有産階級とか職業スポーツ家のみに独占せられたり楽しめられたりするのでありますならば、それは一つの享楽に過ぎないのであります。国民の体育、品位、氣力の向上に何ら益するところはないと思うのであります。我が国のスポーツが村より、町より、学校より、職場より、澎湃として下より正しく盛り上がってこそ、明朗健全な日本民族の体位が向上せられるものであります。その意味におきまして、我々はスポーツの民主化と全国民への普及、特に働く階級への普及とその向上こそがスポーツの眞の意義があり、これがあってこそ成果は国民的に活用せられるものであることを固く確信するものであります」。

また、この一月の総選挙で五名から一挙三四名に当選した共産党のスポーツ政策も重要である。(その約一年後の一九五〇年六月二六日には共産党の国会議員もレッドバージの中で追放され、スポーツ界への影響が暫くの間途絶えてしまったからである。)

井之口政雄議員(共産党)「このスポーツ振興の決議案、これには賛成であります。

……わが民族の体力を盛んにし、そうしてその体力に平和な精神を宿すということは、これは最もいいことでありまして、スポーツによってわれわれがこの目的を達することができれば、これに越したことはないのです。……スポーツをやりたいが、なかなか境遇が許さないというふうな事情にありますから、議会においてそういう点を十分に考えてやって、そうして大衆がスポーツに實際楽しめるような方向へこれからやって行きたいと思ひます。……そういう場合に、労働組合の方々がこれに参加していい。やはりこういう方々にもどんどん参加するような大きなスポーツ政策にこれが発展していったならば非常に結構だと思ひるのであります。その初めとして、まずこの決議がなされますことは、けっこうであります」。(衆議院、一九四九年五月一〇日)

五月一日、参議院は五月一八日。まず決議内容から見てみよう。

スポーツ振興に関する決議（参議院）

スポーツの振興は、新日本を建設する国民の健全な気力と体力とを養成し、且つ、国際市民としての教養と品格とを高めるために欠くことのできない緊要事である。

今般、国際オリンピック実行委員会が、各国競技団体に對して、日本の各競技団体の復帰を勧告し、日本のオリンピック大会参加への端緒をひらいたことは、スポーツ振興のために誠に喜ぶべきことであつて、われらは、ここに、国民を代表して深甚な感謝の意を捧げるものである。

政府は、この機会に、スポーツの民主的運営について具体的方針を樹て、その育成振興のため適切な方途を講ずべきである。

右決議する。<sup>(51)</sup>

この審議の賛成討論の中には、当時何故スポーツを重視するかという意図が明白に表現されており興味深い。文面にもあったように、再び国際復帰が可能となつたことはスポーツからであるとして、「国民外交」の重要性を期待したものである。またほとんどの発言がスポーツの大衆化・民主化を強調しているが、その論拠としてまず国民の体力、気力の向上を謳っている。これは当時の国民の実態から見れば当然であつたろうと思われる。更にフェアプレイの強調、勤労者スポーツの重視、そのための条件整備を政治の責任として自覚すること、それらを具体的に推進するための組織の確立等である。

その基調にはおおよそ次のような思考が伺える。

「私は、このよき機会に、スポーツの眞の成果を挙げるためには、是非ともスポーツの民主化を徹底しなければ

動として発展せしめねばならぬ。」

こうして、「体育団体への補助金増額を政府当局に鋭く追ることとし、各党各派を超越した運動を内外呼応して起こすこととし」た。

前記①②③の三点のうち、①の行政官庁の設置は文部省体育局問題として引き継がれてゆく。二番目の民間組織では文脈が不明なところもあるが、何等かの民間の民主的な組織を求めていることも事実であろう。結局日本体育協会が生まれるが、民主化の度合いは先に見た通りである。

その後、一部議員の公職追放問題もあり、正式には一九四七年八月五日に結成となった。会長林譲治、理事長川崎秀二、会員一七〇余名であった。当面の課題として、「スポーツ振興会議の結成、体育協会の復活、オリンピック及び国際競技連盟への復帰要請」を掲げた。しかしその行動内容は、体育会に<sup>(4)</sup>図り、その意向を実現しようとするものであり、両者の関係は当初から強いものであった。

この議員連盟の活動はその後暫くは表面化していない。というのも、四七年四月二五日の総選挙で社会党の片山内閣が成立したが、いわゆる左右対立を抱えて一〇カ月で崩壊し、その後四八年三月一〇日に成立した芦田内閣も昭和電工疑獄事件によってわずか七カ月で崩壊した。そして四九年一月二三日には総選挙が行われ、民自党と共産党が大きく躍進した。こうして第三次吉田内閣が成立。このように国会は目まぐるしく動き、議員もそちらで手が一杯の状態であった。しかし議員連盟を活気付けたものに、スポーツでの国際復帰の徴候がある。つまり一九四九年四月二四日のＩＯＣ総会（ローマ）で、ブランデー副会長が「次期オリンピック大会に日本は参加できよう」と述べたことである。

これにより議員連盟が中心となり、半月後スポーツ振興決議が衆参両院において全会一致で可決された（衆議院は

## 六 スポーツ議員連盟と国会活動

先に述べたGHQによる大日本体育会の解散、厚生省管轄部局廃止命令を「行過ぎ<sup>(1)</sup>」と感じながら、民間スポーツ組織に活を入れる必要から、一九四六年五月に超党派的にスポーツ議員が次の三つの目的で会合した。<sup>(2)</sup>

① 民間スポーツ熱を昂揚し、且つこれを助長する目的を持つ行政官庁を置くべきである。

② 体育会の解散は当然としても、民主的にスポーツを奨励する民間組織が必要であり、これが為日本体育協会を復活してこれが民主的再現を計るべきである。

③ 以上を達成する為各界各層のスポーツ愛好の有志を組織してスポーツ振興会議を起こすべきである。

六月二八日には衆議院第九委員会において、体協（当時、大日本体育会）との初めての懇談が行われた。<sup>(3)</sup>これには進歩党・川崎秀二、自由党・石井光次郎、社会党・渋谷昇次、協同民主党・二階堂進、共産党・志賀義雄、民主党準備会・秋田大助、無所属・三木キヨ子他、幅広い党派からの参加者があった。ここでは戦後のスポーツが進むべき諸課題について討議されている。例えば川崎からはスポーツ用具の物品税の経減について、渋谷より体育は大衆化せられるべき性格を持つもので、プレーヤー中心に進むのは誤謬であるとの指摘がなされている。また志賀は次のように勤労者のスポーツを強調し、同党の基本的見解、および当時議論になりかけていた国体への期待を示している。

「体育の重要性の明瞭なるは言を待たぬ。故に今後は体育会組織分子中にも労働組合、農民等が融合すべく組織化すべきであり、その具体的現示として国民体育にも当然以上の労働者、農民会も一グループとして参加でき得る如き方途を構<sup>構</sup>ぜられ、勤労者体育の振興を体育会自体が新たな構想の下に鋭意努力し、体育と愛国運動、国民運

競技団体の共催で行われてきた。それ以降は、三競技団体の主催で三〇回（一九七七年）まで開催されたが「一九七四年以降のオイルショックによる全国都市財政の逼迫から終了した。その後は各種目団体がそれぞれに開催することになった。

(1) 日本体育協会『日本体育協会七十五年史』一九八六年、一二三頁。

(2) 『一すじの道―池田政三の八十年―』同刊行委員会、一九八〇年、一一三頁。

(3) 体協理事会議事録、一九五四年二月八日。

### 3 本大会の影響

発足当初の衝撃については既に触れた。特に国民体育大会の天皇参加、天皇杯、皇后杯設置へのインパクトは、体協内における国体護持派に対し、まさに千載一遇のチャンスを与えたに違いない。特にマッカーサー元帥杯競技大会という鳴り物入りで出発したこの大会における「日の丸」掲揚「君が代」斉唱は、公然たる許可を得たのと同様の意味を持ったからである。

また、そうした「権威」を持った大会であるがゆえに、第二回目にして皇居内で開催されるという「榮譽」を与えられたのであり、自治体開催における多くの障害を除去しやすかった。

この大会の特徴は、一般男女、少年少女、高齢者の総合点による都市対抗方式を採っていたことである。大衆化の点から言えば、特に女性の参加、高齢者の参加も促進しているところに、斬新さがあったと言えるであろう。

の二分を防ぎ、天皇制を護り、日本民族に対し凡ゆる好意と施策を施して頂いた<sup>(3)</sup>（傍点内海）と感謝の意を表していることから、その推測がながち的はずれではないように思われる。

(1) 『すじの道—池田政三の八十年—』同刊行委員会、一九八〇年、一一三頁。

(2) 大日本体育会、第五回理事会議事録、一九四七年四月三〇日。

(3) (1) 613頁。

## 2 大会の経過

第二回大会は「コート新設の皇居内で各宮様御覧の下で行われ」た。これ以降、皇室の参加が恒例化した。三種目の参加者は参加規定の關係で毎回約六〇〇名であるが、地方予選を含めた全参加者の数値は数万に達するであろう。五二年の講和条約発効にともない「日本がGHQの統制から脱し、独立が認められるようになると、大会の開催に疑問も生じ、廃止、カップ返上、大会名変更なども出たことから<sup>(1)</sup>」下記のような変更となった。

しかしこれを池田の目から見ると次のような情勢となる。「当時全国的に起った一部反米思想を考慮し、他面本大会が都市対抗であるため、全国市長会長杯を受けることとなり、本大会は第九回大会より従前のマッカーサー元帥杯委員会からマッカーサー元帥杯の冠称を削除して現在の「全国都市対抗委員会」と改称し、これにより三競技を継続舉行することとし、以後は正杯を全国市長会長杯、マ杯は副杯として<sup>(2)</sup>」継続されることになった。

体協側では、「この大会を継続して行くかどうかについては第十回大会まで従来通りとし第十回以後については周囲の事情を見て改めて協議することにした<sup>(3)</sup>」。これにより先のマッカーサー元帥杯委員会規約は一九五五年五月二三日に改訂され、名称は財団法人日本体育協会全国都市対抗委員会に改められた。現実には第十三回大会まで体協と三

「民主主義の先駆者であるギリシャ人の昔から、スポーツは良い社会人を構成するのに必要な自他に対する態度を育成する手段の一つとして民主主義社会に於て重要な地位を占めて来たのである。スポーツにおいては日本はその過去に多くの良き技と成功の歴史を持って居ることは誠に幸いである。悪統制と封建的思想から完全に解放されなければ、スポーツというものは民主主義と言う名によって統括されている諸種の理念と行為とに甚大な貢献をなす事が出来るものである」。

このようなスポーツを通じての民主化は、GHQ自体の方針であったし、マッカーサー自身の意図でもあったと言えるであろう。

さて、この開会式にはすでに「君が代」斉唱が行われていることにも、注目しておかなければならない。この二か月後の一〇月三〇日に開催された第二回国体（石川県）に天皇が出席し、「日の丸」「君が代」が強行され、CIE係官エビシャーは黙認したと先に述べたが、このマッカーサー元帥杯競技大会がその国体の予行的意義を持ったことは十分に考えられることである。しかも、こうした式典の一つ一つが当時のCIEには逐一連絡され、その了承の下に行われていたのであるから、CIE側からの強い反対は無かったと考えられるのである。

国体の「君が代」「日の丸」、あるいは天皇や「天皇杯」「皇后杯」担ぎ出しが、このマッカーサー元帥杯に契機を与えられたのではないかということも既に記したが、それではこのマッカーサー元帥杯競技大会での「君が代」はいかなる理由によってなされたのであろうか。その点の資料的実証は現時点で不可能であるが、推測されるところでは、当の池田政三が天皇崇拜者、反共主義者であったことに求められるかもしれない。池田はその後、大阪府某市の教育委員長を勤めが、そこでの反日教組対策、「日の丸」「君が代」の強行など、露骨な天皇崇拜者ぶりを示している。またこの大会の終了（一九七七年）後、池田は渡米し、マッカーサー夫人に「マ元帥がソ連の北海道進駐を制して日本

行うとしても事前に本会と打合わせすべきではないか」と、その不満を示したのである。

池田は自ら百万円を寄付して、「財団法人マ元帥杯スポーツリーグ」の創設を決意して四月二六日に上京し、テニス（硬・軟）、卓球の三競技団体と日本体育協会を訪ね協力を依頼した。突然の話でもあり、庭球協会などもまさに寝耳に水の話であった。しかし体協としても「事柄の性質上放置することも如何かと考へ池田氏と会談し」、結局は体協に「マ元帥杯委員会」（一九四七年五月二一日）を設け、全国都市対抗競技会を催すこととなった。委員会声明は次のように述べている。

「スポーツの世界こそは、国境も階級も年齢も性別も、総てを超越して自由公平且つデモクラチックであり、之に伴う努力と誠実は人間本来の能力を極限に發揮せしめつつ、集団精神の基盤をなす人類愛善の精神を涵養するものであります。」

そしてその大会方法は、「三競技共、全日本都市予選を、次で府県予選を、更に地域予選を行い、最後に中央大会を挙行するのであって、此の三つの競技は男も女も、老人も子供も総合したチーム制を採用した画期的な試合方法で行われ」という、「斯界の急激な発展策を織込んだ点等が特徴となっている」。性、年齢を総合した都市対抗方式であった。

第一回大会は、阪神西宮甲子園コートと同体育館で一九四七年八月二九日から三日間行われた。この開会式は甲陽中学講堂で行われたが、六〇余名の米軍ブラスバンド付きという豪華なものであった。マッカーサー元帥杯だけに米軍の力の入れようも破格のものであり、しかもここにはまたまた破格の「マッカーサー元帥挨拶」（代理）が行われている。

マッカーサーの挨拶

## 五 マッカーサー元帥杯競技大会

戦後第一期に、既述のように国民体育大会が開始された。また一九四九年からは労働省と体協が中心となって労働組合体育大会も開始された。そしてこの時期、マッカーサー元帥杯競技大会も開始され、戦後のスポーツの上で、いろいろな影響をもたらした。

### 1 発足

この大会の発足はある意味では偶然である。というのは、大阪の実業家であった池田政三が懇意にしていたアメリカ人から、マッカーサー元帥に会見させてやろうということから始まる。当時、マッカーサーは「日本中で一番偉い人であり」、日本人として会えたのは首相か外務大臣ぐらいであると言われた頃である。

会見を許されてから「何を語り何を求めるべきかと、連日連夜考えて遂に次の結論に達した。それは『マッカーサー元帥杯』をマ元帥の好意によって創設すること<sup>(1)</sup>」であると。こうして池田は一九四七年四月二日に、持参した銀製カップにマッカーサーから直々にサインをしてもらった。

当時これは大変な反響を呼んだ。各新聞社が大きく取り上げ、尚且つ、これをモデルに毎日新聞社はその後マッカーサー元帥杯英語弁論大会を開催している。

ともあれ、こんな調子であったから、四月九日の体協理事会はその噂を聞き付け、アマチュアスポーツ統括団体としての面子に掛けて、「天皇総裁推戴、マッカーサー杯授与等の問題は個々の種目別団体で行う可きものでなく、又

村及職場にこれが実行機関を設け進んでは全国的な連絡機関を設けて強力に推進することが必要である。<sup>(1)</sup>

この年秋に石川県金沢市で開かれた第二回国民体育大会と平行して第一回レクリエーション大会が開催され、次の三点で協議が行われた。

- ① 県、市町村及職場にレクリエーションの組織を作ること。
- ② 全国組織を整備すること。
- ③ レクリエーション運動を普及促進すること。

こうして日本厚生連合は発展的に解消して日本レクリエーション協議会（一九四八年三月一九日に協会と改称）が発足した。スポーツ界の日本体育協会と共に戦後のスポーツ・レクリエーション推進団体が誕生したのである。もともとこの団体も、戦後逸早く「日の丸、君が代」を採用し、一九五一年には三笠宮を総裁に「奉戴」しており、「国体護持」派の全面展開をおもわせる。また財政で見ると、一九五三年には収入一五四万円で、その主なるものは文部省から全国レクリエーション大会委託金七一万円、会費二三万円、寄付金（広告料を含む）二八万円等であり、支出総額は一五〇万円で、人件費二〇万円、機関紙三〇万円、大会費七〇万円、その他三〇万円である。<sup>(2)</sup>このように、財政の半分が文部省からのものであり、事業自体も文部省の委託した大会であることから、まさに外郭団体としての性格が基本である。

- (1) 『近代日本教育制度史料』第二七巻、講談社、一九五八年、五三六頁。
- (2) 日本レクリエーション協会『日本レクリエーション協会二十年史』一九六六年、一〇九頁。

#### 四 日本レクリエーション協会

日本レクリエーション協会の前身は、一九三八年四月創立の「日本厚生協会」である。それは一九三八（昭和一三）年一月の厚生省設置と共に始まったといってもよい。すでに一九四〇年には第十二回東京オリンピックが予定されており、既述のように体力局体育課が設置されていた。日本厚生協会の事務局はこの体育課に設けられた。

ところで、オリンピック大会時には世界レクリエーション会議が設けられてきたのであるが、東京オリンピックを予定して、日本でも設けられたのがこの日本厚生協会なのである。出発時点から厚生省の外郭団体としての出発であった。同年七月、東京オリンピック辞退が決定された後も、日本厚生協会はそのまま生き延びた。

戦後は、社会体育の文部省への移管にともなって、日本厚生協会は日本厚生連合と改称し一九四六年九月、文部・厚生両省の共管となった。

戦後のスポーツ施設の実態は悲惨なものであり、現実にはもっと身近かにできるレクリエーションが行われていた。CIEもまたレクリエーションを推奨し、文部省もその振興を支援した。一九四七年五月八日には東京女子高等師範学校で全国レクリエーション協議会が開催され、文部省も体育局と社会教育局の連名で通牒を出している。

「新日本の建設には国民個々の文化を高め生活内容を豊かにするには生産力の向上を図ることが急務である。新憲法に於ても国民の健康と文化の最低限度を保障しているがこれを生かすには国民が夫々余暇を善用し健全なレクリエーションを実行することが肝要である。

既に各地にレクリエーション運動が興りつつあるがこれを全国的運動にまで発展せしめるため各都道府県、市町

て誤解の虞れがあるならば考慮を払うが、要は国体そのものの問題ではなくて中央大会の開催についての意見である」。

ところで、清瀬が提案している「国民総参加によるスポーツの祭典」の参加資格問題は、既述のように国体では拒否されたが、体協も主催者であり、清瀬が役員として直接参加している労働組合体育大会に具体化されている（後述）。

### 3 財政基盤

それでは何故そうした「大衆化・皇国化」がなされたのであろうか。もちろん、これはすでに述べたようにスポーツ界に、民主主義を理解できない人が多かったこと、それを許した戦前からの日本のスポーツ界の体質に根拠を求めなければなるまい。しかしそれは今後の課題として、ここでは体協の経済基盤である財政状況を垣間見ておきたい。

体協の理事会・評議会議題の大半は敗政問題である。これは団体であれば共通する課題でもあるが、体協の場合そこに民主性が問われる部分が多いからである。つまり、体協は自主財源、例えば加盟団体からの納入金、事業費の占める割合は極めて少なく、専ら寄付金に依存している。となるとその寄付の出所が課題となる。この出所を巡る問題史が、体協の問題史であると言っても過言ではない。

この第一期の出所問題の中心は国庫補助であり、国際大会参加に於ける経費捻出である。前者では戦前と同様に、体協の収入の九〇％近くが文部省補助であり、後者では在外の日系邦人の努力が際立っていた。こうした自主財源の著しく欠如した団体、しかもアマチュアスポーツ団体の統括者としての機能は、その寄付提供者の意向に大きく左右されざるをえない運命にあることは当然であろう。（表3参照）

しかしここでGHQ側に対しても疑問が残る。つまり一九四七年七月九日日本体育協合理事会では金沢国体での天皇行幸奉請について打ち合わせをしている。そして七月二四日には清瀨理事長がCIEを訪問して国体の内容を説明し了解を得ている。そこでは当然、この天皇招致計画も報告されたと思われる。また、後に展開するが、マッカーサー元帥杯競技大会における「君が代」斉唱（一九四七年八月）にしても、すべてCIEをとおして許可を得ていたのであり、もし国体での計画が秘密裏に行われていたにしても、マ元帥杯で前例のあることであるから、CIEとしても、その点では国体側つまり体協に状況説明は求めているはずである。結論的に言えば、CIEはこの国体での天皇参加、「日の丸」「君が代」の計画については知っていたはずなのである。

(3) 清瀨三郎の回顧によれば天皇杯の発案は一九四七年一〇月二二日に会長になった東竜太郎によるとされている（朝日新聞、一九四七年一〇月二五日、記事「国体生まれの間もないころ、天皇杯に早くも返上論」）。

尚、国体における天皇杯、皇后杯の返還については、第四回東京大会の経過の中でも出されている。「東京都委員会より①天皇杯、皇后杯を返還したい、②参加資格は制限しない、③旗リレーは中止したい。三点の申入れがあるような空気があると報告し之に付協議の結果之等の件は根本問題であり体協自体の問題であるから東京都より制約される必要はないから了承しない事とした。尚更に東京都より申入れがあるならば断乎これは拒否することに意見が一致した。」（体協理事会議事録、一九四九年七月二七日）

また、これに続く第五回大会（愛知）に向けた体協国内委員会総会で、「国体を当初方針のブロック開催に戻す」と共に天皇（皇后）杯の返還を前提に、①過去の国体出場者を二度と出場させない、②各協議団体の全国大会出場選手も除外するなどの国体改革を提起した。これは「国民総参加によるスポーツの祭典」を目標とした清瀨三郎の意図でもあった（朝日新聞、同前）。しかし結局は、その年から共催者となった文部省や、競技団体、各県等の強い反発でうやむやにされてしまった。当時、清瀨は全国大会について下記のように明言している。（体協理事会議事録、一九四九年一月九日）

「時々清瀨理事長から国体は地域的開催が終了したら打ち切ることも考えられるとの意見があるが、誤解を招きやすいから考慮をいただきたい」との意見に対し、次のように応えている。「個人的な意見ではあるが、理想的形態として言うのであ

第二回国体への天皇の行幸は、当時天皇の全国巡幸が始まっていたのであり、これを体協でも「利用」したか、本気で天皇崇拜者として呼んだかは不明である。否その両側面であるともいえよう、つまり後者にとって、天皇を担ぎ出す最大の切っ掛けが在ったからである。それは一九四七年四月一日マッカーサー元帥杯競技大会が発足し、大会の「箔」としては国体を凌駕したからである。体協はこうした事態を苦々しく思っていた。後述するように、体協内にマッカーサー杯委員会が出来て体協の運営責任となるが、体協の事業的実体である国体の權威はこれによりまったく失墜してしまうからである。したがって戦前のように国体に天皇を担ぎ出すことは皇国主義者にとっては千載一遇のチャンスであった。そしてそのことは体協内の民主派を封じ、その芽を事実上紡ぐ事にもなったのである。

さらに、第二回での「日の丸・君が代」の強行についても、マッカーサー元帥杯競技大会は「貴重」な先導をしたのである。

こうした経過を見ると、体協が目指した民主化とはいったい何であったのか、果たして民主的改革があったのかどうかさえ疑わしくなる。むしろ戦前への回帰さえ伺える。清瀬の大衆化にしても、田畑の高度化にしても、そこでの民主化は事実上ネグレクトされていると言わざるを得ない。清瀬にしても、あれだけの大衆化の熱意を持ちながら、民主化においては殆ど指針を示しきれていない。むしろ組織の最高責任者、「御茶ノ水天皇」として天皇、皇族との関係を積極的に、しかも「日の丸・君が代」を遂行している、「させられている」のである。体協理事会内でのその「本当の」<sup>(3)</sup>推進者が誰であったかは不明であり、今後の研究課題とするが、私は一応ここまでの結論として、体協が現実にとった施策は「大衆化・民主化」の路線ではなく「大衆化・皇国化」の道であったと記しておきたい。

(1) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』一九六三年、一〇一頁。

(2) 草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第三九号、一九八五年、一一頁)。

杯を賜はり府県對抗種目に授与する様したい」として、国体の天皇杯の申請、そして今後の賜杯申請の窓口となった。このように戦前の皇室からの賜杯下賜と天皇への忠誠を何等反省すること無く、スポーツ団体は戦後再び逸早くその復活を希望している。しかもその窓口を体協自らが買って出ているのである。

さて、体協は一九四六年一月二三日以降、会長不在のまま来たが、四七年九月一七日評議会では「秩父宮、高松宮殿下にお願ひしたら如何」との発案があり、内部折衝中である旨報告がある。一月一九日理事会では、国体の天皇行幸を「機として秩父宮殿下を本会総裁として推戴したい」旨の提案があった。二六日の理事会でこれを承認し、「宮家に参上御願ひ申し上げることとなった」。結局了承されるが、秩父宮はこの時点で陸上連盟、ラグビー協会の総裁も兼務している。また第二回の国体冬（スケート）には高松宮が「台臨」した。翌月、スケート連盟は前竹田宮を総裁とした。翌年四八年になると清瀬三郎体協理事長が会長をつとめる軟式野球連盟が天皇杯下賜申請をした。

しかし、六月三〇日には難題が発生する。「仄聞する処によれば軍籍にあらせられた皇族が公共団体の総裁、会長に御就任せらるる件につき閣議に於て問題となったとのことであったので、当会としては秩父宮が総裁であらせられるので大に憂慮しその間の事情について、宮内庁に赴き意向を尋ねた処、その種類内容によっては必ずしも絶対的なものではないとの内意があるので目下静観中である旨を報告した。」しかし結局は辞任をするが、体協側からの諸報告はこれ以降もこまめに続けられた。

その後、九月二九日理事会には第三回国体の式次第が決定し、「国旗掲揚・君が代演奏」が提起された。こうして国体の開会式の形式が形成されたのである。

以上、理事会・評議会議事録を原文のまま引用したが、それだけでは戦前のものと見紛う程に、卑屈なまでの忠誠を示し、率先して天皇、皇室との接触を求めている。しかも大会開会式に「日の丸・君が代」を強引に遂行した。

富山県に巡幸中の天皇陛下は、本大会開会式に御臨席せられるなど、歌を忘れた青少年は、期せずして堂々の行進を起し『君が代』を（傍点内海）唱和するなど、「国民の気力はとみに挙がり、大成功を以て終了した」<sup>(1)</sup>とされている。また「禁を破って『国旗掲揚・国歌斉唱』が強行された。大会視察のエビシャー大尉はこれを黙認した」<sup>(2)</sup>とされている。現段階においてGHQのエビシャーについてはそれ以上のことは不明であるが、体協側の態度については多くの疑義がある。つまり「たまたま」天皇が寄ったようなニュアンスに取れるが果たしてそうであろうか。これは体協の性格を判断する上でも、そして戦後のスポーツ界における民主化の内容にとっても重要なことであるから、体協の理事会・評議会議事録を追って検討してみよう。

一九四七年四月九日理事会で、サッカー協会が天皇総裁問題を進めていること、そして四月二日にマッカーサーのサインをもらったマッカーサー元帥杯競技大会（後述）について、こうしたことは「種目別団体で行う可きものでなく、又行うとしても事前に本会と打合わせすべきではないか」として、不満を示している。つまり皇室やGHQ等との関係もすべて体協を窓口とせよという方向を示している。また、サッカー協会はすでにこの時点で皇室に取り入り、コネを付けんとしている。

四月二三日理事会では、日本軟式野球協会が賀陽宮を総裁として発会する予定が示された。こうした皇室担ぎ出しの中で、六月四日理事会では、陸連・学生陸連が天皇杯の下賜を申請したいと理事会に提案。七月九日理事会では、第二回国民体育大会への天皇行幸につき「一応文部省から宮内省に内意を伺い然る後正式に奉請することとなった」と、天皇行幸の打診を報告している。この後理事会では毎回のように行幸の交渉経過、計画などが検討されている。九月三日理事会では、「水泳連盟と庭球協会が事前に理事会に諮らないで賜杯を得られた事は遺憾の旨理事長から提言した。更に他の関係で賜杯を希望するならば取纏めて本会で奉請手続きを取ることにした。国民体育大会にも天皇

入れられて行き、体協からは大衆化路線が消失し、結果的には「田畑構想」が体協の本道として再び腰を据えるまでにはそう時間のかかるものではなかった。

しかも体協における大衆化と高度化は組織体制と不可分のものとして存在してきた。体協の組織は都道府県段階の地域組織と全国段階の種目組織とである。体協では専ら後者が理事会、評議会において権限を独占してきた。むしろ後者の援護者として、例えば国際大会への経費集めなどは、殆ど地域組織が担わされたのである。こうした矛盾は体協がその本道として大衆化にあるのではなくオリンピック至上主義にあることから来る必然的な組織形態であった。

(1) 体協理事会議事録、一九四七年七月七日。

(2) 李代哲雄『評伝田畑政治』、国書刊行会、一九八八年、二四一頁。

(3) 同右、二五八頁。

## 2 民主化と皇国化

すでに見てきたように戦後のGHQの対日政策の基調は非軍事化・民主化であった。そして当初、スポーツの翼賛的傾向の除去がなされた。大日本体育会もその性格を問われて民間組織として再出発し、日本体育協会となった。もちろんそれは名称ばかりでなく、思想においても、活動においても問われたのである。

その一環としての大衆化と高度化については今見た通りである。しかし民主化の核心については未だ十分には解明されていない。ここでは、民主化の尺度として戦後の思想的対立点であった天皇の評価、財政の点から検討してみたい。

大衆化・民主化の希望を内包して出発した国民体育大会も、一九四七年の第二回大会（石川県）では、「たまたま

が現在の使命である。従って根を体育運動の普及発達に意を用いるようになれば自然接断面も大きくなりその最低部には隣組の体育振興の仕事も入ってくるわけである。レクリエーションも当然その枠内に含まれるのである。その様な前進態勢を採るようになれば漸次門戸が広げられスポーツが特殊階級のものであった昔日の傾向が拭い去られ国民のスポーツとして置き換えられて来る。その様な意味から昨年各地方に出掛けて地方スポーツ人の本当の気持ち<sup>(1)</sup>を聴いてみた。以上のごとき趣旨で今後も進行すべきであるから各競技団体とも充分に地方に網を張るように努力し加盟団体支部が地方では中心となるよう希望する」。

ここには、戦前のオリンピック至上主義への批判、そして戦後再び現れてきた同傾向に対する対抗的意志が述べられている。

こうした清瀬とその方針に対して田畑から見れば、清瀬ないし体協は一面齒痒いものであったろう。「体協にはオリンピック競技以外の種目団体が加盟しているが、戦後の軟式野球ブームに乗って体協会長に軟式野球出身の清瀬三郎さんが就任した。戦後まだ何もなく、国民の多くは国体に熱い目なざしをむけていたし、国体も戦前の神宮大会の權威もあって、清瀬三郎さんは御茶ノ水天皇（当時体協の事務所は御茶ノ水駅前にあった……内海）とあがめられるに至ったのである」<sup>(2)</sup>として、当時の二人の「不仲」を示している。その「不仲」はまた体協の路線上の不仲でもあった。「火山が噴火すれば、溶岩が天高く吹き出て、この自然現象に人々は注目し、大きく刺激されるだろう。その上溶岩は下の方に流れ流れて、結局裾野が広がるじゃないか。この裾野は国民スポーツの層の厚さにつながるんだ。これは国体と同じだ。今の国体はなっていないが、以前の（戦後当初の……内海）国体は全国の人が注目していたほどに格も高かった」<sup>(3)</sup>というのが田畑の持論であった。こうして、体協は戦後、国民体育大会の開催においては一致しながら、一方で大衆化と高度化を内包しつつ進み始めたのである。しかし国体が国民一般からは遊離し、高度化の範疇に

- (4) 体協評議員会議事録、一九四七年六月二五日。
- (5) 体協理事会議事録、一九四七年八月一日。
- (6) 体協理事会議事録、一九四七年一月一〇日。
- (7) 東竜太郎「マッカーサー元帥に捧ぐ」、『体協時報』第一卷第五号、日本体育協会、一九五一年五月一日。
- (8) 日本水泳連盟『水連四十年史』一九六九年七月、一六二頁。
- (9) 李代哲雄『評伝田畑政治』国書刊行会、一九八八年、六九頁。
- (10) 一九四八年一月にGHQより出された経済九原則は、同時に単一為替レートを一ドル＝三六〇円として設定した。これは率の上では日本にとって不利であり、強引なものであったが、日本の独占資本復活と日本経済を国際経済に再び結び付けるうえで決定的であった。さらにアメリカの対アジア戦略の経済的体制を敷いたものであった。

### (3) 大衆化と高度化の矛盾

ともあれ、こうした水連の華々しい活躍の陰に、「オリンピック至上主義者」と称せられる田畑政治がいた。戦後体協の発足当時から、すでに国内では国体、国際ではオリンピックにと体協の関心と活動は動いて行くが、この両者は当初は、大衆化と高度化との典型と見られていた。大衆化には、当時の理事長清瀬三郎、高度化には常務理事田畑政治が位置付けられた。

清瀬の大衆化論については先に最初の国民体育大会前の四六年六月の一文を引用したが、ここでは国体とオリンピックの両者が動きはじめていた段階における理事会（四七年七月七日）での清瀬の体協改革案を見てみよう。

「体育会は日本国民全般の体位向上発達に基本をおきその線に向って努力をしなければならぬ。従来その昔の体育協会の流れをくみオリンピック至上主義―選手偏重になる傾向があるが、ピラミッドの底辺の拡充に力を致す事

においても同様であった。こうしたなかで、日系邦人は、日本のI O C復帰についてG H Qとの交渉を推進させたり、全米水上大会参加の為の費用の捻出や日本選手の現地での細々とした世話まで、すべて協力を惜しまなかったのである。こうした好意の背後には彼等日系邦人の非差別があったことを見ておかなければならない。侵略国日本の責任を日常生活の中で一手に引きとらされていたのである。こうした汚名を挽回するためにも爽やかなスポーツでの日本の活躍は、彼等の日常生活の好転にとっても強い影響を及ぼしていたのである。「排日を売り物にしているような新聞でさえ連日の日本選手活躍をトップの赤刷りで報道したのだから、在留邦人たちは長年つかえていた差別のしこりを洗い流し、いかに肩身を広くした<sup>(9)</sup>」ことであろうか。

また、この日本水連のロス全米水上選手権大会参加を可能にしたのは、G H Qの許可によるが、その背景には、アメリカの対日政策の転換つまりアジアの反共の砦とすること、そのためにも日本の国際復帰をさせることであった。<sup>(10)</sup>と同時に、日本人の対米感情を和らげ、「日米相互理解」を形成することがアメリカとしても大きな課題となっていたのである。

この点で、日本の水泳陣が優れた成績を得たことは、対米劣等感を払拭し、それによって親米感をいっそう増す効果を得たものと思われる。その意味ではこのロス大会への参加はG H Q側のねらいとしても成功したのである。

ところで、この大会で勝利した日本水連、そして日本体育協会は、「勝利こそすべて」の観をいっそう募らせたのである。

- (1) 朝日新聞、一九四六年二月一九日。
- (2) 体協理事会議事録、一九四七年一月八日。
- (3) 体協理事会議事録、一九四七年六月四日。

帰勧告の声明を発表した。

これを受けて国際水泳連盟は六月十五日、日本水泳連盟を復帰させた。これ以降、多くの連盟が日本の復帰を決めていった。

以上のように、体協はがむしりなまでに国際復帰を悲願としてきたのである。この推進は田畑常務理事が中心になってなされてきたが、田畑の属していた日本水泳連盟の動向を垣間見るとその意味が少し補足できるであろう。

日本水泳連盟は終戦の一九四五年一〇月三十一日に創立総会を開き、田畑政治を理事長に戦前の日本水上競技連盟から「日本水泳連盟」へと脱皮した。四六年七月には早慶対抗水上戦が、そして八月には最初の国民体育大会の水泳が行われた。

翌四七年八月の日本選手権で日本大学の古橋選手が四〇〇米自由型で世界新記録を出した。四八年八月、参加が実現しなかったロンドンオリンピックに期を合わせて、日本選手権大会が開かれた。ここでも古橋は世界新記録を樹立し、水連の目は世界に向き始めていた。

四九年六月十五日、I O Cのローマ総会における日本の復帰の可能性、そして国際競技連盟への復帰の動向の中で、水連が逸早く承認された。これに伴い、八月のロサンゼルスでの全米水上の参加が可能となった。結果は古橋、橋爪選手他、世界新記録とともに日本の圧勝となり、この経過の中で古橋選手は「フジャマの飛魚」と銘々されていた。

ところで、戦後の日本スポーツを支えた「陰の力」についても触れておかなければならない。それはこれまであまり評価はされなかった日系邦人の援助の大きさと、彼等に返された励みの重さである。当時の日本にとって外貨の乏しい中で、外国へ出掛けることは、G H Qの許可の必要も重なり、二重三重に困難なことであった。したがってI O C総会への参加もその資金繰りに体協は八方手を尽くして大変な苦勞を要したのである。もちろん水連の米国派遣に

しかしすでにこの年、一九四八年一月六日にはロイヤル米陸軍長官が、アジアの情勢の変化から「日本を共産主義の防壁にする」と演説しており、四七から明確化していた国内での共産党勢力への圧力と同時に、国外に対しては日本の経済を立て直し、アメリカの先兵として役割を果たすために、経済力としても社会主義国を凌駕させなければならなかった。そのために国内では次年度（四九年）から経済九原則とドッジプランを強行し、対外的には日本の国際復帰が重要なテーマとなっていた。

この辺りから、GHQも日本のIOC復帰へ具体的に動いて行く。後に、マッカーサーの帰任にさいしての東電太郎体協会長は「マッカーサー元帥に捧ぐ」の中で次のように述べている。

「昨年（一九五〇年……内海）五月コペンハーゲンのIOC総会に私がエドストロム会長の客として招かれ、あまつさえ全く予期もしなかった委員選任にまで運んで貰えた破格の取扱いは、元帥が親しく会長に送られた親書によるものであることを、エドストロム氏自身の口から聞かされ、私は感激に胸のつまるほど強い感銘を受けた。又一昨年のローマのIOCの総会に先だって、元帥がアメリカIOC委員ガーラント氏に寄せられた書簡は、昨年の総会の席上で披露せられ、元帥が日本のオリンピック復帰に絶大の支持を与えていられることが明らかにされた。」マッカーサー自身は一九二八年アムステルダムオリンピックのアメリカ選手団長を勤めた経験もある程のスポーツ通ではあったが、これだけの国際関係を個人の趣味の範囲で処理できるほど、問題は小さくはない。これまでの体協の努力がたいしてむくわれなかったのに、ここにきて情勢が急展開して行くのは、やはりアメリカのアジアにおける対日政策の転換に起因する。

こうして、一九四九年四月二五日のローマにおけるIOC総会でブランドージ副会長が「次期オリンピック大会に日本は参加できよう」との可能性を明言した。そして続く二九日、書記メーヤーは各国国際競技団体に対する日本の復

一二月一日の理事会では、田畑常務理事は次のように発言している。つまり日本はI O CやI Fの資格を失しているものと思われるが、事実関係を調査する一方、もしここに参加「招待状が来ても差し支えないように選手及び経費について準備をしておく必要があると思う」と。そしてその年末にC I Eの「地方情報教育部長ニューゼント氏、同社会教育課オーア氏及運動課ノビル少佐」から「好意ある言辞」をもらっている<sup>(2)</sup>。

その後も理事会ごとにオリンピック参加の件が議論されてきた。G H Qへの要望も大分強いものがあつたのである。六月三日の文部省における懇談会ではノビル少佐から「参加をさせるな」<sup>(3)</sup>との忠言を得るまでになった。

しかし復帰運動はますます熱を帯びて行く。六月二日はストックホルムで開催中のI O C会長のエドストロームにI O Cの健在なことを打電している。この電報がI O C総会で紹介されたので「ロンドンオリンピック参加の可能性の曙光が見えたことを示し各団体も参加準備を整えておくがよい」<sup>(4)</sup>と説明している。今から見れば思い込みばかりが先行しているが、当時の当事者たちの願望や情報不足という置かれた条件が見えてくる。これだけオリンピックへの思いが強いということでもある。その後もG H Qを通じて、I O Cへの働き掛けは盛んに行われるが効果は進展していない。一九四八年六月九日理事会では、副会長ブランドーグへの書簡、会長エドストロームへの招待状要請、さらに「フィリピンUS船会社社長来日の際同氏を介してマッカーサー元帥に懇請」している。しかし「本件は未発表事項」として秘密裏に行っている。

I O Cロンドン会議では日本の加盟問題は議論されなかったが、議論の前提は「占領軍の許可を必要とする」<sup>(5)</sup>らしとの外電が新聞に報道された。

さらに一〇月二五日にはI O Cより永井松三I O C委員に通知がとどき、そこでは「日本の各スポーツ団体の国際スポーツ団体への加盟は講和条約締結まで保留すべきであること」<sup>(6)</sup>と記され、体協役員をやきもきさせた。

（3） 同右、九〇頁。

（4） 「第一回国民体育大会に関する件」（一九四六年八月七日、体育局長、地方長官宛、『近代日本教育制度史料』第二七巻、講談社、一九五八年、五二四頁。）

（5） 関春南「戦後日本のスポーツ政策―オリンピック体制の確立」（『経済学研究』第一四号、一橋大学研究年報、一九七〇年、四九頁）。

（6） 清瀬三郎「体育会の使命」（『新体育』第六巻第七・八号、一九四六年八・九月）。

## （2） オリンピック主義

体協の本道はオリンピック参加、高度化追求のみという意味でのオリンピック主義であることは先程触れたが、それはこの組織の戦前の成立過程からしてそうであったし、戦後も同様な歩みを採ることになった。

四六年二月一日には戦後初のオリンピック開催（ロンドン）が決定され、日本のマスコミは参加に樂觀的であった。しかし「オリンピック大会に日独が参加出来るかどうかということとは余り重大な問題ではない。ただ日本の一部の新聞が余りに樂觀的な間違ったことを報じている、二、三日前有力なオリンピック委員が語っているように日本とドイツの大会参加は許されないであろう」とするマッカーサーの談話（二月一八日）が掲載されたが、前年一二月に体協の新体制が確立されて間もない事であり、その衝撃は未だ大きく広がらなかった。しかし国体の開催の話し、具体的開催の準備が始動するに従い、オリンピックへの芽が頭を拾ってきた。こうしてロンドンオリンピック（一九四八年）への参加を期待して、一九四六年九月二五日にはオリンピック準備委員会を設置した。そして一〇月二日の理事会において、「先づ日本国内進駐の米軍中の体育関係者と懇談し、漸次その雰囲気醸成することと及国内の対外事情精通者と懇談して内部的活動を容易にする」よう、活動することを決定している。

ら存続して行く為の財源として中軸的な意義を有していた。終戦まではその収入の九〇％近くを国家補助に依存していたのであるから、終戦と同時に「純粹の民間団体」となっても財源は零に等しかった。したがって最も手取り早いのは政府からの補助金を得ることであった。それは戦前の明治神宮大会のような全国大会を開催する以外に方法が無かったのである。こうして国体は文部省の後援、国庫補助を得て発足したのである。さらに、国体は体協としての組織の統合化をなすうえで必須であった。戦前のそれが明治神宮大会―国際大会へと結合したように、明治神宮大会は国内の統合大会であった。したがって戦後もそうした機能を維持することは、体協の存在にとっていわば前提的な必要物であったと言える。

その後大衆化の点では、マッカーサー元帥杯競技大会や労働組合体育大会などにも体協として加わって行くが、もちろん主催問題のことを考慮しても、国体程には熱意は感じられないのである。それだけ、国体は体協の存在の根幹として必須であったのである。そしてそのレベルでの大衆化は何よりもGHQの求めていたものでもあった。

こうして国体は、当事者の意図を一応別にしても、結果的には大衆化の一環として大きな意義を持ったことも事実であろう。このような言い方をするのは、国体が純粹に大衆化を意図したというよりも、先のように体協の存続の上でも、そして次に述べるオリンピック参加推進の上でも、スポーツの一定の普及が不可欠であったからである。この様な見方は悲壮な物に見えるかもしれないが、当時の民主化との関わりで見た場合、体協は先の国体の趣旨、「清瀨構想」を余所に、民主化などおよそ眼中に無かったと言わざるをえない方向へと進んで行く。ともあれ、次に体協の本道とも言うべきオリンピック主義について見てみよう。

(1) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』一九六三年、九九頁。

(2) 同右、八八頁。

よるといわれ、まさにスポーツでの、スポーツからの民主主義を追求せんとした意気込みが感じられる。当時の食料事情を反映して、参加者は配給米を持参しなければならない状態であった。それにも拘らず、五千人の参加者があった。

この国体は都道府県レベルにおける地方予選を含め、スポーツの大衆化に貢献した。その点では末広副委員長、清瀬理事長他の思いは一面では達成されたのである。清瀬自身いわゆる「清瀬構想」<sup>(5)</sup>を当時の一文に示している。

「今回ここに大日本体育会が唯一の民主的自主体育団体として更生した以上は」「学徒たると社会人たるとを問わず、事体育に関しては大日本体育会が其のあらゆる事業の執行に当たらねばならない」との基本的態度を示した後、大衆化を論じている。「従来大日本体育会はとかく中央のみに大にして地方末端に於ける浸透力薄きの感があった。この変態的な形は当然正道にもどさるべきであって、地方末端に沸々と起ち上がる国民全般の体育熱あつて始めて中央組織の存在の意義がある。即ち逆のピラミッドは正常の形に直さるべきである。」「元来、我国のスポーツは優秀選手の養成に専ら力が注がれて、スポーツの一般化に対しては充分な手が伸びていなかった」「今後日本の進む可きスポーツは大衆に根ざしたものでなければならぬ。基底の広いスポーツでなければならぬ。」「大衆をしてスポーツに親しましめ、青少年をしてスポーツへ精進する環境を作らなければならない。我が体育会もこの重任を仕遂げなければならないと覚悟をしている次第である」<sup>(6)</sup>。

こうした発言が国体の発足、スポーツの大衆化路線であると評価される所以である。しかし、この国体の発足に対しては大衆化のみで進んだわけではない。例えば、スポーツ界には戦前の明治神宮大会への郷愁には強いものがあつた。現に国体の発足を明治神宮大会の再開として受け止めた人も多かったのである。これはスポーツ界での戦前・への批判を十分に経ていなかったからである。ところで国体の発足は体協という組織運営から見ると、体協がこれか

⑥ スポーツの普及により、青少年の気風刷新を図り、スポーツ技術の修得方法を講ずること。

⑦ 戦後スポーツのあり方を確立すること。

こうした懇談の結論として、全国スポーツ大会を開くことの要望が、全体の空気を支配した<sup>(2)</sup>という。当時、映画も演劇も、その他社会的娯楽機関も戦災の痛手の為に一切の機能を失っていた終戦直後、スポーツ界だけがいきいきとした目を輝かした。それはGHQの政策の背景である民主主義思想の注入と共に、「全体から個人へ」「国家は国民の幸福のために奉仕すべきもの」という観念が芽生えて来て、スポーツはこの様な動向のうちに真先に蘇生した<sup>(3)</sup>からである。

やがて八月に入り、GHQの正式承認を得て、文部省も後援を決定し、「国民体育の振興と国民士気の昂揚に役立ち、ひいては平和的、文化的国家の建設に寄与<sup>(4)</sup>」するところ大と述べた。なお、国民体育大会の開催の趣旨は以下のように述べている。

「一日も早く民主国家を建設し、日本国家を再建することは戦後に於けるわが国民の責務である。

我国体育の責任団体である本会は体育を通じて此の重責を果たす可く最善の努力を払いつつあるのである。

スポーツが国民文化の向上、国民思想の民主化に大きい役割を占めることは言をまたない。又健全娯楽として青少年の思想を善導する上に於いてスポーツの有する意義も極めて深い。この意味において本会は本年度特にスポーツの奨励に意を用ゐると共に、その一助として本年秋を中心とし全国的国民体育大会を開催せんとするものである。終戦後漸く一ケ年を経過せんとする今日世情未だ常態に復さない憾みがなしとはいえないが本催が我国民主化の促進、国民健全娯楽の振興に幾分でも寄與するところあるならば幸ひである。」

この格調高い「趣旨」は当時副会長（会長不在）であった末広厳太郎（東京帝国大学法学部教授・労働法）の筆に

# 1 大衆化とオリンピック主義

## （1） スポーツの大衆化

戦後の体協の活動は国民体育大会とともに活発化すると言っても過言ではない。一九四六年二月の理事会で久富達夫、石田啓次郎から提案された「純粋スポーツ」による国民体育大会の開催を決定し、これを全国に呼びかけることにした。<sup>(1)</sup>その後全国一三ブロックにおける「地方スポーツ関係者との懇談会」で感觸を得て、五月八日の理事会で決定した。こうして、懇談会は国体開催の意欲を伝え、地域からの盛り上がりを期待すると同時に、地方の実情を聞くという側面を有していた。

その懇談会とは次のようなものである。「戦後の混乱したわが国のスポーツ界に安定性を与えるとともに、時局に対処する今後の方針を確立するために、地方スポーツ人とひびを交えて懇談する機会を作ることの必要を認め」、四六年四〜六月までに全国一二カ所一三回にわたって持たれたものである。食料不足、交通の混乱した時代で、すべての参加者が苦勞しながらの参加であったが、それだけに懇談はいずれの土地においても歓迎され活気に満ちた意見交換がなされた。主な懇談事項は以下のようであった。

- ① 体育会を改組し、純粹な民間団体として、地方と本部とを密接にさせること。
- ② 運動用具の需給を円滑にさせること。
- ③ ブール修理用セメントの配給を図りまた破損皮革用具の回収をすること。
- ④ 戦災スポーツ施設の復旧計画、占領運動場や広場の接收解除の促進を図ること。
- ⑤ 全国的スポーツ大会を開催すること。

### 三 日本体育協会・国民体育大会

一九一二年の第五回オリンピック（ストックホルム）参加のための母体として一九一一年七月に創立された大日本体育協会が前身である。

一九四二年四月八日、傘下の運動競技団体を解消し部会編成として大日本体育会に組織替えした。ここで会長に総理大臣、副会長に厚生・文部両大臣を置き、大政翼賛会化した。

敗戦と共に、先述のようにGHQからの解散命令を受け、その一〇月、戦時中全国五カ所に駐在した地方支所を閉じ事務局の態勢を整備すると共に、次のような方針を立てて、新たな出発を意図した。

① 時局に対応するため本会の組織を改めること。

② 地方スポーツ人の声をきき、その対策を立てること。

③ スポーツにより、国民、とくに青少年に健全娯楽と希望を与えること。

こうして寄付行為の改正が行われ、それが文部省に認可されたのは一九四八年一月一三日である。名称も財団法人日本体育協会として再出発した。戦前・中の大政翼賛会化を反省し、純然たる民間団体とするため役員には政治家との距離を一定置いていた。また新聞もすでに終戦の四五年一月六日には「スポーツを民間に還せ」（朝日新聞、社説）として大日本体育会と学徒体育振興会を解散し、改組し、役人の手からの解放を警告した。こうして出発した日本体育協会（以降、体協と呼ぶ）は、その社説が危惧したにもかかわらず、実質的には依然として、国家との関係を「密」にしながら進んでいった。この第一期の体協の特徴を以下のように捉えてみたい。

校体育と社会体育との連携を緊密にし、両者一体となり、現下の情勢と地方実情をよく考慮し、遠大なる企画のもとに、当面せる問題より漸次重点的に実施することが必要である。実施に当たりては、国民生活に即応して個人の趣味嗜好を生かし、常時実行し得ることを主眼とすると共に、スポーツの持つ特殊性を日常生活の上に活用するよう指導することが必要である。

- 一 組織機構の整備拡充
  - 二 体育指導者の充実強化
  - 三 奨励すべき運動種目
  - 四 運動会、競技会、対抗試合の奨励
  - 五 体育運動の生活化
  - 六 体育施設の整備
  - 七 勤労者体育の奨励
  - 八 女子体育の奨励
  - 九 剣道、柔道、弓道の取扱について
  - 一〇 体力章検定の実施
  - 一一 民衆体育の奨励
  - 一二 社会体育運営上の注意
- (2) 「スポーツ振興に関する決議案に関する件」(衆議院、一九四九年五月一〇日)における河野謙三議員の発言(『近代日本教育制度史料』第三三卷、講談社、一九五八年、二五三頁)。
- (3) 草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第三九号、一九八五年、九頁)。
- (4) 「スポーツ省」的発想の起点であろう。

### 三 保健衛生施策の拡充強化

#### 1 運動医学の振興刷新

#### 2 学校医制度等の刷新充実

#### 3 独立教材としての保健科の設定

#### 4 学校給食の拡充

#### 5 学校の保健衛生に関する総合的立法の早急な実現

### 四 体育保健指導者養成機関の拡充と強化

### 五 体育行政機構等の強化

このうち特徴的なことを二、三挙げておこう。一―二では学校体育の学習指導要領に相当するような、社会体育指針の作成を提起している。これは「社会体育実施の参考」のより具体化である『社会体育指導要項』（一九五一年三月二一日）に繋がって行ったと思われる。三―五では学校衛生の法的措置として「学校保健法」（一九五八年）へ繋がっている。最後の五では、行政機構として内閣直属の独立官庁としての体育行政機構を構想している。「やむを得なければ、現在の文部省体育局を更に拡充強化して、その任に当たらせる」とある。

この「体育振興委員会」は一九四九年七月に保健体育審議会が発足することによって解散した。

（一）「社会体育実施の参考」（『近代日本教育制度史料』第二七巻、講談社、一九五八年、五二八頁）の前文と骨子は以下の通り。（各項の細目は省略した。）

「社会体育実施の参考」

社会体育の健全なる発達は組織機構の整備拡充、指導網の充実並びに施設用具の整備が先決問題である。その運営は常に学

ついて」の実情調査を行っている。

その他、この時期行政のスポーツ振興施策としては、「社会体育指導者講習会」（一九四八年八月三十一日、東京女高師）、「運動医学講習会」（二月一六～九日、京都鴨沂高校）等の指導者講習会が主要な内容であった。参加費用は参加者持ちが殆どであった。施設不足の解消は如何ともしがたい実情であったから、こうした人的側面の組織化が主流となったのである。これはまた行政が他方で進めていたスポーツ関係の組織作り、行事推進との関連が大きかった。講習会の内容等をみると、スポーツやレクリエーションのいわゆる技術的な内容が殆どであり、民主化の意義はあまり強調されていない。この事はスポーツ界での旧体制つまり「国体護持」の観念を十分には批判し切れず、むしろ温存する結果になっていたと言えよう。

行政はまた、一九四八年一月二六日に文部大臣の諮問機関として「体育振興委員会」を設置し、今後の「体育振興の具体的方策」について諮問した（一九四九年二月一七日）。二月二五日に答申された。内容は次のように、その後の諸改革のほぼ全般にわたっている。（『体育スポーツ総覧（5）』）

一 正しい体育運動のあり方を説明し普及すること

- 1 スポーツマンシップの説明
- 2 スポーツマンシップ高揚のためにとるべき処置
- 3 学徒競技会の適正な運営
- 4 虚弱者のための体育運動の振興
- 5 運動選手の科学的健康管理の確立

二 体育施設の整備拡充と用具の適正な需給

国民の心身の活力化のためでもあった。

こうした理念の確立と共に具体的な施策、行事もすこしずつ動き始めていた。まず初めに着手されたのは、大衆の軟式野球のためにスポンジボール一万ダースを全国各府県に配給した（一九四六年四月一九日）ことである。敗戦後の物資の極めて不足した状態であったから、放置しておけば「必然的に一部有産階級の専有物化して、とうていスポーツの民主的発展は望むべくも<sup>(2)</sup>」ない実態であったからである。

さらに文部省は五月三〇日、体育局長名で戦災都市（町）長宛に通牒「戦災都市（町）体育主事会議開催の件」を出した。そこでの議題は「1 戦災都市（町）の体育運動施設の復旧および拡充の計画について」「2 社会体育運動の実施について―運動団体の組織、指導員、運動用具、奨励すべき運動種目―」であり、全国六箇所で会合と、引き続き「社会体育運動普及講習会」が開催された。この講習会で、CIE（GHQの下部組織である民間情報教育局）の体育担当官ノーヴィル少佐は「チャンピオンシップへの偏重を批判し、Co-Recreationの重要性を強調して全ての国民が参加できる内容の普及と制度・条件の整備とを奨励<sup>(3)</sup>」、CIEの指導もスポーツの大衆化・民主化、レクリエーションの普及へむけて次第に活発化し始めたのである。

一月一日には第一回国民体育大会が戦災の無かった京都府を中心として開始され、文部省も積極的に援助した（国民体育大会については後述）。

一月一日、文部省は「体育指導員設置費補助に関する件」（体育局長から各地方長官宛）を通牒し、スポーツクラブの健全な育成をも含めて、一二万円を補助した。

そして二月二七日には「地方体育の状況報告の件」（体育局長から各地方長官あて）を出し、各地方の「一、体育関係・課、掛、職員について 二、事業計画について 三、予算について 四、補助金について 五、体育施設に

④ 国際的体育運動ニ関スルコト

⑤ 体育施設資材ニ関スルコト

こうした所管事項に則り、戦後のスポーツ行政は出発した。

スポーツ施策を展開する上で、第一次米国教育使節団報告書におけるスポーツ重視は大きな意義を持った。小中高のみならず、大学においてもスポーツを中心とした体育を推奨したからである。スポーツを通して育成されるスポーツマンシップを基盤としての民主主義の形成は、報告書の中であまりスペースを与えられてはいない社会教育にも大きな影響をもたらした。こうしてスポーツ行政への御墨付を貰った文部省、および関係スポーツ団体は徐々に活動を活発化させて行く。

この時期あるいはその後のスポーツ政策の基本を形成したのは、一九四六年八月二五日に発せられた通牒「社会体育の実施に関する件」(体育局長より地方長官、各学校宛て)と、その基本姿勢ともいうべき「社会体育実施の参考」<sup>1)</sup>である。

ここには、組織、指導員、種目、施設・設備・用具、勤労者、婦人等、その後のスポーツ施策のほとんどが提起されている。組織の点では、「会社、工場、商店、官庁等夫々の職場単位に体育クラブ、市区町村に運動団体等を設けるよう奨励」している。指導者の充実については、それが組織同様社会体育振興上、最も重要であるとして、特に学校教職員の役割を強調している。施設の点では、「現在ある体育施設を活用すると共に、漸次修復拡充を図るように」して、あらゆる可能な施設を活用するよう提案している。戦後改革の一つの大きな点は、勤労者のスポーツが重視されたことである。労働組合体育大会(後述する)にみるように、その後労働省も推進母体として参加をする。

またこの時期スポーツが強調されたのは、先の使節団の提起した民主主義のトレーニングとしてであり、被弊した

ヨーロッパにおける西ドイツと同様にアジアにおける日本は、非軍事化・民主化を止め、「極東の工場・反共の防壁」として「復興・自立化」させることになったのである（一九四八年一月六日、アメリカ陸軍長官ロイヤルの演説）。

敗戦処理としての「非軍事化・民主化」路線の中で、民主主義勢力の形成と定着が前進したが、戦前・中の軍国主義・皇国主義を完全に克服しないうちにアメリカの対日政策が変更され、反共主義、国体護持派の台頭が図られた。この第一期の政治・経済背景は前半の非軍事化・民主化から後半の「民主化」と他方での反共・国体護持の台頭を顕著にした。こうした中にスポーツも存在したのである。

## 2 スポーツ（社会体育）行政の開始

終戦間際の一九四五年七月一日、文部省は総務・振興・衛生・勤労の四課で構成されていた体育局を廃止し、総務局と学徒動員局に吸収した。したがって戦後のスポーツ（社会体育）行政はまずその組織機構の整備から始めなければならなかったと言えるであろう。つまり一九四五年九月五日に体育局（体育課、勤労課、保健課）が復活し、そして翌年一月、学校体育と社会体育（スポーツ）の一元化を意図して、体育局に社会体育を所管する振興課が設置された（厚生省の健民局は廃止された）。これは、戦時中軍国主義を鼓吹していた大日本体育会に対しGHQは解散を命じ、それを監督していた厚生省健民局の廃止を強いた結果であった。

その文部省体育局振興課の所管事項は次の五点であった。

- ① 社会ニオケル体育運動ノ普及ニ関スルコト
- ② 体育大会、競技大会、ソノ他体育行事等ニ関スルコト
- ③ 体育団体ニ関スルコト

(1) 五十嵐頭編『戦後教育の歴史』青木書店、一九七〇年、三二頁。

(2) 山田敬男『戦後日本史』学習の友社、一九七九年、二六頁。

(2) 戦後民主化と国体護持

以上のような「禁止的措置」「否定的措置」に続き、一九四六年に入ると「積極的措置」が講じられるようになる。一九四六年一月には日本国憲法が公布され、四七年にはいると労働基準法や地方自治体法等が制定され、法治国家としての体制が着々と整備され始めた。さらに第二次農地改革や労働組合の結成促進の中で、農民・労働者の権利も確立し始めた。教育では「米国教育使節団報告書」(一九四六年四月)以降、教育勅語の廃止を経て、教育基本法の制定をはじめとする一連の抜本的な改革も開始された。しかし他方、極度のインフレの中で労働者の生活はどん底に虐げられていた。こうした怒りが、労働者の団結を強め、一九四七年二月一日には全官公庁共同闘争委員会によるゼネストが予定された。これに「民主主義の行き過ぎ」(脅威)を感じたGHQマッカーサー指令部は、一月三十一日にゼネスト中止命令の強権を発動した。(四八年七月三十一日にはマッカーサーの書簡にもとづく政令二〇一号によって、全官公労働者から団体交渉権とストライキ権を剝奪した。)

この辺りから、GHQ、アメリカの対日政策が大きく変換するのが明らかになりつつあった。つまり、アジア、特に中国では四六年夏ごろから内戦が始まり、四七年夏ごろからは共産党勢力が優勢になりつつあったからである。そして一九四九年一〇月一日の中華人民共和国の成立となる。四八年九月九日には朝鮮民主主義人民共和国が成立し、アメリカのアジア政策は大きな破綻に直面していた。東ヨーロッパでは一九四八年二月のチェコ政変、四月一日にベルリンの封鎖が始まり、四九年四月に北大西洋条約機構(NATO)の結成によって東西陣営の対立が激化していた。

こうして、以下の一一項目の方針の要点が述べられた。一、新教育ノ方針 二、教育ノ体勢 三、教科書 四、教職員ニ対スル措置 五、学徒ニ対スル措置 六、科学教育 七、社会教育 八、青少年団体 九、宗教 一〇、体育 一一、文部省機構ノ改革。(最後の文部省機構の改革は、その後スポーツに関わっても大きく影響を与えることになる。)

さて、先の前文と同時にその第一項「新教育ノ方針」でも「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ」行うと述べ、「国体ノ護持」と「平和国家ノ建設」とが、何等説明の不明なままに並存させられている。この時点では未だGHQの指導は入っていなかったのであるが、民主派と国体護持派との対立がすでに鮮明に現れていたといえることができる。しかし翌一〇月からは、一九四五年の内に、次のような教育四大指令が発せられ「国体護持」は暫くは潜行することになる。

① 「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」(一〇月二二日)

② 「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」(一〇月三〇日)

③ 「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件」(一二月一五日)

④ 「修身、日本歴史及び地理停止に関する件」(一二月三一日)

この四大指令で占領政策における教育の「否定的措置」「禁止的措置」は終了し、一九四六年四月の第一次米国教育使節団報告書をまわって、「積極的措置」に入っていくわけである。スポーツに関しては、学校体育も社会体育もこの教育施策の傘下にあった。特に社会体育について言えば、一九四五年一〇月二五日厚生省は「体育運動に関する方針」を通牒し柔剣道、射撃を禁止した。また戦前・中に武道の統括団体として翼賛体制に積極的に参加してきた大本武徳会が一九四六年九月一三日に解散させられた。

して最後は、中国をはじめとする植民地・半植民地の民族解放闘争が反ファシズムに参加することによる民族解放闘争という性格である。これらの特徴、性格の中での主要なものは、ファシズム対反ファシズムの戦争であった。しかし戦後日本の占領政策をめぐっては反ファシズム内の矛盾の噴出、つまり資本主義対社会主義の対立が主要な矛盾に転化した。<sup>(1)</sup>

一九四五年七月二六日に発表されたポツダム宣言には、軍国主義勢力の一掃、日本軍の武装解除、戦争犯罪人の処罰、民主主義の徹底などが謳われた。この点ではポツダム宣言の基調は、反ファシズム、民主主義にあったといえよう。このポツダム宣言にもとづく「非軍事化・民主化」が戦後改革の基調であった。<sup>(2)</sup>

日本の第二次世界大戦の敗戦後の処理とその後のものである再建政策は、そうした戦争の性格に規定されて当時の世界的な民主化の課題とアメリカの対社会主義敵対路線との矛盾、国内では民主主義推進派と軍国主義、皇国主義維持の国体護持派という、複雑な情勢を反映したものであった。

さて、終戦直後の敗戦処理は、それまでの軍国主義的要素の払拭に重点が置かれ、非軍事化、民主化が目指された。まず、一九四五年一〇月九日に成立した幣原内閣に対しGHQ（連合国軍総司令部）は、思想・宗教・集会の自由を制限する法の一切の禁止、政治犯の釈放、特高警察関係者全員の免職、特高警察の廃止等、憲法の自由主義化、人権確保の指令を出した。教育の分野で見れば、文部省が体系的な戦後教育改革の基本を明示したのは、九月一五日の「新日本建設の教育方針」であった。その前文では次のように述べられている。

「文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉戴シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培ウ文教諸施策ノ実行ニ努メテイル」

の動搖を理解する上でも、所管部局の変更を見ておくことは参考とならう。

・一九三八年 厚生省設置 体力局（企画課、体育課、施設課）

・一九四〇年 国民体力法

・一九四一年 人口局（体練課、練歩課）

・一九四二年 人口局（鍛錬課）

・一九四三年 生活局

・一九四五年 健民局

もっともこの間、文部省においても一九四一年に主に学校体育を主管する体育課が体育局（体育運動課、訓練課、衛生課）に「昇格」し、その内部機構が名称も含めて著しく変動した。

二 法的模索期——第一期（一九四五年八月—一九四九年六月）…敗戦から一九四九年五月の体育局廃止を経て一九四九年六月の社会教育法（特に第二条）成立まで

# 1 政治・経済的背景

## （1）敗戦処理

第二次世界大戦は幾つかの複雑な側面を有していた。第一は、日独伊の三国同盟、三国協定による世界再分割のための性格、つまり帝国主義戦争という面である。第二は、その三国同盟対連合国（米・英・ソ）という図式でのファシズム対反ファシズムという性格である。第三は、連合国内の矛盾に見られるような資本主義対社会主義である。そ

所管されることになった。その所管事項は以下の通りである。

- ① 社会体育指導者ノ養成（学校組織ニ依ラザルモノ）
- ② 青少年体位並ニ体力検査
- ③ 社会体育運動

ア 男女青少年団体其ノ他一般ノ国民ニ対スル体育運動ノ指導奨励助成

イ 全国的社会体育運動関係ノ指導奨励助成（学生生徒児童ヲ以テ組織セル団体ヲ除ク）

ウ 地方的社会体育運動団体ノ指導奨励助成（学生生徒児童ヲ以テ組織セル団体ヲ除ク）

エ 国際的体育運動団体ノ指導助成（学生生徒ヲ以テ組織セル団体ヲ除ク）

オ 其ノ他ノ社会体育運動事業ノ奨励助成

カ 学校所屬以外ノ運動場、競技場、体育館、武道場ノ施設指導等

体力局では、一九三九年に国民体力審議会を設けて国民体力法を制定した。二六歳未満の男子、二〇歳未満の女子を対象に、各個人に体力手帳を配布し年一回ないし二回の体力検査を行い、国民体力の管理と指導を行おうとした。こうして年間数百万人の青年が検査を行った。以上のことから分かるように、この法律は国民のスポーツを保障するものとは遥かにかけ離れ、むしろスポーツを禁止する動向の中で健康・体力を、もっぱら「天皇の赤子」である「健兵健民」育成のための体力管理政策の体系であった。

一九四一年一月八日の日本軍の真珠湾攻撃に始まる太平洋戦争への突入という情勢の中で、国民体力管理行政は「東亜共栄圏ヲ建設シテソノ悠久ニシテ健全ナル発展ヲ図ル」ための人口政策行政へと移行した。こうした社会体育（スポーツ）の行政制度の変遷は以下の通りであり、戦後も含めたスポーツ（社会体育）の、行政における位置付け

によらず天皇の命令という形式をとった。確かに戦前・中もスポーツは行われていたが、スポーツ法は一切存在しなかった。しかし戦前・中の、スポーツに最も近く関わると思われる国民体力法（一九四〇年）<sup>(1)</sup>についてその成立経過、立法の趣旨について簡単に触れておきたい。

(1) 『日本近代教育百年史 第八巻 社会教育<sup>2</sup>』国立教育研究所、一九七四年、一二七頁参照。

## 1 国民体力法

それまで広義の衛生行政として行われていた体育運動に関する行政権限が一九二八（昭和三）年五月八日、内務行政から文部行政（大臣官房体育課）に移管された。これは「社会体育」が「思想善導」「国民訓練」「スポーツの民衆化」という観点から社会教育として注目され、行政としても大きく位置付け始めたからであった。文部省では翌年の体育運動審議会設置をはじめとして、学校体育と社会体育の一元化を推進してきた。この一環として地方体育運動職員制（勅令第一四六号、一九三〇年八月八日）が設けられ、地方にも体育運動主事が置かれて、社会体育の行政が徐々に形成されていったのである。

満州事変（一九三一年九月一日）以降は特に軍国主義、皇国主義思想の注入を意図した社会教化、国民精神総動員体制が強化され、心身一体の鍛練が強調された。こうした政策の一環に一九四〇年に予定されていた第二回東京オリンピック大会があり、それはまた紀元二六〇〇年記念事業の重要事項として、「国民ノ保健ヲ増進シ更ニ国威ヲ中外ニ發揚スル絶好ノ機会トシテ」位置付けられた。やがて国家総力戦体制化のなかで、体育及び衛生行政（国民の体位向上）と福祉行政（民生安定の社会政策）を意図した厚生行政の確立が逼迫した課題となっていた。こうして一九三八（昭和一三）年に厚生省が設けられ、これまで文部省所管であった社会体育行政はすべて厚生省（体力局）で

こうした戦後スポーツ行政の研究を参考にしながら、次章からスポーツ法の歴史研究を展開しようと思う。  
（1）草深論文では一貫して「要領」となっているが、『社会体育指導要項』が正しい。

## 第二章 敗戦後のスポーツ行政と法

スポーツ行政の時期区分を参照にしながら、「スポーツ基本法」研究の第一の課題つまりスポーツ法の変遷について次の五期に区分して展開したい。

第一期 法的模索期（一九四五年八月～一九四九年六月）

第二期 スポーツ振興法の制定へ（一九四九年六月～一九六一年六月）

第三期 法的確立と一定の前進期（一九六一年六月～一九七二年二月）

第四期 スポーツ権思想の発展（一九七二年二月～一九八〇年代初頭）

第五期 スポーツ振興法反古政策と権利・公共性の対立（一九八〇年代）

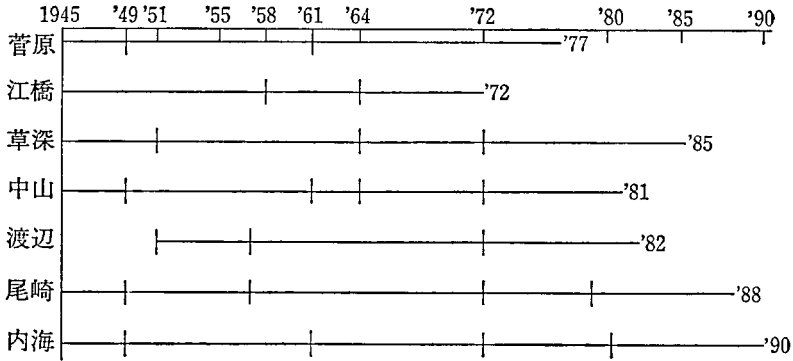
以下、各時期をその政治・経済的背景、スポーツ行政の経緯、スポーツ法の形成、時期の主導要因と次期への誘因という骨格で展開する。

### 一 戦前・中の「スポーツ法制」

戦後の変遷を見る前にまず戦前・中の「スポーツ法制」について概観しておこう。

戦前・中と戦後の根本的な差は勅令主義と法令主義の違いである。前者は権限の全てが天皇に集中しており、法律

表 1



中山は予算分析からであるが、社会教育法、スポーツ振興法、東京オリンピック、コミュニティ・スポーツ振興として区分した。

草深と尾崎は、既述したように関の基調を踏まえながら、それぞれに四期、五期に区分している。草深は時期区分の境界は明確ではないが、次のような段階としている。「体育・スポーツの戦後改革」と『社会体育指導要領』<sup>(1)</sup>「社会強育法『改正』とオリンピックシズム」「自主的スポーツ運動と保体審答申」「国民のスポーツ権」と臨調・行革路線である。尾崎の場合、「戦後改革期」「社会教育法期」「五七年の社会教育法の一部改正あたりからの競技力向上重点期」「七二年の保体審答申期」「七九年頃からの行政改革期」として区分されている。草深、尾崎共に国民のスポーツ要求・運動を視点にしているところが特徴である。

以上の時期区分、段階区分からも分かるように、スポーツ行政の歴史にはエポックメイキングな大きな境界が幾つか存在する。それらの認識はほぼ全ての論者に共通認識となっているが、論者の立場を鮮明にさせるような視点、例えば国民スポーツ擁護の立場からの歴史評価、その視点からの歴史の分析の視点等では、明白な違いがある。

（3）草深直臣「現代日本の社会体育行政の展開と課題」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第三九号、一九八五年）。同「体育・スポーツの戦後改革」（『スポーツの自由と現代』下、伊藤他編、青木教養選書、一九八六年）。

（4）尾崎正峰『戦後社会体育政策の生成と展開』一橋大学社会学研究科博士課程単位修得論文、一九八八年。

（5）江橋慎四郎「社会体育の進展—社会体育行政施策の展開を中心にして」（『社会教育』碓井正久編、戦後日本の教育改革10、東京大学出版会、一九七一年）。同「戦後における社会体育行政の展開」（『社会体育』松島、江橋編、第一法規出版、一九七二年）。

（6）菅原礼「社会体育の変遷」（『現代社会体育』菅原編、不昧堂出版、一九七七年）。

（7）中山正吉「我が国のスポーツに関する財政政策（1）」（2）」（『教育科学』第一五、一六卷、島根大学教育学部紀要、一九八一年）。

（8）渡辺義行「日本におけるスポーツの大衆化の道標」（『教育医学』第三一卷第四号、日本教育医学会、一九八六年）。

## 2 戦後スポーツの時期区分

以上、戦後スポーツの行政史研究を垣間見てきたが、そこでの時期区分についても検討しておきたい。（表1参照）それぞれの時期区分とそこにおける指標について見てみよう。

菅原の場合、社会教育法（一九四九）とスポーツ振興法（一九六一）という法律制定を区分として、三段階に分類している。江橋の場合はアジア大会と東京オリンピックという行事を区分としている。この両者は、こうして区分の指標が対照的に異なっているが、各時期の説明は主として行政施策の羅列であり、内実として大差はない。

渡辺の場合、「この一年間にスポーツをしたことがありますか」という政府調査、統計の量的な推移から、大衆化の変遷を低調期、急増期、大衆期としたのである。

る。

しかし、こうした戦後のスポーツ史を、前記のような国家と国民という図式を完全に欠落させ、単なる諸事項の経緯を記述したものととして、江橋慎四郎<sup>(5)</sup>と菅原礼<sup>(6)</sup>がいる。しかしこの両者においても、時期区分の指標は異なっており、この点は後に触れたい。

戦後スポーツを文部省予算から分析したものに中山正吉<sup>(7)</sup>がいる。戦後の変遷を社会教育法の成立、スポーツ振興法の成立、東京オリンピックの開催、一九七〇年代のコミュニティ・スポーツの振興に分けて、予算の変遷を辿っている。当然にしてそれぞれの節目を境にして幾分かの予算の上昇を後付けている。しかしそうした予算の変遷の意味、課題についての分析は弱いように思われる。

そして最後に、政府関係の調査資料の歴史的分析からスポーツの大衆化の変遷を追った渡辺義行<sup>(8)</sup>がいる。一九五一〜八二年の間を「低調期」「急増期」「大衆期」の三期に分けている。しかもあれほどの大行事であった東京オリンピックが国民への大衆化においては何等直接的な影響は認められないとしている点が注目されよう。

ところで、関、草深、尾崎に共通したテーマがある。それは戦後スポーツにおける民主的主体をどの様に抽出し、描くかという課題である。諸分野の中でも民主化の最も遅れた分野といわれるスポーツ界での時々の課題と、それに立ち向かう主体の形成は現在のそしてこれから直面するであろう諸課題に対処して行く上で、まさに依拠すべき対象である。それはまた本稿の中心テーマともなっている。

(1) 関春南「戦後日本のスポーツ政策―オリンピック体制の確立―」『経済学研究』第一四号、一橋大学研究年報、一九七〇年。

(2) 関春南「スポーツ政策論研究序説」『経済学研究』第一九号、一橋大学研究年報、一九七五年。

そこから影響を受けている。行政と法の関連の変遷はそうした諸要因との対応の中で把握されなければならない。

## 一 戦後スポーツ史研究と時期区分

戦後スポーツ（社会体育）は既に四十五年を経過しており、この間戦後スポーツの歴史研究と時期区分も行われている。しかしスポーツ法制に関わる研究、時期区分は残念ながら未着手である。が、既に述べたように、行政と法は密接な関係にあり、法制研究も行政研究と近い関係にある。したがって、スポーツ法研究の現段階においては、法制研究は行政研究を基盤とすることが必要である。と同時に他方では、両者は行政と法というように対象を異にし、独自の論理構造を有するために時期区分等においては多少のずれが生じるのは有り得ることである。ともあれ、行政を中心とした戦後スポーツ研究と時期区分についても垣間見ておこう。

### 1 戦後スポーツ史研究

戦後スポーツ政策分析の草分け的存在として、関春<sup>(1)</sup>南の論文がある。ここでは戦後のスポーツ界における「民主化」政策とスポーツの「大衆化」の関係、やがて国際復帰の過程でオリンピック主義、一部エリート選手主義と日本の軍国主義・皇国主義の復活が結合されて、それに文部省そしてその外郭団体としての日本体育協会が転化して行く経過と構造が描かれている。そうしてその基盤の上に、スポーツ振興法の成立を位置付けている。さらに引き続く別稿<sup>(2)</sup>では主として一九七〇年代の「国民スポーツ」の高まりに支えられたスポーツ政策論の成立を論証している。こうして戦後スポーツの三十年間の歴史を、権力と国民との対立の中に描き出したものである。

この関の研究を基盤として、その発展上に草深直臣<sup>(3)</sup>と尾崎正峰<sup>(4)</sup>の研究がある。両者ともに八〇年代の中盤までを含み、関の関心を発展させている。そして草深はGHQ占領期の資料から、体育・スポーツの戦後改革を追究しつつあ

「スポーツ基本法」との関わりで問題化されることは必然であり、諸外国のスポーツの法的位置付けも検討したい。こうしたなかでも、ECスポーツ所管大臣会議「ヨーロッパみんなのためのスポーツ憲章」(一九七五)やユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」(一九七八)はすべての人がスポーツを享受する権利「スポーツ権」を歴史上初めて、高らかに謳った憲章であり、そこには「スポーツ基本法」確立の上でも多大な教訓を秘めているように思われる。その法的分析、形成の背景分析等は不可避な課題である。

第三は権利を中核としたスポーツ法の体系化の研究である。ここでは関連する「新しい人権」の他領域の権利構造との内的関連を探りながら、深求したい。

最後に「スポーツ基本法」の提案である。以上のような経過を踏まえてから、「スポーツ基本法」がはじめて内実を持って提案できるであろう。

## II 戦後スポーツの行政と法

本稿では、戦後スポーツの行政と法の関わりを検討する。ここで言うスポーツ法とは、社会体育分野に関するスポーツとそれに関わる法律である社会教育法、スポーツ振興法を中心に関連する法を意味している。しかしこの場合例えば施設に関わっての「土地収用法第三条 土地を収用し、又は使用することができる事業」等や「労働基本法第三十三條 労働時間、第三十四條 休憩」等もスポーツに関わっているが、直接的には他の対象を意図したものであり、ここでは分析の対象とはしていない。また行政の範疇は政策をも含めて、広く解釈している。

さて、スポーツ法は主要には行政を経て施行される。したがってこの両者の関連把握が中心テーマとなるであろう。そしてそこにはそれらを取り巻く政治・経済的要因、スポーツ思想、運動など多くの要因が影響を与えており、また

第一は、戦後スポーツ法の歴史的過程の展開である。日本の土壌の中でスポーツ法はいかに形成されてきたか、そこでは如何なる課題を抱え、現在に至っているかの究明である。

第二は、濱野のスポーツ法の体系が兼子仁『教育法』における教育法の体系の応用を特徴としているが、スポーツ権や教育権が一九七〇年代以降の「新しい人権」の範疇であり、その他の環境権や健康権、社会保障権等との内的な関連性が問われるのであれば、当然にそれら諸権利の論理構造も同時に展開される必要があると思うのである。

第三に、濱野のスポーツ法体系が現在の段階においても歴史的、構造的に包みきれていない領域があること、更に「スポーツ基本法」の展望がなされていないことである。

⑧を中心とするスポーツ法の検討は、稿を改めて詳しく検討する予定であるが、以上のような先行研究の概略からも研究対象がより鮮明になってきたように思う。

## 二 「スポーツ基本法」研究計画

以上のような先行研究のより詳細な総括も含めて、「スポーツ基本法」の研究は以下のように構想されよう。

第一はスポーツ法の歴史的展開であり、次項から展開する本稿のテーマである。

第二は諸外国のスポーツ行政と法（歴史と構造）の関係であり、欧米におけるスポーツ法研究も八〇年代に入って、急激に進展してきた傾向にある。未だ文献を散見するレベルにすぎないが、国としてはイギリス、カナダ、アメリカ、オーストラリア、西ドイツ等が始めている。その多くは傷害と裁判、あるいはプロスポーツの労働協約等が中心であり、人権としてのスポーツ権の確立、スポーツ法体系の確立を志向したものは数少ない。ともあれ、スポーツの法的接近はスポーツとしても法律としても益々不可避なテーマになって来ている。また、スポーツ行政の制度なども

④ 深谷翼『体育法学―スポーツ事故の法律的研究』フォートにっぽん社、一九七二年。

⑤ 園部・田所『体育と法』法律文化社、一九七三年。

⑥ 伊藤堯『体育法学の課題』道と書院、一九八〇年。

⑦ 濱野吉生『体育・スポーツ法学の諸問題』前野書店、一九八三年。

⑧ 濱野吉生『体育・スポーツ法学概論』前野書店、一九八八年。

⑨ 西村宏一「スポーツと法」(『東海法学』東海大学法学部、第二号、一九八八年)。

⑩ 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

このうち、①は一九六一年に制定された「スポーツ振興法」の逐条解説であり、それ自体一つの法体系をなしている。しかしその積極面と同時に消極面をも有しており、「スポーツ基本法」という視点からの検討が必要とされている。②―⑥はその表題からも理解できるように、スポーツ事故と裁判について論じられたものである。それ自体重要であることは言うまでもないが、本研究の対象とするスポーツ法の体系化、「スポーツ基本法」の確立を主要な課題とはしていない。⑦は現状の問題を検討しているが、著者自身も述べているように未だ諸問題の列挙に留まっている。⑧は今の研究の素描を試みたものであり、論点について深く触れてはいない。⑨は七〇年代のスポーツ権論を整理しており、本研究の「スポーツ基本法」研究の前提を形成している。

こうしたなかで権利論を軸とするスポーツ法の体系化、スポーツ法学研究は、⑧ 濱野吉生『体育・スポーツ法学概論』ではっきりと課題化されており、初の試みであると同時に、貴重なものである。そこには関連法の解釈をはじめ学ぶべき点が多数あり、更に今後のスポーツ法の研究はそれを一つの出発点として位置付けることを不可避とするが、「スポーツ基本法」を構築する上で私は次の三点で課題を残していると考える。

した。一九八〇年代は、行政改革路線のもとで公共施設・行事の民間委託化、スポーツの商業化が進行している。それらは社会教育法、スポーツ振興法、地方自治法にさえ違反したままで強行されている。そして国民のスポーツ要求の対象が分散化され、スポーツにおける基本的権利の曖昧化が進行している。こうした中ではいかなる要求が権利・公共性をもったものなのかという戸惑いさえ見られ、要求の全面的な展開において消極的な傾向さえ見られる。二一世紀を展望した九〇年代の国民のスポーツ要求運動は、七〇、八〇年代のスポーツ運動の到達点を踏まえた、国民の側からの在るべき要求とそれらの裏付けとしての法を体系化した「スポーツ基本法」の提案を要請している。

また、理論的に見れば、七〇年代はスポーツ権理論の発展期であったが、八〇年代は残念ながら余りにも静粛であった。しかし後に見るように、八〇年代には「スポーツ法学」としてスポーツ法（スポーツ関連法）の体系化、さらに権利論と表裏の関係としての公共性論も試みられている。そうした発展の帰結は法体系の集約としての「スポーツ基本法」の研究とその法定化に収斂される必要があるだろう。

こうして「スポーツ基本法」研究は、運動上からも研究上からも指針、里程碑として必須とされているのであり、両者の結節点として、逼迫した課題となっている。

### 一 スポーツ法研究の現状

ここで先ず、日本のスポーツ法研究を概観しておこう。主要な文献は以下の通りである。

- ① 川口・西田『逐条解説・スポーツ振興法』柏林書房、一九六一年。
- ② 伊藤堯『体育と法―体育事故と法的責任』体育理論叢書2、道と書院、一九六九年。
- ③ 伊藤堯『体育・スポーツ事故判例の研究』道と書院、一九七一年。

- 一 政治・経済的背景
- 二 スポーツ行政の経緯
- 三 スポーツ振興会議
- 四 労働組合体育大会
- 五 日本体育協会・国体・オリンピック
- 六 スポーツ振興法の制定
- 七 第二期の主導要因と次期への誘因

## 第一章 課題設定

### I 「スポーツ基本法」の確立を目指して

一九六〇年代以降、世界の先進諸国における国民のスポーツ要求の高まりは、スポーツと法律との関係をあらゆる分野にわたって浮き出たせた。スポーツ傷害の責任問題、補償問題が問われ、必然的に裁判も増加した。また、多くの種目でのプロ化傾向の中で、労使問題も大きくなってきた。さらに一九七〇年代には、ヨーロッパスポーツ所管大臣会議の「ヨーロッパみんのスポーツ憲章」(一九七五)、ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」(一九七八)が提起されることによって、基本的人権としてのスポーツを享受する権利の問題が大きなテーマとなってきた。

日本国内においても、一九六〇年代は「スポーツ振興法」(一九六一)によってスポーツの法的基盤が一定確立した。一九七〇年代はスポーツ権思想の高揚期であり、スポーツを享受するうえでの自然権、社会権が深められた。国のレベルでは保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」(一九七二)をはじめとして施設の充実が目途とされ、そして自治体においても「スポーツ都市宣言」が数多く出され、スポーツ行政は拡大

「スポーツ基本法」の研究（Ⅰ）

戦後スポーツの行政と法（Ⅰ）

内  
海  
  
和  
  
雄

目次

第一章 課題設定

Ⅰ 「スポーツ基本法」の確立を目指して

一 スポーツ法研究の現状

二 「スポーツ基本法」研究計画

Ⅱ 戦後スポーツの行政と法

一 戦後スポーツ史研究と時期区分

第二章 敗戦後のスポーツ行政と法

一 戦前・中の「スポーツ法制」

二 法的模索期（第一期）

三 日本体育協会・国民体育大会

四 日本レクリエーション協会

五 マッカーサー元帥杯競技大会

六 スポーツ議員連盟と国会活動

七 体育局廃止から社会教育法の成立

八 スポーツと法の関係

九 第一期の主導要因と次期への誘因

第三章 スポーツ振興法の制定へ（第二期）